

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年9月28日
【計算期間】	第2期中（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）
【発行者名】	住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 関口 陽平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	北川 久芳
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所
【電話番号】	(03)5219-8777(代表)
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

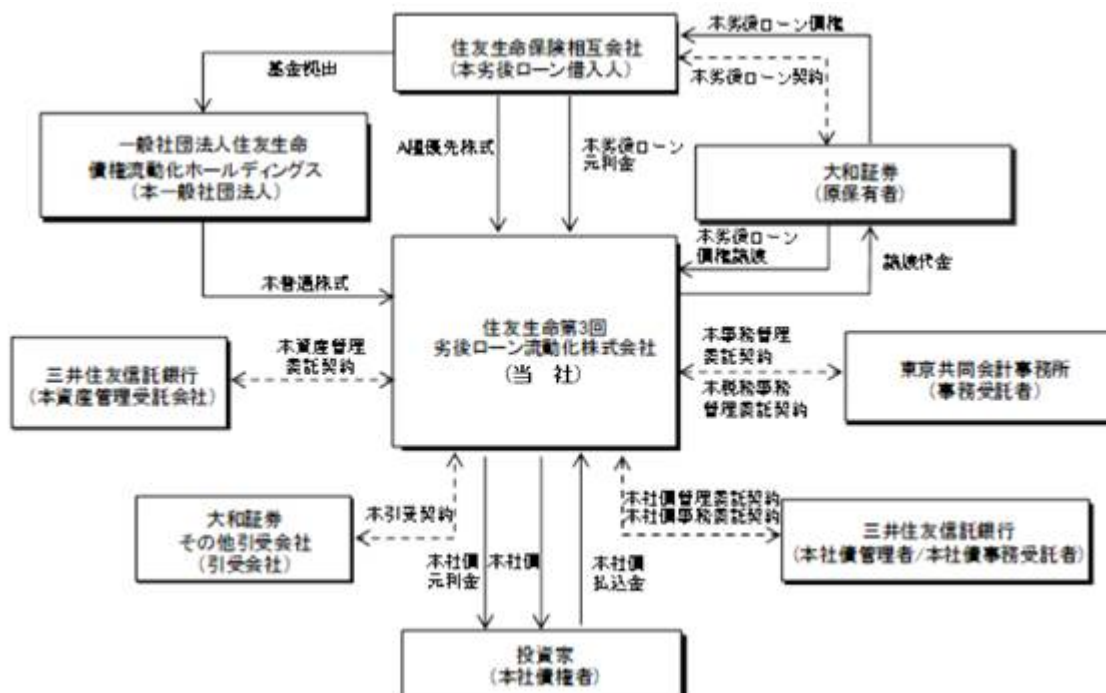
1【管理資産を構成する資産の状況】

(1)【管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等】

① 振替社債

- a 住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）（以下「本社債」といいます。）社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含み、以下「社債等振替法」といいます。）の規定の適用を受け、後記①「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとし、
- なお、本社債の各社債の金額は金1,000万円とし、発行価額の総額は金500億円です。
- b 社債等振替法に従い本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されません。本社債の社債券（以下「本社債券」といいます。）が発行される場合は、無記名式で利札付きに限るものとし、本社債券の券面種類は1,000万円の1種とし、記名式への変更はしません。

② 管理資産の流動化の基本的仕組みの概要等



- a 住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社（以下「当社」といいます。）は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ5万円として、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）に基づき日本国内で設立された株式会社であり、その全ての普通株式は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。その後の改正を含み、以下「一般社団法人法」といいます。）に基づき日本国内で設立された一般社団法人である一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングス（以下「本一般社団法人」といいます。）によって保有されています。
- b 当社は、2022年12月2日付で本社債につき、株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。）からAの予備格付を取得し、払込期日（2022年12月27日）付でR&IからAの本格付を取得しました。詳細については、後記⑨「本社債に関する信用格付」をご参照下さい。
- c 大和証券株式会社（以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。）は、2022年12月20日付で大和証券及び住友生命保険相互会社（以下「住友生命」といいます。）の間で締結された劣後ローン契約書（その後の変更及び修正を含み、以下「本劣後ローン契約」といいます。）に基づき、2022年12月27日付で500億円を、住友生命に対して劣後ローンとして貸し付け、劣後ローンの利息支払及び元本弁済請求権並びにこれらに関する一切の権利（以下「本劣後ローン債権」といいます。）を住友生命に対して取得しました。

- d 当社は、2022年12月20日付で大和証券及び当社の間で締結された劣後ローン債権譲渡契約書（その後の変更及び修正を含み、以下「本劣後ローン債権譲渡契約」といいます。）に基づき、2022年12月27日付で原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受けました。当社が原保有者に支払う本劣後ローン債権の売買代金は本社債の発行によって調達しました。かかる本劣後ローン債権の原保有者から当社に対する譲渡については、本劣後ローン債権の債務者である住友生命の譲渡実行日における確定日付ある証書による承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備されました。
- e 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者から当社に対する譲渡の後においては、住友生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済は当社に対して直接行うものとされています。
- f 当社は、原保有者から譲渡を受けた本劣後ローン債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本社債を発行し、大和証券、SMB C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、野村證券株式会社、しんきん証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が引受を行いました。
- g 本社債は、一般募集です。
- h 本社債は年2回利息支払を行い、2082年12月27日にその元金を一括して償還します。但し、本劣後ローン契約の規定に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延期された場合には、最終償還日は延期後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延期されるものとされます。また、当社が住友生命から本劣後ローンの元本が期限前弁済される旨の通知を受領した場合、本社債の元金を一括して期限前償還します。なお、当社は、後記④「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」、(e)の記載に従い本社債の買入消却を行うことができ、この場合、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本劣後ローン債権の概要」、e「弁済の方法及び期限」、(b)(vii)「本社債の買入消却に伴う弁済」の記載に従い本劣後ローンの元本の全部又は一部は期限前弁済されます。
- i 当社は、2022年12月20日付で当社及び三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」又は「本資産管理受託会社」といいます。）の間で締結された「資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約」（その後の変更及び修正を含みます。）に基づき、本資産管理受託会社に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に係る業務を委託しています。

本半期報告書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「アドバイザー契約」とは、当社及び大和証券の間の2022年12月20日付アドバイザー契約（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「会計監査人」とは、当社の会計監査人をいい、当初は有限責任あずさ監査法人をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法（平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「会社法施行規則」とは、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「改定後利率適用期間」とは、各利率改定日につき、当該利率改定日の翌日（当日を含みます。）から次の利率改定日（当日を含みます。）までの間のそれぞれをいいます。

「貸金業法」とは、貸金業法（昭和58年法律第32号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「元金償還勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定をいいます。

「幹事会社」とは、本社債の引受を行う大和証券、SMB C日興証券、みずほ証券、野村證券、しんきん証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券を総称しています。

「基準国債金利」とは、4年国債金利又は5年国債金利をいいます。

「業務規程等」とは、後記⑪「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則を総称しています。

「銀行営業日」とは、東京において法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「グロスアップ事由」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、④「本劣後ローン債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」、(e)「グロスアップ」の記載に基づき住友生命が追加の支払を義務付けられ、又は義務付けられることとなり、且つ、かかる義務が、住友生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「グロスアップ事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降にグロスアップ事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行うグロスアップ事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「経過利息」とは、既に経過した期間に係る本社債の利息であり、利払日が到来していないため支払われていないものをいい、後記⑫「利率」記載の利率により後記⑬「利払日及び利息支払の方法」の記載に準じて計算されるものとします。但し、未払残高を含まないものとします。

「原保有者」とは、当初の本劣後ローン契約における劣後ローンの貸付人であり、当初の本劣後ローン債権の保有者である大和証券をいいます。

「口座管理機関」とは、業務規程等に定める口座管理機関をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「国債金利情報ページ」とは、財務省ホームページ内「国債金利情報」ページにおける「金利情報」（https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jghcm.csv）（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいいます。

「最終償還日」とは、2082年12月27日をいいます。

「参照基準国債」とは、基準国債金利が4年国債金利である場合には参照4年国債をいい、基準国債金利が5年国債金利である場合には参照5年国債をいいます。

「参照国債ディーラー」とは、住友生命が本社債管理者と協議の上で国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。）又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から最大5者選定する金融機関をいいます。

「参照4年国債」とは、2028年12月27日の翌日（当日を含みます。）から2032年12月27日（当日を含みます。）までの改定後利率適用期間につき、参照国債ディーラーから住友生命が選定する金融機関が選定する国債で、当該改定後利率適用期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として4年満期の円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。

「参照5年国債」とは、2032年12月27日の翌日（当日を含みます。）以降に開始するある改定後利率適用期間につき、参照国債ディーラーから住友生命が選定する金融機関が選定する国債で、当該改

定後利率適用期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。

「資産関連諸契約」とは、本劣後ローン債権譲渡契約、本資産管理委託契約、本事務管理委託契約及び本税務事務管理委託契約を総称していいます。

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「資産流動化法施行令」とは、資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「支払金額」とは、未払残高支払事由が生じた場合における、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額をいいます。

「支払金額の一通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元金で除したものをいいます。但し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

「資本事由」とは、保険業法若しくはその他の関連法令、告示又はそれらの解釈に係る改正又は変更が公表され、本劣後ローンが保険業法及びその他の関連法令における負債性資本又はその時点において適用のある規制上の要件において負債性資本と同等の資本性を有するものとして取り扱われないこととなり、住友生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「資本事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う資本事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「資本性変更事由」とは、株式会社格付投資情報センター、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社及びムーディーズ・ジャパン株式会社又はその格付業務を承継した機関のうちいずれか（本定義において、以下「格付機関」といいます。）が、当該格付機関における資本性に係る評価基準、ガイドライン若しくは手法の改正若しくは変更が生じたか若しくは生じる予定である旨を公表し、又は住友生命に対してその旨書面により通知し、当該改正又は変更に従い、(a)本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関が認めていた資本性よりも資本性が低いものとして取り扱われることとなった場合、若しくは、本劣後ローンの資本性が認められなくなった場合、又は(b)本劣後ローンについて当該格付機関から特定の水準以上の資本性が認められる期間が、本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関から認められていた期間に比べて短くなった場合をいいます。

「資本性変更事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に資本性変更事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う資本性変更事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「資本不足事由」とは、(a)(i)住友生命のソルベンシー・マージン比率が200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回った場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求される場合、若しくは、(ii)当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払を行うことにより、住友生命のソルベンシー・マージン比率が200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回ることとなる場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求されることとなる場合、又は(b)金融庁若しくはその他権限のある監督官庁から住友生命に対して早期是正措置が発動されている場合をいいます。

「出資発行代り金」とは、当社が本社債の発行に先立ってその普通株式及びA種優先株式の発行によって受領した発行代り金をいいます。

「償還日」とは、後記⑭「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」、(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還される日をいいます。

「譲渡実行日」とは、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、本劣後ローン債権が原保有者から当社に譲渡された2022年12月27日をいいます。

「商法」とは、商法（明治32年法律第48号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「しんきん証券」とは、しんきん証券株式会社又はその承継人をいいます。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、住友生命に課される法人税の計算において本劣後ローンの利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、住友生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う税制事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「ソルベンシー・マージン比率」とは、その時点において有効な保険業法若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈における意味を有します。

「大和証券」とは、大和証券株式会社又はその承継人をいいます。

「東京共同会計事務所」とは、株式会社東京共同会計事務所又はその承継人をいいます。

「当社上位債務」とは、当社同順位劣後債務及び本社債に関する当社の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる当社の債務をいいます。

「当社同順位劣後債務」とは、当社の清算手続における支払につき本社債に関する債務と同順位となることが明示された当社のその他の債務をいいます。

「当社劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 当社について、清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- (d) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(d)による当社劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- (e) 当社について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「当初利率適用期間」とは、本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含みます。）から2028年12月27日（当日を含みます。）までの期間をいいます。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「野村証券」とは、野村証券株式会社又はその承継人をいいます。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「払込期日」とは、2022年12月27日をいいます。

「費用支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に費用支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構又はその承継人をいいます。

「保険業法」とは、保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「本一般社団法人誓約書」とは、本一般社団法人が当社及び本社債管理者に差し入れた2022年12月20日付の誓約書をいいます。

「本格付機関」とは、株式会社格付投資情報センター又はその承継人をいいます。

「本業務委託契約」とは、本一般社団法人及び東京共同会計事務所との2019年6月3日付業務委託契約書（その後の変更及び修正を含みます。）及び2022年12月2日付覚書（その後の変更及び修正を含みます。）を総称していいます。

「本資産管理委託契約」とは、当社及び三井住友信託銀行の間の2022年12月20日付資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約証書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本資産管理受託会社」とは、本資産管理委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。

「本事務管理委託契約」とは、当社及び東京共同会計事務所との2022年12月2日付事務管理委託契約書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本社債買入消却」とは、当社による本社債の買入消却をいいます。

「本社債買入消却関連合意」とは、本劣後ローン貸付人が当社である場合において、当社が本社債買入消却を行う場合に、本劣後ローン貸付人が、住友生命と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の弁済に関して行う事前の書面による合意をいいます。

「本社債管理委託契約」とは、当社及び三井住友信託銀行の間の2022年12月20日付住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）管理委託契約証書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本社債管理者」とは、本社債の社債管理者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債関連口座」とは、本社債管理委託契約に基づき当社が本社債関連口座として開設した口座又は新たに開設する口座をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日）」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本劣後ローン債権の概要」、e「弁済の方法及び期限」、(b)の記載に基づき、当社が、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合における、その直後の利払日をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日以外）」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本劣後ローン債権の概要」、e「弁済の方法及び期限」、(b)の記載に基づき、当社が、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合における、当該本劣後ローン期限前弁済が行われる日の3銀行営業日後の日をいいます。

「本社債権者」とは、本社債の社債権者をいいます。

「本社債事務委託契約」とは、当社及び三井住友信託銀行の間の2022年12月20日付住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）事務委託契約証書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本社債事務受託者」とは、本社債事務委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、当社のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「本社債税制事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う本社債税制事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「本社債要項」とは、本社債の社債要項をいいます。

「本社債利息」とは、後記⑬「利払日及び利息支払の方法」、aの記載に従い決定される、各利払日に支払われるべき本社債の利息をいいます。

「本税務事務管理委託契約」とは、当社及び東京共同会計事務所の間の2022年12月2日付税務事務管理委託契約書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本責任財産」とは、当社の財産をいいます。

「本引受契約」とは、当社、住友生命及び幹事会社の間の2022年12月20日付住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）引受契約証書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本劣後ローン」とは、本劣後ローン契約に基づく貸付をいいます。

「本劣後ローン貸付実行日」とは、2022年12月27日をいいます。

「本劣後ローン貸付人」とは、本劣後ローン債権の保有者をいいます。

「本劣後ローン期限前弁済」とは、本劣後ローンの元本の期限前弁済をいいます。

「本劣後ローン基準日」とは、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン強制停止」とは、住友生命が、本劣後ローン基準日の5銀行営業日前において、(a)資本不足事由が生じ、且つ継続している場合、又は(b)本劣後ローン同順位劣後債務（但し、住友生命の基金を除きます。）がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければならないことをいいます。

「本劣後ローン強制停止金額」とは、本劣後ローン強制停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン経過利息」とは、本劣後ローン利払日が到来していないため支払われていない本劣後ローンの利息をいい、その対象となる計算期間について後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本劣後ローン債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」、(a)「利息支払の方法」(ii)の記載に従って計算されるものとします。但し、本劣後ローン未払残高を含まないものとします。

「本劣後ローン契約」とは、大和証券及び住友生命の間の2022年12月20日付劣後ローン契約書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本劣後ローン債権」とは、本劣後ローン契約に基づき、大和証券が住友生命に対して本劣後ローンを貸し付けることによって発生した本劣後ローンの利息支払及び元本弁済請求権並びにこれらに関する一切の権利を総称していいます。

「本劣後ローン債権譲渡契約」とは、大和証券及び当社の間の2022年12月20日付劣後ローン債権譲渡契約書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本劣後ローン最終弁済日」とは、2082年12月27日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日をいい、本劣後ローン契約に基づき延期された場合には、当該延期後の日をいいます。

「本劣後ローン債務」とは、本劣後ローン契約に基づく、住友生命の本劣後ローンの利息支払及び元本弁済債務並びにこれらに関する一切の債務を総称していいます。

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務及び本劣後ローンに関する住友生命の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる住友生命の債務をいいます。

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、全ての住友生命の基金に関する債務及び住友生命の清算手続における支払につき住友生命の基金又は本劣後ローンに関する債務と同順位となることが明示された住友生命のその他の債務をいいます（下記の債務を含みますが、これらに限られません。）。本劣後ローン同順位劣後債務に含まれる債務の例としては、本半期報告書提出日現在、下記の契約及び社債に係る住友生命の債務があります。

- (a) 住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約（原契約締結日：2019年6月19日）
- (b) 住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約（原契約締結日：2020年10月13日）
- (c) 2077年満期米ドル建早期償還条項付劣後社債（利払繰延条項付）（発行日：2017年9月14日）
- (d) 2081年満期米ドル建早期償還条項付劣後社債（利払繰延条項付）（発行日：2021年4月15日）
- (e) 住友生命保険相互会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定付分割制限少数人数私募）（発行日：2016年6月29日）
- (f) 住友生命保険相互会社第5回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定付分割制限少数人数私募）（発行日：2016年12月21日）
- (g) 住友生命保険相互会社第6回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定付分割制限少数人数私募）（発行日：2016年12月21日）
- (h) 住友生命2023基金流動化株式会社との間の基金拋出契約及びこれに関する一切の変更契約（原契約締結日：2023年7月27日）

「本劣後ローン任意停止」とは、住友生命が、その裁量により、本劣後ローン基準日までに当社に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることをいいます。

「本劣後ローン任意停止金額」とは、本劣後ローン任意停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン任意弁済日」とは、利率改定日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン弁済日」とは後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、④「本劣後ローン債権の概要」、e「弁済の方法及び期限」、(a)又は(b)の記載に基づき本劣後ローンが弁済される日をいいます。

「本劣後ローン弁済要件」とは、本劣後ローン元本の弁済を行うために充足すべき、(a)当該弁済を行った後において住友生命が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができると見込まれること、又は(b)住友生命が当該弁済額以上の額の適格資本調達を行うことを条件とし、且つ、金融庁の事前の承認の取得（かかる承認が必要な場合に限ります。）その他その時点において適用の

ある規制上の要件をいいます。「適格資本調達」には、基金の発行及び劣後債務による資金調達が含まれるものとします。

「本劣後ローン未払残高」とは、本劣後ローンに関してその時点で残存する全ての本劣後ローン利払停止金額をいいます。

「本劣後ローン未払残高支払額」とは、各未払残高支払事由に関し、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本劣後ローン債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」、(d)「本劣後ローン未払残高の支払の記載に基づき支払われた本劣後ローン未払残高の金額をいいます。

「本劣後ローン利息」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本劣後ローン債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」、(a)「利息支払の方法」に従い決定される、各本劣後ローン利払日に支払われるべき本劣後ローンの利息をいいます。

「本劣後ローン利息計算期間」とは、各本劣後ローン利払日につき、当該本劣後ローン利払日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）を開始し、当該本劣後ローン利払日の直後に到来する本劣後ローン利息計算基準日（当日を含みます。）に終了する期間をいいます。

「本劣後ローン利息計算基準日」とは、2022年12月27日を第1回として、その後毎年6月27日及び12月27日をいいます。

「本劣後ローン利払停止金額」とは、本劣後ローン任意停止金額及び本劣後ローン強制停止金額を総称していいます。

「本劣後ローン利払日」とは、2023年6月27日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日を第1回として、その後毎年6月27日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日及び12月27日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 住友生命について、清算手続（保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、更生特例法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- (d) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(d)による本劣後ローン劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- (e) 住友生命について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「本劣後ローン劣後事由（本社債）」とは、本劣後ローン劣後事由が発生した場合をいいます。

「みずほ証券」とは、みずほ証券株式会社又はその承継人をいいます。

「三井住友信託銀行」とは、三井住友信託銀行株式会社又はその承継人をいいます。

「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」とは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社又はその承継人をいいます。

「未払残高」とは、各本社債に関してその時点で残存する全ての利払停止金額をいいます。

「未払残高支払事由」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本劣後ローン債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」、(d)「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき、本劣後ローン未払残高が支払われたことをいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法（昭和54年法律第4号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「民法」とは、民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「利息計算期間」とは、2028年12月27日以降に到来する利払日の翌日（当日を含みます。）に開始しその次の利払日（当日を含みます。）に終了する連続する各期間をいいます。

「利息支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「利払停止」とは、利払停止事由が生じた場合に、当社が、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該利払日の10銀行営業日前までに）通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることをいいます。

「利払停止金額」とは、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額をいいます。

「利払停止事由」とは、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローンの利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を当社が受領したことをいいます。

「利払日」とは、2023年6月27日を第1回とし、その後毎年6月27日及び12月27日をいいます。

「利率改定日」とは、2028年12月27日、2032年12月27日及びその5年後ごとの応当日のそれぞれをいいます。

「利率基準日」とは、各改定後利率適用期間につき、当該改定後利率適用期間の開始直前の利率改定日の2銀行営業日前の日をいいます。

「利率決定日」とは、各利率基準日の翌銀行営業日をいいます。

「劣後支払条件（当社劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

- (a) 当社の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は当社に知れている債権者に係る全ての当社上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (b) 当社の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての当社上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
- (c) 当社の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) 当社の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (e) 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて当社上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付することが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

- (a) 住友生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は住友生命に知れている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、保険業法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (b) 住友生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
- (c) 住友生命の更生手続において、更生特例法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) 住友生命の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (e) 住友生命に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本劣後ローン上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後事由」とは、当社劣後事由及び本劣後ローン劣後事由（本社債）を総称していいます。

「A種優先株式」とは、当社がその株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従って住友生命に発行したA種優先株式をいいます。

「SMBC日興証券」とは、SMBC日興証券株式会社又はその承継人をいいます。

③ 管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

a 管理の方法及び管理の形態

管理資産である本劣後ローン債権は当社の資産であり、本資産管理受託会社が本資産管理委託契約に従って管理資産である本劣後ローン債権の管理を当社のために行います。本社債管理委託契約において、当社は、本劣後ローン債権を含む当社の資産につき、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸付、譲渡、交換、その他の処分を行うことが禁止されています。本劣後ローン債権の利息の支払による回収金は当社の本社債関連口座内の利息支払勘定に、本劣後ローン債権の元本の弁済による回収金は当社の本社債関連口座内の元金償還勘定において保管され、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、③「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」、(c)に記載の方法及び順序によってのみ利用することが可能であるとされています。

b 信用補完の形態

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。なお、当社の普通株式及びA種優先株式の払込金は当社の本社債関連口座内の費用支払勘定において保管され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の費用支払勘定から支払われるものではありません。

④ 期限前償還

本社債の元金は、後記④「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還されることがあります。

⑤ 期限の利益喪失事由

本社債は期限の利益喪失に関する特約を付しません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

⑥ 利息支払の停止

本社債の利息は、後記⑬「利払日及び利息支払の方法」、f「利息支払の停止」の記載に基づき、その支払が繰り延べられることがあります。

⑦ 債権放棄及び倒産手続開始申立て等の制限

- a 本社債権者は、当社による本社債に基づく元利金支払債務その他の債務の履行は、当社の財産である本責任財産のみを責任財産として、且つ、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、③「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」、(c)に記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとされています。
- b 本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から充当した後に、本社債の未償還元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換金された金額を超過するときは、その超過額につき、その債権を放棄するものとされています。
- c 本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、当社又はその財産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のありうる同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされています。

⑧ 劣後条件等

- a 劣後特約（当社劣後事由）
当社は、当社劣後事由の発生後速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、当社劣後事由が発生した事実を通知します。当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（当社劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。
- b 劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債））
当社は、本劣後ローン劣後事由が発生した場合である本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生した場合には、速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。
- c 上位債権者等に対する不利益変更の禁止
本社債要項の各条項は、如何なる意味においても上位債権者及び同順位劣後債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意は如何なる意味においても、また如何なる者に対しても効力を生じません。この場合に、上位債権者とは、当社に対し当社上位債務に係る債権を有する全ての者及び住友生命に対し、本劣後ローン上位債務を有する全ての者をいい、同順位劣後債権者とは、当社に対し、当社同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者及び住友生命に対し、本劣後ローン同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者をいいます。
- d 劣後特約に反する支払の禁止
劣後事由発生後、劣後支払条件（当社劣後事由）及び劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該本社債権者は受領した元利金を直ちに当社に返還するものとされています。
- e 相殺禁止
(a) 当社について清算手続が開始され、且つ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、且つ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、且つ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（当社劣後事由）が成就しない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

- (b) 本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している場合には、本社債権者は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就しない限りは、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

⑨ 本社債に関する信用格付

a 信用格付を特定するための事項

利息の利払日における支払と元金の最終償還日までの全額償還の安全性について、2022年12月2日付で本社債につき、R&IからAの予備格付を取得し、2022年12月27日付でAの本格付を取得しました。なお、2023年8月末日においても当格付に変更がないことを本格付機関のホームページで確認しております。なお、本社債の格付については、ある特定の投資家に対する市場価格や適格性に関するコメントではないのと同様に、如何なる証券の買い、保持又は売りを推奨するものでもありません。

b 信用格付の前提及び限界に関する説明

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、如何なる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、如何なる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがあります。

⑩ 社債管理者又は社債の管理会社

- a 本社債の社債管理者は、三井住友信託銀行（東京都千代田区丸の内一丁目4番1号）です。本社債管理者は、本社債権者のために本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。本社債管理者がかかる裁判上又は裁判外の行為をなすために要する費用については、全て当社の負担とします。本社債管理者は、本社債の償還額から本社債権者に優先して上記費用の弁済を受けることができます。但し、この規定は、当社の上記費用負担義務に影響を及ぼすものではありません。

- b 本社債管理者は、本社債管理委託契約に従い、本社債要項に定める社債管理者の職務を行います。

- c 本社債管理者は、法令、本社債管理委託契約及び本社債要項の定めに従い、本社債権者のために公平且つ誠実に本社債の管理を行います。

- d 本社債管理者は、法令、本社債管理委託契約及び本社債要項の定めに従い、本社債権者に対し善良なる管理者の注意をもって本社債の管理を行います。

- e 本社債管理者は、当社が提出した決議書、証明書、通知書その他の文書又は書類に依拠することができ、これらに依拠して行為し又は行為を留保することが保証されており、且つ、かかる行為又は行為の留保に起因する如何なる損害についても、法律が許容する限りにおいて、当社又は本社債権者に対し責任を負いません。

- f 本社債管理者は、本社債要項、本社債管理委託契約及び本社債について、本社債管理者により選任された弁護士、会計士その他の専門家の意見若しくは助言又はそれらの者から得た証明書若しくは情報に基づき善意により行為し又は行為を留保することができ、且つ、かかる行為又は行為の留保に起因する如何なる損害についても、法律が許容する限りにおいて、当社又は本社債権者に対し責任を負いません。

- g 本社債管理者が本社債要項及び本社債管理委託契約に定める社債管理者の職務を果たし得ず、法令に従って辞任する場合、又は、裁判所が法令に従って本社債管理者を解任した場合には、当社

は法令の規定に従って新たに社債管理者を選任し、会社法第714条第4項に定める場合、その旨を公告し、且つ、知れている社債権者には、各別にこれを通知するものとします。但し、後任の社債管理者が選任されるまで、本社債管理者は、引き続き本社債管理委託契約上の社債管理者の事務を継続して行うものとし、かかる辞任又は解任の効力は生じないものとします。本社債管理者は、本gに基づく辞任又は解任の場合において、善良なる管理者の注意をもって本gに定める義務を履行したときは、以後、本社債に関して社債管理者としての一切の責任を負いません。本⑩「社債管理者又は社債の管理会社」の記載は、新たに選任された社債管理者についても、同様とします。

h 会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されません。

⑪ 振替機関に関する事項

本社債の振替機関は、保管振替機構です。

⑫ 利率

a 本社債の利率は、(a)払込期日の翌日（当日を含みます。）から2028年12月27日（当日を含みます。）までは年1.670%とし、(b)2028年12月27日の翌日（当日を含みます。）から2032年12月27日（当日を含みます。）までは、利率改定日に改定され、当該利率改定日に係る改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における4年国債金利に1.486%（年率）を加えた値とし、(c)2032年12月27日の翌日（当日を含みます。）以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に2.486%（年率）を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回りません。

b 前記a(b)における「4年国債金利」とは、2028年12月27日の翌日（当日を含みます。）から2032年12月27日（当日を含みます。）までの改定後利率適用期間に係る利率基準日のレートとして利率決定日の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページに表示される4年国債金利として住友生命が本劣後ローン契約に従い当社に通知する利率をいいます。

前記a(c)における「5年国債金利」とは、2032年12月27日の翌日（当日を含みます。）以降の各改定後利率適用期間に係る利率基準日のレートとして利率決定日の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページに表示される5年国債金利として住友生命が本劣後ローン契約に従い当社に通知する利率をいいます。

ある改定後利率適用期間に係る利率決定日の東京時間午前10時に、国債金利情報ページに利率基準日のレートとしての基準国債金利が表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、住友生命は利率決定日に全ての参照国債ディーラーに対し、利率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照基準国債の売買気配の仲値の半年複利利回り（本bにおいて、以下「提示レート」といいます。）の提示を求めるものとします。

上記により住友生命に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該改定後利率適用期間に適用される基準国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数点以下第4位を四捨五入します。）として住友生命が本劣後ローン契約に従い当社に通知する利率とします。住友生命に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該改定後利率適用期間に適用される基準国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数点以下第4位を四捨五入します。）として住友生命が本劣後ローン契約に従い当社に通知する利率とします。また、住友生命に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該改定後利率適用期間に適用される基準国債金利は、当該利率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の基準国債金利として住友生命が本劣後ローン契約に従い当社に通知する利率とします。

c 当社及び本社債管理者は、各改定後利率適用期間の開始日（当日を含みます。）から5銀行営業日以内に、前記a(b)及び(c)並びにbにより決定された本社債の利率を、各本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

⑬ 利払日及び利息支払の方法

a 本社債利息は、払込期日の翌日（当日を含みます。）からこれを付し、2023年6月27日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後各利払日に、各々その日（当日を含みます。）までの前半か年分を支払います。

- b 本社債の利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、支払われる本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- c 払込期日の翌日（当日を含みます。）から2028年12月27日（当日を含みます。）までの間において半か年に満たない期間につき本社債の利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。
- d 2028年12月27日の翌日（当日を含みます。）以降の本社債利息を計算するときは、各利息計算期間に関し、各本社債権者が各口座管理機関に保有する各社債の金額の総額に、前記⑫「利率」、a(b)又は(c)に基づき決定される利率に当該利息計算期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じて得られる値（小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）を乗じることによりこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。但し、利息計算期間に満たない期間を計算期間とする本社債の利息を計算するときは、各本社債権者が各口座管理機関に保有する各社債の金額の総額に、前記⑫「利率」、a(b)又は(c)に基づき決定される利率に当該計算期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じて得られる値（小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）を乗じることによりこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。
- e 本社債の償還日以降、当該償還額（本社債の元金の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。）に係る利息は発生しないものとします。なお、a(a)当該償還日において残存する経過利息又は(b)当該償還日が利払日に該当する場合の本社債利息及びb未払残高は、後記⑭「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」の記載に従い償還とともに支払われます。
- f 利息支払の停止
当社は、利払停止事由が生じた場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該利払日の10銀行営業日前までに）通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べます。当該繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には、利息を付しません。
- g 未払残高の支払
(a) 当社は、未払残高支払事由が生じた場合には、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額である支払金額を、本社債権者及び本社債管理者に対し、本(a)の記載に従った支払を行う利払日から10銀行営業日以上15銀行営業日以内の事前の通知（かかる通知には支払われる未払残高を記載することを要します。）を行うことにより、未払残高支払事由が発生した後最初に到来する利払日（但し、当該利払日に先立って上記の事前通知を行うことが実務上不可能な場合には、翌利払日）に、当該利払日時点の本社債権者に支払います。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に、支払金額の一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。
(b) 未払残高の支払については、本g「未払残高の支払」の記載のほか、前記⑧「劣後条件等」、a「劣後特約（当社劣後事由）」及びb「劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債））」記載の劣後特約に従います。
- h 本社債利息及び経過利息の支払については、本⑬「利払日及び利息支払の方法」の記載のほか、前記⑧「劣後条件等」、a「劣後特約（当社劣後事由）」及びb「劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債））」の記載に従います。

⑭ 償還期限及び償還の方法

a 償還価額

各本社債の金額100円につき金100円

b 償還の方法及び期限

- (a) 本社債の元金は、後記(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還される場合及び後記(e)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする

本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。但し、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本劣後ローン債権の概要」、e「弁済の方法及び期限」、(a)の記載に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延期された場合には、最終償還日は延期後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延期されるものとし、その間も、当該利払日（当日を含みます。）まで、前記⑫「利率」、a(c)に基づき決定される利率による利息が発生するものとし、

- (b) 当社は、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本劣後ローン債権の概要」、e「弁済の方法及び期限」、(b)の記載に基づき、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該本劣後ローン利払日の直後の利払日である本社債期限前償還日（利払日）より30日以上60日以内の事前の）通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債期限前償還日（利払日）において、当該時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該利払日における本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。
- (c) 当社は、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本劣後ローン債権の概要」、e「弁済の方法及び期限」(b)の記載に基づき、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該本劣後ローン期限前弁済が行われる日の3銀行営業日後の日である本社債期限前償還日（利払日以外）より30日以上60日以内の事前の）通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債期限前償還日（利払日以外）において、当該時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該日（当日を含みます。）までの経過利息及び未払残高の支払とともに償還します。
- (d) 前記(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還される償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰上げは、支払われる経過利息又は本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (e) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、前記⑪「振替機関に関する事項」記載の振替機関が別途定める場合を除き、本劣後ローンの弁済が住友生命と当社の間で合意された場合に、いつでもこれを行うことができます。
- (f) 本社債の元金の償還及び買入消却については、本⑭「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」の記載のほか、前記⑧「劣後条件等」、a「劣後特約（当社劣後事由）」及び同b「劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債））」記載の劣後特約に従います。

⑮ その他

a 社債権者集会

- (a) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいいます。）の社債（本(a)において、以下「本種類の社債」といいます。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を後記c「通知の方法」記載の方法により公告又は通知します。
- (b) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行います。
- (c) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しません。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができます。

b 当社の遵守事項

本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが償還され又は支払われるまでの間、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並

びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下の各号に定めるところを遵守することを約束しています。

- (a) 当社は、本劣後ローン債権譲渡契約上の履行すべき一切の義務を履行し、本劣後ローン債権譲渡契約の各条項に従います。
- (b) 当社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその附帯業務のほか、他の業務を行いません。
- (c) 当社は、本社債以外の現在又は将来の当社又は第三者の債務を担保するために、当社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- (d) 当社は、当社の資産につき貸付、譲渡、交換その他の処分を行いません。
- (e) 当社は、(i)本劣後ローン債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、本社債の元利金を償還若しくは支払うために必要な資金を借入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、又は前記b記載の業務及びその附帯業務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合（当社による本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の締結並びに当社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。）且つ(ii)本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。
- (f) 当社は、前記(b)記載の業務及びその附帯業務に必要な資産を購入せず、リースを受けず、また、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。
- (g) 当社は、当社の財産である金銭を本社債管理委託契約の定めに従って支出又は運用します。
- (h) 当社は、資産関連諸契約及びこれに関連する契約に基づく他方当事者の義務を履行させるために必要な全ての行為を行い、かかる契約を遵守し、それに基づく当社の義務をその条項に従って履行します。
- (i) 当社は、本劣後ローン契約に基づく住友生命の義務を履行させるために必要な全ての行為を行います。
- (j) 当社は、事前に本社債管理者の書面による承諾がない限り、定款を変更（但し、後記n但書に基づいてA種優先株式を発行するために定款を変更する場合及び後記o但書に基づいて普通株式を発行するために定款を変更する場合を除きます。）しません。
- (k) 当社は、当社に適用される法令、規則、命令、判決、決定、通達及び当社の定款その他の内部規則を遵守します。
- (l) 当社は、金融商品取引法及びその他の関連法令等に従って官庁等に対する必要な届出、報告等に関する事務（金融商品取引法に基づく有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の提出を含みますがこれらに限られません。）を適式に行います。
- (m) 当社は、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行いません。
- (n) 当社は、払込期日までに住友生命に対して発行するものを除き、A種優先株式を発行しません。但し、当社は、本社債の元利金の償還若しくは支払又はこれらに関連する費用（本社債の期限前償還の場合を含みますが、これに限られません。）その他当社の事業の運営、維持及び管理に必要な費用を支払うための資金を調達する場合には、随時住友生命及び本一般社団法人に対して、A種優先株式を発行することができます。

- (o) 当社は、本一般社団法人以外の者に対して、普通株式を発行しません。但し、当社は、本一般社団法人に対して、随時普通株式を発行することができます。
- (p) 当社は、子会社（会社法第2条第3号並びに会社法施行規則第3条第1項及び第3項における意味を有します。）を持ちません。
- (q) 当社は、組織変更（会社法第2条第26号における意味を有します。）、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は自己信託の設定を行いません。
- (r) 当社は、株式について配当を行いません。
- (s) 当社は、適用ある法令上提出が必要となる税務関連の申告書を税務当局にその提出すべき時期までに提出します。
- (t) 当社は、自ら又は当社の役員若しくは当社の普通株主をして、当社又はその資産について、本社債に関する当社の債務の弁済が完了してから1年と1日を経過するまでの間、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のありうる同様の法的手続の開始を申し立てる権利を放棄し又は放棄せしめることに同意します。
- (u) 当社は、本社債に関する本社債権者の権利に悪影響を生じさせる本劣後ローン契約、本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の変更（法令の改正又は制定に伴い、当該法令の遵守に必要な変更を除きます。）を行いません。

c 通知の方法

- (a) 本社債に関する本社債権者への通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、電子公告の方法によりこれを行うものとします。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行うものとします。
- (b) 前記(a)の記載にかかわらず、当社が公告を行うことに代えて、全ての本社債権者に直接通知する場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、本社債要項に基づく公告を省略することができます。
- (c) 本半期報告書提出日現在における、当社の電子公告のURLは、
「<https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/4/m483/index.html>」です。

d 契約証書等の閲覧及び謄写

本社債要項及び本社債管理委託契約の謄本は、当社及び本社債管理者の本店に備え置き、その営業時間中、一般の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。当社の定款並びに本劣後ローン契約及び資産関連諸契約の各契約証書の謄本は、当社の本店に備え置き、その営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

e 本社債要項の変更

- (a) 本社債要項に定められた事項（但し、発行代理人及び支払代理人の記載を除きます。）の変更は、法令の定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要します。但し、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じません。
- (b) 前記aの社債権者集会の決議は、本社債要項と一体をなすものとされ、本社債を有する全ての本社債権者に対してその効力を有します。

f 元利金の支払

本社債に関する元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われ、当社は、後記g「発行代理人及び支払代理人」に定める支払代理人を経由しての業務規程等に定義された機構加入者に対する元利金の交付をもって、本社債の元利金の支払に係る債務を免責されるものとします。

g 発行代理人及び支払代理人

本社債の業務規程等における発行代理人及び支払代理人は、三井住友信託銀行です。

h 担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。

(2)【管理資産を構成する資産の管理の概況】

① 本劣後ローン債権の概要

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき大和証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された住友生命に対する1個の劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン債権の概要は以下のとおりです。

a 金額

金500億円

b 使途

自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本劣後ローンによる資金調達を行い、本劣後ローンの手取金を、運転資金等に充当します。

c 貸付実行日

本劣後ローン貸付実行日

d 本劣後ローン最終返済日

2082年12月27日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日をいい、後記e「返済の方法及び期限」、(a)の記載に基づき延期された場合には、当該延期後の日をいいます。

e 返済の方法及び期限

- (a) 本劣後ローンの元本は、後記(b)の記載に基づき期限前返済される場合を除き、本劣後ローン返済要件を充足した上で、本劣後ローン最終返済日に、その残存総額を、本劣後ローン最終返済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに返済します。

本劣後ローン返済要件が充足されないことにより本劣後ローンが本劣後ローン最終返済日に返済されない場合、本劣後ローン最終返済日は本劣後ローン返済要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで延期されるものとし、その間も、後記f「利率」、(a)(iii)に基づき決定される利率による利息が発生するものとしします。

- (b) 住友生命は、以下の場合において本劣後ローンを返済することができます。

(i) 住友生命の選択による返済

住友生命は、その選択により、いずれかの利率改定日の3銀行営業日前の日である本劣後ローン任意返済日に、本劣後ローン返済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本劣後ローン任意返済日より30日以上60日以内の事前の通知（本劣後ローン返済要件を充足した旨の記載を含むものとし、撤回不能とします。）を行うことにより、本劣後ローン任意返済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、本劣後ローン任意返済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに返済することができます。

(ii) 資本事由による返済

本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該返済のために設定する日である資本事由返済日に、本劣後ローン返済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本事由返済日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、資本事由返済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、i(イ)資本事由返済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本事由返済日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から資本事由返済日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ロ)資本事由返済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及びii本劣後ローン未払残高の支払とともに返済することができます。

(iii) 資本性変更事由による返済

本劣後ローン貸付実行日以降に資本性変更事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日である資本性変更事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本性変更事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、資本性変更事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、i（イ）資本性変更事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本性変更事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から資本性変更事由弁済日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ロ)資本性変更事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及びii本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

(iv) 税制事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日である税制事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し税制事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、税制事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、i（イ）税制事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、税制事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から税制事由弁済日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ロ)税制事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及びii本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

(v) グロスアップ事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降にグロスアップ事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日であるグロスアップ事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対しグロスアップ事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、グロスアップ事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、i（イ）グロスアップ事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、グロスアップ事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）からグロスアップ事由弁済日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ロ)グロスアップ事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及びii本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

(vi) 本社債税制事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日である本社債税制事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本社債税制事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債税制事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、i（イ）本社債税制事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、本社債税制事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から本社債税制事由弁済日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(ロ)本社債税制事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及びii本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

(vii) 本社債の買入消却に伴う弁済

本劣後ローン貸付人が当社である場合において、当社が本社債買入消却を行う場合においては、本劣後ローン貸付人は、住友生命と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の弁済に関する事前の書面による合意である本社債買入消却関連合意を行うものとし

ます。
本社債買入消却関連合意が成立した場合には、住友生命は、本社債買入消却関連合意に従い、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、i 本社債買入消却関連合意に規定する金額の

本劣後ローンの元本を弁済し、ii 本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの利息（経過利息を含みます。）及び本劣後ローン未払残高（本社債買入消却関連合意において支払が合意された場合及び当該合意された金額に限りまゝ。）を支払います。住友生命が本社債買入消却関連合意に基づき本劣後ローンの元本の弁済として支払った金額にかかわらず、本社債買入消却関連合意に基づく本劣後ローンの元本の弁済に伴い、本社債買入消却によって買い入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本が弁済されたものとみなされ、且つ、本社債買入消却によって買い入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本に対応する利息（経過利息を含みます。）及び本劣後ローン未払残高が支払われたものとみなされるものとします。

- (c) 前記(a)又は(b)に基づき本劣後ローンが弁済される日である本劣後ローン弁済日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰上げは、支払われる本劣後ローン経過利息又は本劣後ローン利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (d) 本劣後ローンの元本の弁済については、本e「弁済の方法及び期限」の記載のほか、後記j「劣後条件等」、(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

f 利率

- (a) 本劣後ローンの利率は、(i)本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含みます。）から2028年12月27日（当日を含みます。）までである当初利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間については年1.670%とし、(ii)2028年12月27日の翌日（当日を含みます。）から2032年12月27日（当日を含みます。）までは、利率改定日に改定され、当該利率改定日に係る改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における4年国債金利に1.486%（年率）を加えた値とし、(iii)2032年12月27日の翌日（当日を含みます。）以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に2.486%（年率）を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回りません。

- (b) 前記(a)(ii)における「4年国債金利」とは、2028年12月27日の翌日（当日を含みます。）から2032年12月27日（当日を含みます。）までの改定後利率適用期間に係る利率基準日のレートとして利率決定日の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページに表示される4年国債金利をいいます。

前記(a)(iii)における「5年国債金利」とは、2032年12月27日の翌日（当日を含みます。）以降の各改定後利率適用期間に係る利率基準日のレートとして利率決定日の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページに表示される5年国債金利をいいます。

ある改定後利率適用期間に係る利率決定日の東京時間午前10時に、国債金利情報ページに利率基準日のレートとしての基準国債金利が表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、住友生命は利率決定日に全ての参照国債ディーラーに対し、利率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照基準国債の売買気配の仲値の半年複利回り（本項において、以下「提示レート」といいます。）の提示を求めるものとします。

上記により住友生命に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される基準国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数点以下第4位を四捨五入します。）とします。住友生命に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される基準国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数点以下第4位を四捨五入します。）とします。また、住友生命に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される基準国債金利は、当該利率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の基準国債金利とします。

なお、前記(a)(ii)及び(iii)における利率は、利率決定日に住友生命が決定します。

- (c) 住友生命は、利率決定日に、前記(a)(ii)及び(iii)並びに前記(b)により決定された本劣後ローンの利率並びに当該利率の算定に用いた基準国債金利を本劣後ローン貸付人に通知します。

g 利息支払の方法及び制限

(a) 利息支払の方法

(i) 本劣後ローン利息は、本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含みます。）からこれを付し、当初利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、本劣後ローンの元本金額に前記 f 「利率」、(a)(i) に記載の利率を乗じ、2 で除して算出した金額を支払います。当初利率適用期間における各本劣後ローン利払日に支払われるべき利息の金額は 417,500,000 円です。

各改定後利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、本劣後ローンの元本金額に、前記 f 「利率」、(a)(ii) 又は (iii) に基づき決定される利率に当該本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利息計算期間の実日数を分子とし 365 を分母とする分数を乗じて得られる値（小数点以下第 13 位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）を乗じて算出した金額（円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）を支払います。

(ii) 当初利率適用期間において本劣後ローン利息計算期間に満たない期間を計算期間とする本劣後ローンに係る利息を計算するときは、前記 f 「利率」、(a)(i) に記載の利率により当該計算期間の実日数を分子とし当該本劣後ローン利息計算期間の実日数を分母とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

各改定後利率適用期間において本劣後ローン利息計算期間に満たない期間を計算期間とする本劣後ローンに係る利息を計算するときは、本劣後ローンの元本金額に、前記 f 「利率」、(a)(ii) 又は (iii) に基づき決定される利率に当該計算期間の実日数を分子とし 365 を分母とする分数を乗じて得られる値（小数点以下第 13 位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）を乗じることによりこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

(iii) 本劣後ローン弁済日以降、当該弁済額（本劣後ローンの元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本劣後ローンの元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。）に係る本劣後ローン利息は発生しないものとします。なお、i (イ) 当該本劣後ローン弁済日において残存する本劣後ローン経過利息又は (ロ) 当該本劣後ローン弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び ii 本劣後ローン未払残高は、前記 e 「弁済の方法及び期限」の記載に従い弁済とともに支払われます。

(iv) 本劣後ローン利息及び本劣後ローン経過利息の支払については、本 g 「利息支払の方法及び制限」の記載のほか、後記 j 「劣後条件等」、(a) 「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(b) 利払の任意停止

住友生命は、その裁量により、その本劣後ローン利払日の 15 銀行営業日前の日である本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

(c) 利払の強制停止

住友生命は、本劣後ローン基準日の 5 銀行営業日前において、(i) 資本不足事由が生じ、且つ継続している場合、又は (ii) 本劣後ローン同順位劣後債務（但し、住友生命の基金を除きます。）がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

(d) 本劣後ローン未払残高の支払

(i) 住友生命は、その裁量により、本劣後ローン利払日の 5 銀行営業日以上 15 銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知（かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。）を行うことにより、当該本劣後ローン利払日に本劣

後ローン未払残高の全部又は一部を支払うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、i 適用ある規制上の要件を充足し、ii 資本不足事由が生じておらず、また、iii 本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

(ii) 前記(i)、前記(b)「利払の任意停止」及び(c)「利払の強制停止」並びに後記h「本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止」の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、住友生命は、本劣後ローン利払日において、同日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利息支払期日までの未払残高について、実質的に同時に、当該本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の合計額に占める支払額の比率と同一の比率（かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については住友生命が適当と認める方法により行うものとします。）で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利息支払期日における支払であっても上記の条件を満たすものとします。

(iii) 住友生命が本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、本劣後ローン未払残高、本劣後ローン利息の順に充当され、且つ、本劣後ローン未払残高の一部のみを支払う場合、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。

(iv) 本劣後ローン未払残高の支払については、本(d)「本劣後ローン未払残高の支払」のほか、後記j「劣後条件等」、(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(e) グロスアップ

住友生命は、本劣後ローン契約に基づく債務の支払につき、法令等により要求される場合を除き、公租公課等を控除してはなりません。住友生命が支払うべき金額から公租公課等を控除しなければならない場合には、住友生命は、本劣後ローン貸付人が公租公課等を課せられない場合に受領できる金額を受領できるように必要な金額を追加して支払うものとします。かかる場合、住友生命は、源泉徴収に係る住友生命の租税当局その他の監督官庁により発行された納税証明書を、支払を行った日より30日以内に本劣後ローン貸付人に宛てて直接送付します。

h 本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

住友生命が本劣後ローンに係る利息の支払の停止に関する通知をした場合又は前記g「利息支払の方法及び制限」、(a)「利息支払の方法」から(e)「グロスアップ」までの記載に従って本劣後ローン利息の支払が停止している場合、住友生命は、本劣後ローン上位債務を除く住友生命の債務（本劣後ローンと同順位であるか、本劣後ローンに劣後するかを問わないが、かかる債務の条件として支払を行わないことが許容されていない債務を除きます。）に係る利息若しくは配当の支払、償還又は買入消却を行うことができません。但し、本劣後ローン同順位劣後債務の利息及び未払残高の支払は、かかる支払の直後に到来する本劣後ローン利払日において、同日における未払残高の全部又は一部を、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利息支払期日における当該本劣後ローン同順位劣後債務に係る利息及び未払残高の合計額に占める本劣後ローン同順位劣後債務に係る当該支払額の比率と同一の比率（かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については住友生命が適当と認める方法により行うものとします。）で支払う（但し、当該本劣後ローン利払日が本劣後ローン強制停止に係る本劣後ローン利払日である場合を除きます。）ことを前提として行う場合には禁止されません。また、住友生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されません。

i 期限の利益喪失の禁止

本劣後ローン貸付人は、本劣後ローン契約に基づく本劣後ローン元本の弁済並びに本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

j 劣後条件等

(a) 劣後特約

住友生命は、本劣後ローン劣後事由の発生後速やかに、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン劣後事由が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している

期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生し、且つ、その場合に本劣後ローン貸付人が住友生命に対して支払を請求しうる金額は、本劣後ローンに関する債務（本劣後ローン未払残高を含みます。）が住友生命の基金に基づく債務であるものとみなしてこれを計算します。すなわち、かかる金額は、本劣後ローンに関する債務（本劣後ローン未払残高を含みます。）を含む全ての住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務をそれと同額の住友生命の基金に基づく債務であると仮定し、且つ全ての住友生命の基金に基づく債務が同順位であると仮定した場合、基金の払戻しとして本劣後ローン貸付人に支払われたであろう金額に減額されるものとします。

(b) 本劣後ローン上位債権者に対する不利益変更の禁止

本劣後ローン契約の各条項は、如何なる意味においても本劣後ローン上位債権者及び本劣後ローン同順位劣後債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意は如何なる意味においても、また如何なる者に対しても効力を生じません。この場合に、本劣後ローン上位債権者とは、住友生命に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいい、本劣後ローン同順位劣後債権者とは、住友生命に対し、本劣後ローン同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

(c) 劣後特約に反する支払の禁止

本劣後ローン劣後事由発生後、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本劣後ローンの元利金の全部又は一部が本劣後ローン貸付人に支払われた場合には、その支払は無効とし、本劣後ローン貸付人は受領した元利金を直ちに住友生命に返還します。

(d) 相殺の禁止

住友生命について清算手続が開始され、且つ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、且つ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、且つ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就されない限りは、本劣後ローン貸付人は、住友生命に対して負う債務と本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

k 事実の表明及び保証

本劣後ローン契約において、住友生命は本劣後ローン貸付人に対し、本劣後ローン契約締結日及び本劣後ローン貸付実行日において、以下の事実を表明し、保証しています。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反により本劣後ローン貸付人の被った全ての損害、損失及び費用について住友生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

(a) 住友生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社である。

(b) 住友生命は、本劣後ローン契約並びに本劣後ローン契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践した。

(c) 住友生命による本劣後ローン契約の締結及び履行は、保険業法その他住友生命に適用がある法令、規則、通達、住友生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は住友生命を当事者とする若しくは住友生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、住友生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本劣後ローン契約に基づき本劣後ローン貸付人のために負担するものを除く。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではない。

(d) 住友生命による本劣後ローン契約の締結及び履行に際して、住友生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済み且つ有効である。

(e) 本劣後ローン契約の締結及び履行に先立ち、住友生命から本劣後ローン貸付人に対して直近に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における住友生命の財産及び損益の状況を適切且つ正確に反映したものである。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)の書類作成時点以降、住友生命の本劣後ローン契約

に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て本劣後ローン貸付人に対して書面で開示されている。

- (f) 住友生命に対し、本劣後ローン契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本劣後ローン契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していない。
- (g) 本劣後ローン契約に基づき、住友生命から本劣後ローン貸付人に対し提供される情報は、当該情報の提出日現在、全ての重要な点について真実且つ正確であり、住友生命は本劣後ローン貸付人にとり重要と思われる情報を削除又は省略していない。また、当該情報は、本劣後ローン貸付実行日時点で残存する全ての本劣後ローン同順位劣後債務の年限及び金額が含まれている。
- (h) 住友生命を当事者とする又は住友生命が拘束される契約につき、本劣後ローン契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由（これらの事由には、(i)支払の停止、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあったこと、(ii)保険業免許取消の処分を受け、又は解散したこと、(iii)保険業法第241条第1項に基づき、業務の全部若しくは一部の停止、合併若しくは保険契約の移転の協議その他必要な措置、又は保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われ、且つ、債務超過であることが判明したこと、(iv)保険業法第266条第1項に基づき、同法第260条第1項に定める保険契約の移転等にあたり、住友生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する資金援助の申込が行われたこと、(v)保険業法第267条第1項に基づき、住友生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する保険契約の承継等の申込が行われたこと等を含むが、これらに限られない。）は発生、継続しておらず、かかる事由は住友生命による本劣後ローン契約の締結、又は本劣後ローン契約に基づく債務の履行の結果発生することもない。

1 組織変更に伴う読替

住友生命が保険業法第85条第1項に基づき組織を変更して株式会社となる場合、本劣後ローン契約のうち一定の条項は、組織変更の効力発生をもって、読み替えられるものとされています。

本半期報告書における本劣後ローン契約に関する記載のうち、かかる読替の対象となる箇所及び読み替え後の内容は、下記のとおりです。

1 管理資産を構成する資産の状況

(1) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等

② 管理資産の流動化の基本的仕組みの概要等

（前略）

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務及び本劣後ローンに関する住友生命の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる住友生命の債務をいいます。

（中略）

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、全ての住友生命の最優先の株式及び住友生命の清算手続における支払につき住友生命の最優先の株式又は本劣後ローンに関する債務と同順位となることが明示された住友生命のその他の債務をいいます（下記の債務を含みますが、これらに限られません。）。

- (a) 住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約（原契約締結日：2019年6月19日）
- (b) 住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約（原契約締結日：2020年10月13日）
- (c) 2077年満期米ドル建早期償還条項付劣後社債（利払繰延条項付）（発行日：2017年9月14日）
- (d) 2081年満期米ドル建早期償還条項付劣後社債（利払繰延条項付）（発行日：2021年4月15日）
- (e) 住友生命保険相互会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）（発行日：2016年6月29日）
- (f) 住友生命保険相互会社第5回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）（発行日：2016年12月21日）
- (g) 住友生命保険相互会社第6回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）（発行日：2016年12月21日）

- (h) 住友生命2023基金流動化株式会社との間の基金拋出契約及びこれに関する一切の変更契約（原契約締結日：2023年7月27日）

（中略）

「本劣後ローン弁済要件」とは、本劣後ローン元本の弁済を行うために充足すべき、(a)当該弁済を行った後において住友生命が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができると見込まれること、又は(b)住友生命が当該弁済額以上の額の適格資本調達を行うことを条件とし、且つ、金融庁の事前の承認の取得（かかる承認が必要な場合に限ります。）その他その時点において適用のある規制上の要件をいいます。「適格資本調達」には、株式の発行及び劣後債務による資金調達が含まれるものとします。

（中略）

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 住友生命について、清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- (d) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(d)による本劣後ローン劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- (e) 住友生命について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

（中略）

「劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

- (a) 住友生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は住友生命に知れている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (b) 住友生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
- (c) 住友生命の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) 住友生命の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (e) 住友生命に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本劣後ローン上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

（後略）

1 管理資産を構成する資産の状況

(2) 管理資産を構成する資産の管理の概況

① 本劣後ローン債権の概要

g 利息支払の方法及び制限

(前略)

(b) 利払の任意停止

後記(f)「強制利払」に従って本劣後ローン利息の支払が強制される場合を除き、住友生命は、その裁量により、その本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

(c) 利払の強制停止

住友生命は、本劣後ローン基準日の5銀行営業日前において、資本不足事由が生じ、且つ継続している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

「資本不足事由」とは、(i) i 住友生命のソルベンシー・マージン比率が200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回った場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求される場合、若しくは、ii 当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払を行うことにより、住友生命のソルベンシー・マージン比率が200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回ることとなる場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求されることとなる場合、又は(ii) 金融庁若しくはその他権限のある監督官庁から住友生命に対して早期是正措置が発動されている場合をいいます。

(d) 本劣後ローン未払残高の支払

(i) 住友生命は、その裁量により、本劣後ローン利払日の5銀行営業日以上15銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知（かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。）を行うことにより、当該本劣後ローン利払日に本劣後ローン未払残高の全部又は一部を支払うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、i 適用ある規制上の要件を充足し、ii 資本不足事由が生じておらず、また、iii 本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

(ii) 前記(i)、前記(b)「利払の任意停止」及び(c)「利払の強制停止」の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、住友生命は、本劣後ローン利払日において、同日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利息支払期日までの未払残高について、実質的に同時に、当該本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の合計額に占める支払額の比率と同一の比率（かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については住友生命が適当と認める方法により行うものとします。）で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利息支払期日における支払であっても上記の条件を満たすものとします。

(iii) 住友生命が本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、本劣後ローン未払残高、本劣後ローン利息の順に充当され、且つ、本劣後ローン未払残高の一部のみを支払う場合、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。

(iv) 本劣後ローン未払残高の支払については、本(d)「本劣後ローン未払残高の支払」のほか、後記j「劣後条件等」、(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

（中略）

（追加）

（f）強制利払

ある本劣後ローン利払日に先立つ6か月間において以下のいずれかの事由（本項において、以下「本劣後ローン強制利払事由」といいます。）が生じた場合、住友生命は、金融庁の事前の承認の取得（かかる承認が必要な場合に限りします。）その他その時点において適用のある規制上の要件を充足した上で、当該本劣後ローン利払日に、本劣後ローン未払残高の支払とともに、当該本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利息を支払うものとします。但し、本劣後ローン強制利払事由が生じてから当該本劣後ローン利払日までの間に本劣後ローン強制停止事由が発生した場合は、この限りではありません。

（i）住友生命が株式の配当（会社法第454条第5項に規定される中間配当及び全額に満たない配当をする場合を含みます。）又は本劣後ローン同順位劣後債務に対する配当若しくは利息（未払残高を含みます。）の支払を行う決議をした場合又は支払を行った場合（但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項に基づき強制された支払及び前記（d）「本劣後ローン未払残高の支払」記載の本劣後ローンと同一の比率での未払残高の全部又は一部の支払を除きます。）

（ii）住友生命又は住友生命の子会社が住友生命の株式又は本劣後ローン同順位劣後債務の消却、買入れ又は取得をした場合（但し、以下の事由のいずれかによる場合を除きます。）

i 会社法に基づき義務づけられる消却、買入れ又は取得

ii 合併その他の組織再編に伴って生じる買入れ又は取得

iii 従業員又は役員に対するインセンティブ・プランに関連して生じる買入れ又は取得

h 本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

（全文削除）

（中略）

j 劣後条件等

（a）劣後特約

住友生命は、本劣後ローン劣後事由の発生後速やかに、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン劣後事由が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生し、且つ、その場合に本劣後ローン貸付人が住友生命に対して支払を請求しうる金額は、本劣後ローンに関する債務（本劣後ローン未払残高を含みます。）が住友生命の最優先の株式であるものとみなしてこれを計算します。すなわち、かかる金額は、本劣後ローンに関する債務（本劣後ローン未払残高を含みます。）を含む全ての住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務をそれと同額の住友生命の最優先の株式であると仮定した場合、住友生命の残余財産から本劣後ローン貸付人に支払われたであろう金額に減額されるものとします。

（後略）

② 管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権については、価格等の調査は行われていません。

③ 管理資産の管理

a 概要

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき原保有者である大和証券が住友生命に対して貸付金の貸付を行うことによって発生したものです。

原保有者である大和証券は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の譲渡に際して、自らが、その保有している本劣後ローン債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者の如何なる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、当社に対して、本劣後ローン債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っておりません。

本劣後ローン債権の債務者である住友生命は、本劣後ローン契約において、本劣後ローン契約締結日付及び本劣後ローン貸付実行日付で、原保有者に対し、前記①「本劣後ローン債権の概要」、k「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しており、本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の当社への譲渡に対する承諾を行うに際し、本劣後ローン契約において原保有者に対して行った事実表明は、それが為された時点において全て真実且つ正確であり、且つ本劣後ローン債権譲渡契約の締結日及び本劣後ローン債権の譲渡実行日においても真実且つ正確であること及び本劣後ローン債権の譲渡は、住友生命に適用される法令により禁止されていない旨を原保有者及び当社に表明し、保証しています。

当社の普通株式及びA種優先株式の状況並びにその保有者については後記3「発行者及び関係法人情報」、(1)「発行者の状況」をご参照下さい。なお、当社は、未償還の本社債が残存する限り当該株式の保有者たる株主に対する配当を行わないこと並びに資本金及び資本準備金の額の減少を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

住友生命による本劣後ローン債権の利息の支払は各本劣後ローン利払日に、元本の弁済は本劣後ローン弁済日に当社に対して直接行われます。本社債要項においては、本劣後ローン利息の支払による回収金は当社の本社債関連口座内の利息支払勘定に、本劣後ローン元本の弁済による回収金は当社の本社債関連口座内の元金償還勘定において、それぞれ管理するものとされています。当社は、本資産管理委託契約に基づき、本資産管理受託会社に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

b 回収金の処理の方法

- (a) 本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理委託契約に定めるとおり、当社の本社債関連口座を開設するものとし、本社債関連口座内の金銭を、(i)費用支払勘定、(ii)利息支払勘定及び(iii)元金償還勘定に区分して管理するものとされています。
- (b) 本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、保有する金銭を後記(c)(i)から(v)までに定める方法に基づき本社債関連口座内においてのみ保管するものとされています（但し、本社債買入消却関連合意に基づき受領した金銭については、本社債買入消却関連合意に従い、随時、本社債の買入消却に関連する支払に充当することができます。）。但し、本社債関連口座を開設している金融機関の格付が本格付機関による格付において、下記口座変更基準に定める格下げが公表された場合には、当社は当該格下げが公表されてから可能な限り速やか（遅くとも14銀行営業日以内）に、本格付機関の格付において下記の基準を上回る金融機関に新たに本社債関連口座を開設し、従来の本社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本社債管理者に対する書面による通知の上、移転するものとし、以後も同様とします。なお、当社は、本格付機関の格付において下記の基準を上回る格付を取得している金融機関への本社債関連口座の移転については、本社債管理者に対する書面による通知の上、いつでも行うことができます。

口座変更基準

株式会社格付投資情報センター

短期格付（又はこれと同等とみなされる発行体格付）がa-2（又はこれと同順位の格付）未満となった場合

- (c) 本社債管理委託契約において、当社は、下記の(i)から(v)までに定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるものとされています。但し、本社債買入消却関連合意に基づき受領した金銭については、本社債買入消却関連合意に従い、随時、本社債の買入消却に関連する支払に充当することができます。
- (i) 当社は、本劣後ローン契約に基づき住友生命から受領した金銭のうち本劣後ローンの利息（未払残高を含みます。）として受領した金銭については、本社債関連口座に入金した上、利息支払勘定において管理し、本劣後ローン契約に基づき住友生命から受領した金銭のうち本劣後ローンの元本として受領した金銭については、本社債関連口座に入金した上、元金償還勘定において管理します。出資発行代り金については、その総額を本社債関連口座に入金した上、費用支払勘定において管理します。また、上記以外に当社が金銭を受領した場合における当該金銭については、その総額を本社債関連口座に入金した上、費用支払勘定において管理します。
- (ii) 本社債の元金を償還すべき日又は利息を支払うべき日において、下記の方法に従い、費用並びに本社債の元金及び利息等の支払を行うものとし、但し、本社債の元金及び利息の支

払に関しては前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、⑬「利払日及び利息支払の方法」及び同⑭「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」の規定に従います。

- i 本社債の元金を償還すべき日に該当しない本社債の利息を支払うべき日においては、利息支払勘定から本社債の利息及び未払残高の支払を行い、かかる支払を行った後の残余については、全て利息支払勘定に留保します。
 - ii 本社債の元金を償還すべき日（前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、⑭「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還される場合を含みます。）においては、利息支払勘定及び元金償還勘定から本社債の利息、未払残高及び元金の支払を行い、かかる支払を行った後の残余については、全て費用支払勘定に入金します。
- (iii) 下記の項目に該当する支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、費用支払勘定から行うことができます。
- i 当社に対し、日本国又はその地方公共団体若しくはその下部行政機関により課される公租公課の支払。
 - ii 諸費用の支払。

本(iii)において「諸費用」とは、以下に掲げる費用を意味するものとします。

- イ 本社債管理者に対して、本社債管理委託契約に基づき支払う社債管理手数料並びに損害、債務及び費用
 - ロ 本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき支払う報酬、立替費用及び損害等の補償
 - ハ 当社が当社の会計監査人に対して支払う報酬及び費用
 - ニ 本格付機関に対して支払う本社債に関する格付手数料
 - ホ 支払代理人である三井住友信託銀行に対して、本社債事務委託契約に基づき支払う元金償還手数料及び利息支払手数料
 - ヘ 事務管理会社である東京共同会計事務所に対して、本事務管理委託契約に基づき支払う報酬
 - ト 税務事務管理受託者である東京共同会計事務所に対して、本税務事務管理委託契約に基づき支払う報酬
- iii 前記ii以外に当社の運営及び管理に必要な費用の支払。
- (iv) 前記(i)から(iii)までの規定にかかわらず、当社は、払込期日に（但し、下記ivからviまでについては、請求のあり次第速やかに）以下の支払を費用支払勘定より行うものとします。
- i 払込期日までに支払期限の到来した公租公課
 - ii 幹事会社に対して、本引受契約に基づき支払う引受手数料及び費用
 - iii 三井住友信託銀行に対して、本社債事務委託契約に基づき支払う社債事務委託手数料及び本資産管理委託契約に基づき支払う報酬
 - iv 本社債の発行に関し保管振替機構に対して支払う手数料
 - v 大和証券に対して、アドバイザー契約に基づき支払うアドバイザー手数料（以下「本アドバイザー報酬」といいます。）
 - vi 事務管理会社である東京共同会計事務所に対して、本事務管理委託契約に基づき支払う報酬
 - vii その他本社債の発行に関連して必要となる費用（当社設立費用、弁護士費用、会計士費用、税理士費用、本格付機関に対して支払う格付手数料等を含みますが、これらに限られません。）
 - viii 本劣後ローン債権譲渡契約第2条第1項に基づき当社から原保有者に対して支払う本劣後ローンに係る貸付債権の売買代金
- (v) 本社債権者は、本(c)に従って本社債権者以外の者に支払われた金額について、その後に来する本社債の元金を償還すべき日又は本社債の利息を支払うべき日における当社の財産の不足を理由としてその返還を求める権利を有しないものとします。

- c 本社債の元金の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、後記(6)「投資リスク」、a「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

④ 管理報酬等

管理資産から支払われる報酬及び手数料としては以下のものがあり、前記③「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」(c)の記載に従い支払います。

- a 当初支払手数料として、幹事会社に対する引受手数料、三井住友信託銀行に対する社債事務委託手数料及び資産管理委託手数料、本社債の振替機関である保管振替機構に対する手数料、大和証券に対する本アドバイザー報酬、東京共同会計事務所に対する本事務管理委託契約に基づく報酬、本社債の発行に関連して必要となる費用（当社設立費用、弁護士費用、会計士費用、税理士費用、本格付機関に対する格付手数料等を含みますがこれらに限られません。）及びその他当社を維持するために必要となる費用を当社は支払うものとされ、その合計は約387百万円でした。
- b 期中費用として、以下の費用を当社は支払います。
- (a) 支払代理人である三井住友信託銀行を通じて、本社債権者が本社債を保有する口座管理機関に対して、(i)元金償還手数料として、当該本社債の元金（期限前償還する場合には、償還価額の総額）の10,000分の0.075並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、(ii)利息支払手数料として、当該本社債の元金（期限前償還日における利金支払の場合には、当該期限前償還前の残存元金）の10,000分の0.075並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、それぞれ支払います。当社は、(i)元金償還手数料を本社債の償還日（期限前償還事由が生じた場合には、期限前償還日）の3営業日前の日までに、(ii)利息支払手数料を本社債の利払日の3営業日前の日までに、それぞれ支払代理人である三井住友信託銀行に交付します。
- (b) 本社債管理者である三井住友信託銀行に対して、毎月の社債管理手数料を、各々その前月末における本社債の未償還元金残高100円につき0.5銭の料率（年率）で月割により計算し、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、毎年3月及び9月の25日（銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日）に支払います。但し、払込期日が属する月については、払込期日の翌日から当該月末日までの手数料を発行額に対して日割で計算し、また本社債の償還日に本社債が全額償還される場合、償還日が属する月については、当該月初日から償還日までの手数料を前月末における本社債の未償還元金残高に対して日割で計算します。この場合の日割計算は、年365日の方法によります。
- (c) 本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、アップフロントの委託報酬として5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額は別途）を2022年12月27日に支払い、また、年間委託報酬として800,000円（消費税及び地方消費税相当額は別途）を、2022年12月27日を初回の支払期日とし、以降2082年12月27日まで毎年12月27日を支払期日として前払で支払うものとされています。但し、(i)本資産管理委託契約が終了する日（当日を含みます。）以降に到来する支払期日においては年間委託報酬を支払わないものとし、(ii)支払期日以外の日において本資産管理委託契約が終了した場合には、その直前の支払期日に支払った年間委託報酬額から、当該支払期日の翌日から本資産管理委託契約が終了した日までについて1年365日の日割で計算した額（1円未満を切り捨てます。）を控除した金額を、当社の請求に基づき、当社の指定する日までに払い戻すものとされています。また、本資産管理委託契約の契約期間が延長される場合の当該延長期間における委託報酬額については、当社及び本資産管理受託会社が別途合意するものとされています。上記各委託報酬を支払うべき日が銀行営業日以外の日に該当する場合は、その前銀行営業日にその支払を繰り上げるものとされており、かかる繰上げは委託報酬の計算に影響を及ぼさないものとされています。
- (d) 前記以外の主な期中費用として、本格付機関に対する格付手数料、当社の会計監査人に対する報酬及び東京共同会計事務所に対する報酬その他当社を維持するために必要となる費用を当社は支払うものとし、その合計は年間約17百万円です。

⑤ その他

当社の定款の変更は、株主総会の決議によらなければなりません。

当社は、本社債管理委託契約において、事前に本社債管理者の書面による承諾がない限り、定款を変更（但し、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、⑤「その他」、b「当社の遵守事項」、(n)但書に基づいてA種優先株式を発行するために定款を変更する場合及び同o但書に基づいて普通株式を発行するために定款を変更する場合を除きます。）しないことを約束しています。

本社債管理委託契約において、当社は、資産関連諸契約及び本劣後ローン契約は、本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き変更することができないものとされています。

本劣後ローン債権譲渡契約を変更する場合には、事前に本格付機関にその旨を書面で通知することとしています。本社債管理委託契約を変更する場合には、当社は事前にその旨を本格付機関に報告します。

本資産管理委託契約は、(i)本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合又は(ii)前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、⑮「その他」、b「当社の遵守事項」、(u)に基づき許容されうる場合を除き、変更・修正できないものとされています。本資産管理委託契約を変更する場合には、当社は事前にその旨を本格付機関に報告します。

本社債管理委託契約を変更した場合、変更後の契約に係る証書の謄本を当社及び本社債管理者の本店に備え置き、その営業時間中、一般の閲覧又は謄写に供します。また、当社の定款又は資産関連諸契約若しくは本劣後ローン契約を変更した場合、変更後の定款又は契約に係る証書の謄本を当社の本店に備え置き、その営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

(3) 【損失及び延滞の状況】

	総債権残高	延滞額	比率
2022年12月	50,009,175千円	－千円	－％
2023年6月	50,006,844千円	－千円	－％

※ 総債権残高とは、当該月末における管理資産の元利金等合計額をいいます。

(4) 【収益状況の推移】

	当中間会計期間 自2023年 1月 1日 至2023年 6月30日
① 収益 金融収益	415,168千円
② 費用	428,894千円
③ 期末残高 元本金額の期末残高	50,000,000千円
④ 元本金額の期末残高に占める収益額の比率	0.83％
⑤ 元本金額の期末残高に占める費用額の比率	0.86％

(5) 【買戻し等の実績】

該当事項はありません。

(6)【投資リスク】

① 投資に関するリスクの特性

当社は、本劣後ローン債権を裏付けとして本社債を発行しました。本社債の元利金の支払は、当社が取得した本劣後ローン債権の元利金を支払原資として行われますが、住友生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本社債の元利金支払の前提となっている本劣後ローン債権の支払債務の履行が必ずしも確実に行われるとは限らない以上、本社債においてはその元金や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本劣後ローン債権に係る支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本劣後ローン債権の価値の下落、その他、以下a「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される事由により、投資家は損失を被ることがあります。

また、本社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

当中間計算期間において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更はありません。

本社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由については、以下a「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

上記及び以下a「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される将来に関する事項は本報告書提出日現在において判断したものです。

a 元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

(a) 元金償還資金又は利息支払資金が不足するリスク

当社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得した本劣後ローン債権のほかには、特段の資産を有しません。普通株式及びA種優先株式の払込金は専ら当社の当初費用並びに当社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、本社債の元利金の支払に充当されることはなく、且つ、払込期日後に当社が追加の普通株式又はA種優先株式を発行する場合においてその引受を約束している第三者は存在しません。従って、本社債の利息の支払は住友生命が支払う本劣後ローン利息の支払金によって行われ、本社債の元金の償還は住友生命が支払う本劣後ローン元本の弁済金によって行われることとなりますが、本劣後ローン債権の債務者である住友生命による債務の履行につき、他の如何なる第三者も保証を行っているものではありません。このため、本社債の償還及び利息の支払は本劣後ローン債権の債務者である住友生命による本劣後ローン債権の元本の弁済及び利息の支払の状況に影響されることとなります。そのため、住友生命による本劣後ローン債権の元本の弁済及び利息の支払の状況如何によっては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

このように本社債の元金の償還及び利息の支払は専ら住友生命の信用力に依存しており、その時々住友生命の信用力によっては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

これらのリスク要因については、住友生命の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(b) 本社債の元金の償還に関するリスク

(i) 本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク

本社債の元金は、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、⑭「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」、(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還される場合及び前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、⑭「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」、(e)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日である2082年12月27日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする利息及び未払残高の支払とともに償還することが予定されています。但し、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延期された場合には、本社債の最終償還日は延期後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延期されるものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、本劣後ローン元本は、本劣後ローン弁済要件を充足した場合に限り、本社債の最終償還日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日である本劣後ローン最終弁済日に、その残存総額を、本劣後ローン最終弁済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高

の支払とともに弁済するものとされています。本劣後ローン最終弁済日に本劣後ローン弁済要件が充足されなかった場合、本劣後ローン最終弁済日は本劣後ローン弁済要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで延期されるものとされています。

以上から、本劣後ローン最終弁済日において本劣後ローン弁済要件を充足できない場合には、本劣後ローン弁済要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで本劣後ローン元本の弁済を行うことができず、その間、本社債の元金の償還も行われなないこととなります。その結果、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に延期される可能性があります。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に起因するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(ii) 当社及び本社債権者が、それぞれ本劣後ローン及び本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しないリスク

本劣後ローンには期限の利益喪失に関する特約が付されず、本劣後ローンが期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本劣後ローンの元本の弁済若しくは利息の支払が行われなかった場合、住友生命が本劣後ローンに関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本劣後ローンについて期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本劣後ローンの元本の弁済は行われません。その結果、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

加えて、本社債にも期限の利益喪失に関する特約が付されません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本社債の元金の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、当社が本社債に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本社債について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本社債の元金の償還は行われません。

かかるリスク要因については、本劣後ローン及び本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(iii) 本社債の期限前償還に関するリスク

当社は、本劣後ローン契約に基づき本劣後ローン元本の期限前弁済が行われる旨の通知を受領した場合には、残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を期限前償還するものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、住友生命は、その選択により、2028年12月27日、2032年12月27日及びその5年後ごとの応当日である利率改定日の3銀行営業日前の日である本劣後ローン任意弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、残存する本劣後ローン元本の全部（一部は不可）を期限前弁済することができるものとされています。さらに、資本事由、税制事由、資本性変更事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該弁済のために設定する日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、残存する本劣後ローン元本の全部（一部は不可）を期限前弁済することができるものとされています。

以上から、本劣後ローン契約に従い住友生命が本劣後ローンの期限前弁済を行った場合には、本社債の期限前償還も行われます。この場合、本社債権者は、当該償還金をもって本社債よりも不利な条件での再投資しか行うことができない可能性があります。なお、本社債権者に対する補償は当社及び住友生命を含む如何なる当事者も行いません。なお、本劣後ローン契約に従った住友生命による本劣後ローンの期限前弁済はいずれも住友生命の権利であり、住友生命に期限前弁済を義務付けるものではなく、住友生命がかかる権利を行使して期限前弁済を行うとの保証はありません。

また、本社債権者は、当社に対して本社債の期限前償還を求める権利及び住友生命に対して本劣後ローンの期限前弁済を求める権利を有していません。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(c) 本社債の利息の支払に関するリスク

本社債の利息の支払は、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、⑬「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行わ

れることを予定しています。しかしながら、住友生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済状況並びに住友生命の財務状況によっては、本社債のその時々における利息支払資金が不足する可能性があります。

当社は、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を当社が受領した場合、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べる利払停止を行うこととされています。なお、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には利息は付されないものとされています。そして、本劣後ローン契約上、住友生命は、その裁量により、本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べる本劣後ローン任意停止を行うことができ、また、資本不足事由が生じ、且つ、継続している場合、又は本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務（但し、住友生命の基金を除きます。）がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べる本劣後ローン強制停止を行わなければならないものとされています。

以上から、住友生命が本劣後ローン任意停止を行い、又は上記事由が生じ本劣後ローン強制停止が行われている場合には、支払が停止された本劣後ローン利息の金額である本劣後ローン利払停止金額相当額の本社債利息の支払が繰り延べられることとなります。

このように、住友生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済状況並びに住友生命の財務状況によっては、本劣後ローン利息の支払が本劣後ローン契約に基づき繰り延べられる可能性があり、ひいては、本社債利息の支払が繰り延べられ、その結果、予定された利払日において本社債利息の支払が行われない場合があります。また、支払が繰り延べられた本社債利息については、その原因となった本劣後ローン利息の支払の繰延に係る本劣後ローン利払停止金額である本劣後ローン未払残高が住友生命から支払われない限り、当該繰延が生じた後においても支払われませんが、住友生命は、本劣後ローン最終弁済日までの間、本劣後ローン未払残高を支払う義務を負わず、また、本劣後ローン未払残高の支払を希望する場合でも、適用ある規制上の要件を充足し、資本不足事由が発生しておらず、原則として本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことが支払の条件とされています。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン利息の支払が繰り延べられる場合においても、住友生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。さらに、本劣後ローン契約上、住友生命が当該基金に係る支払及び社員配当の支払を行っている場合や、本劣後ローン同順位劣後債務の弁済を行っている場合であっても、住友生命による本劣後ローン任意停止は禁止されません。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため当社による特段の対応は図られていません。

(d) 本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク

本劣後ローン契約上、本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生するものとされています。また、当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（当社劣後事由）が成就した場合にのみ発生し、さらに、本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生するものとされています。

破産法上、債務者について破産手続が開始された場合、破産法第99条第2項により、約定劣後破産債権についての配当の順位は劣後的破産債権を含む他の全ての破産債権に後れるものとされ、また、同法第142条第1項により、破産手続上議決権を有しないものとされています。

これに対し、民事再生法上は、債務者について再生手続が開始された場合、民事再生法第155条第2項により、劣後的破産債権に後れる約定劣後再生債権の順位を考慮して、再生計画の内容に公正且つ衡平な差を設けなければならないとされています。また、更生特例法及び会社更生法上は、相互会社又は株式会社について更生手続が開始された場合、会社更生法第168条第3項（相互会社の場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項）により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正且つ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、相互会社の場合は、(i)更生担保権、(ii)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(iii)((ii)、(iv)及び(v)に掲げるもの以外の)更生債権、(iv)約定劣後更生債権、(v)基金に係る更生債権、(vi)社員権の順序となり、株式会社の場合は、(I)更生担保権、(II)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(III)

((II)及び(IV)に掲げるものの以外の)更生債権、(IV)約定劣後更生債権、(V)残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、(VI)(V)に掲げるものの以外の)株式の順序となります。従って、約定劣後再生債権又は約定劣後更生債権は、必ずしも他の再生債権又は更生債権に絶対的に劣後することまで要求されているわけではありません。

もっとも、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社又は株式会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

また、本劣後ローン契約上、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就し、本劣後ローンに関する請求権が発生する場合であっても、支払を請求する金額は、本劣後ローンに関する債務を含む住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務がそれと同額の住友生命の基金に基づく債務であると仮定し、且つ全ての住友生命の基金に基づく債務が同順位であると仮定した場合に、基金の払戻しとして支払われたであろう金額に減額されるものとされています。

保険業法第181条第2項は、解散した相互会社の清算人が基金の払戻しをする場合に「相互会社の債務の弁済をした後でなければ、してはならない」とし、相互会社の解散時においては、基金の払戻しはその他の相互会社の債務に劣後するものとされているほか、更生特例法上も相互会社について更生手続が開始された場合の更生計画における権利の順位についても、上記のとおり、他の更生債権に比べて基金に係る更生債権は劣後するものとされています。しかしながら、本劣後ローンについては上記のとおり、支払を請求する金額が減額されることにより基金と実質的に同順位の債務として取り扱われることが企図されています。

以上から、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、住友生命が相互会社として解散又は倒産した場合においては、当社が本劣後ローン債権の元利金の支払につき住友生命の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があります。また、住友生命が解散又は倒産しない場合でも、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

なお、本社債の発行日以後、住友生命が本劣後ローン債権と同順位の債権又はこれに優先する債権に係る債務を負担することは何ら制限されていません。

かかるリスク要因については、破産法、会社更生法、民事再生法及び更生特例法等に基づく法制度並びに住友生命及び当社の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(e) 原保有者の破産等に伴うリスク

当社は本劣後ローン債権譲渡契約に基づき原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受けていますが、かかる本劣後ローン債権の譲渡につき、原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本劣後ローン債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、当社の本劣後ローン債権に対する権利は原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと当社は考えています。

- (i) 原保有者及び当社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、本劣後ローン債権の真正な売却及び購入を意図していること。
- (ii) 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権が当社に移転した後は、本劣後ローン債権に対して一切の権利を有さないこと。
- (iii) 本劣後ローン債権譲渡契約上、当社は、原保有者に対して本劣後ローン債権の買い戻しを請求する権利を有さず、また、原保有者は本劣後ローン債権の買い戻しを行う義務を負担していないこと。
- (iv) 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約上、本劣後ローン債権の譲渡実行日現在における本劣後ローン債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本劣後ローン債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと。
- (v) 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく原保有者から当社に対する本劣後ローン債権の譲渡については確定日付ある証書による住友生命の承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されていること。

かかるリスク要因については、上記のとおり極めて低いものと当社は考えていますが、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(f) 住友生命の株式会社化に伴うリスク

住友生命は現在相互会社として保険業を営んでいます。保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社となることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。

本劣後ローン契約上、住友生命が組織変更により株式会社となる場合には、組織変更の効力発生をもって本劣後ローン契約の一部の規定が読み替えられるものとされており、かかる読替の結果、組織変更前と比べて本劣後ローンの債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、読替前の本劣後ローン契約においては、本劣後ローン利息の支払が停止している場合に本劣後ローン同順位劣後債務に係る利息の支払等が禁止されますが、読替後はかかる支払等は禁止されません。また、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就し、本劣後ローンに関する請求権が発生する場合にその支払を請求しうる金額は、組織変更前においては、本劣後ローンに関する債務を含む住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務がそれと同額の住友生命の基金に基づく債務であると仮定し、且つ全ての住友生命の基金に基づく債務が同順位であると仮定した場合に、基金の払戻しとして支払われたであろう金額に減額されますが、保険業法第89条により、株式会社への組織変更をする相互会社は原則として全ての基金を償却しなければならないため、組織変更後は、本劣後ローンに関する債務を含む住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務がそれと同額の住友生命の最優先の株式であると仮定した場合に、住友生命の残余財産から支払われたであろう金額に減額されるものと読み替えられるものとされています。

以上から、住友生命が株式会社に組織変更する場合、その前後における住友生命の財務状況や資本構成の変動状況等によっては、本劣後ローン契約の債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があります。その結果本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

かかるリスク要因については、住友生命による株式会社への組織変更の実施その他の事情に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(g) 当社が目的以外の債務を負うリスク

当社が、本社債の元金全額が償還されるまでに、本社債発行に関係のない債務を負うことにより、本社債権者が不測の損害を被る可能性があります。当社は、本社債管理委託契約において、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが償還され又は支払われるまでの間、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下の各号に定めるところを遵守することを約束しています。

- (i) 当社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその附帯業務のほか、他の業務を行いません。
- (ii) 当社は、本社債以外の現在又は将来の当社又は第三者の債務を担保するために、当社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- (iii) 当社は、その資産につき貸付、譲渡、交換その他の処分を行いません。
- (iv) 当社は、i 本劣後ローン債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、本社債の元利金を償還若しくは支払うために必要な資金を借入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、又は前記(i)に規定する業務及びその附帯業務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合（当社による本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の締結並びに当社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。）且つii 本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。
- (v) 当社は、前記(i)に規定する業務及びその附帯業務に必要な資産を購入せず、リースを受けず、また、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。

かかるリスク要因については、上記の本社債管理委託契約における当社の約束により、当社が本社債とは関係のない債務を負担し、本社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(h) 当社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

当社及び本一般社団法人は、それぞれ普通株式及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが最終償還日までに支払うことが見込まれる当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用（本(h)において、以下「諸費用」と総称します。）の支払資金相当額以上の金銭の払込みを受けました。そして、当該払込金は、最終償還日までのそれぞれの諸費用の支払に充当される予定です。

しかし、最終償還日までに、税制の変更等による公租公課の負担の増加その他の事情により諸費用が当初の想定よりも増加する可能性があります。また、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延期された場合には、本社債の最終償還日は延期後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延期され、当初想定していない最終償還日後の諸費用の支払が必要となる場合があります。

これらの場合において、住友生命は、当該諸費用増加額相当額の当社のA種優先株式及び本一般社団法人の基金を払い込む義務又は当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額を支払う義務をいずれも負担しておらず、さらに、住友生命以外の第三者もかかる義務を負っていません。従って、当社及び本一般社団法人が住友生命その他の第三者から当該諸費用増加額相当額の資金調達を行うことができる、又は住友生命その他の第三者が当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額の支払を行うことができる、とは限りません。かかる資金調達を行うことができない場合、当社又は本一般社団法人において諸費用の支払を行うことができず、その結果、当社又は本一般社団法人の業務が遂行できず、ひいては当社又は本一般社団法人が存続できなくなる可能性があります。その結果、当社による本社債の利息の支払又は元金の償還ができなくなる可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(i) 当社の破産等に伴うリスク

当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債の元利金の支払は、当該解散又は倒産手続の影響を受け、その結果、当社は本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、前記(d)「本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク」に記載のとおり、当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

この点、当社の普通株式（以下「本普通株式」といいます。）は全て本一般社団法人に保有されており、A種優先株式は全て住友生命に保有されます。A種優先株式については、当社の定款において、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないものとされており、且つ、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとされています。従って、当社の通常の業務執行や運営に際して議決権を有する株式を保有している者は本一般社団法人のみとなります。

その上で、本一般社団法人及び業務受託者が、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある当社の定款の変更、取締役及び監査役の選解任又は当社の業務遂行及び債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのある如何なる行為も行わず、また、当社の取締役をして行わしめないことを約束しているなどの倒産予防措置がとられているほか、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、⑦「債権放棄及び倒産手続開始申立て等の制限」記載の倒産不申立特約及び責任財産限定特約が本社債要項に規定され、また、その他当社が締結する各契約においても同種の規定がされているなど倒産手続防止措置もとられており、倒産状態が発生し又は倒産状態が発生したときに倒産手続が開始される可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(j) 当社が株式会社であることに関するリスク

資産流動化法上の特定目的会社においては、本劣後ローン債権を保有する場合には、資産流動化法第5条第2項及び資産流動化法施行令第3条第3号により、その計画期間（資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日（資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了する日をいいます。）までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいいます。）の上限は50年とされています。本劣後ローン元本の弁済までの期間は50年を超える可能性があるため、本劣後ローン債権を保有し、本劣後ローン債権の回収金によって本社債の元金の償還及び利息の支払を行う本社

債の発行会社として資産流動化法上の特定目的会社を用いることが困難であり、本社債については、その発行会社を、会社法に基づき設立された株式会社としています。従って、当社に対しては、特定目的会社の業務の遂行に関わる規制（資産流動化法第195条から第214条まで）や、特定目的会社の監督に関わる規制（資産流動化法第215条から第221条まで）その他の資産流動化法上の特定目的会社に課される法律上の規制は課されていません。また、本社債は、資産流動化法上の特定社債ではないため、資産流動化法第128条第1項に基づく一般担保は付されていません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(k) 当社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関するリスク

全ての本普通株式は、本一般社団法人により保有されています。本一般社団法人及び東京共同会計事務所（以下「事務受託者」といいます。）は、当社及び本社債管理者に対して差し入れた本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本普通株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束していますが、本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合には、本普通株式が本一般社団法人から当社の倒産隔離上不適切と考えられる者に譲渡され、その結果として当社の運営に悪影響が及ぶリスクがあります。しかしながら、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、本一般社団法人につき破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないことを誓約し、また、本一般社団法人の理事、監事及び社員も、それぞれ、本一般社団法人及び本社債管理者に差し入れた本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立権を行使しないことを誓約しています。さらに、本一般社団法人の定款において、本一般社団法人の基金の拠出者は、本一般社団法人の倒産申立てを行うことができないものとされています。また、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為をしないこと等、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止、支払不能及び債務超過の発生を回避する観点から一定の事項につき誓約しています。従って、これらの誓約が遵守される限りにおいて、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高くないものと当社は考えています。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っています。一般社団法人法第148条には解散事由として社員が欠けたことが規定されており、かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ上記の誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう遵守する旨誓約しています。また、事務受託者は、本業務委託契約において、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を提供することとされています。以上から、社員が欠けたことで本一般社団法人の解散事由が生じる可能性は低いものと当社は考えています。

また、本一般社団法人の理事の不適切な業務執行又は本一般社団法人の社員の不適切な社員権の行使により、当社の運営に悪影響が及ぶリスクがありますが、本一般社団法人は、上記の誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある当社の定款の変更、当社の取締役及び監査役の選解任その他の業務遂行又は債務負担を生ぜしめないこと等を誓約しており、本一般社団法人の理事、監事及び社員もそれぞれの誓約書において当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある議決権の行使等を行わないことを誓約しており、これらの誓約が遵守される限り、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高くないものと当社は考えています。なお、本一般社団法人の定款において、理事、監事及び社員については、本一般社団法人の基金の拠出者や本一般社団法人が保有する株式等に係る法人に対して資産を譲渡した者の役員又は従業員ではないこと等、その資格を有する者が限定され、類型的に適切な業務執行又は権利行使を期待できない者が理事、監事及び社員となる可能性が排除されています。

(l) 本一般社団法人が他の会社の株式等を取得・保有することから生じるリスク

本一般社団法人は現在、本普通株式、住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社の普通株式、住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社の普通株式及び住友生命2023基金流動化株式会社の普通株式を保有しているほかは、他の会社の株式等を取得・保有しておらず、借入による資金調達を行っていません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の会社の株式等を追加的に取

得しつつ、かかる株式等の取得、租税支払、維持費用その他全ての支払債務の履行に必要な金額の基金の拠出を受けず、借入金等でその資金調達を行う可能性があります。当該株式等の発行体が社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担し、かかる債務につき当該株式等の発行体がデフォルトに陥った場合、その株式等の価値が毀損する結果、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金が本一般社団法人が負担する支払債務の履行以外の目的のために流用された場合、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、前記(k)「当社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関するリスク」記載の本一般社団法人及び東京共同会計事務所が当社及び本社債管理者に対して差し入れた誓約書において、かかる追加的な株式等を取得する場合には、事前に、その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、且つ、かかる株式等の追加取得が本社債の格付を低下させることにはならないことを本格付機関に確認すること並びにその負担する債務を履行するために十分な金額の基金の拠出を受け、且つ、かかる基金を一定の口座で管理することを誓約していますので、かかる誓約が遵守される限りにおいて、本一般社団法人が他の会社の株式等の取得を原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと当社は考えています。

(m) 本社債権者が担保を有しないことに伴うリスク

本社債権者は、当社の特定の資産に対し担保権（対抗要件の具備の有無を問いません。）を有しておらず、当社に関する破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続の場合、本社債権者は、配当額の分配において無担保債権者として扱われ、当社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権（抵当権、質権等）等を有する債権者に劣後することになります。かかるリスク要因に対しては、本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理者に対し、前記(g)「当社が目的以外の債務を負うリスク」記載の約束を行っており、本社債権者に優先又は競合して当社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(n) 法令の変更等に関するリスク

本社債は本社債の発行日現在の法令に基づいて発行され、本劣後ローン契約その他関係する契約も、当該契約締結日時点の法令に基づいて締結されました。これらの時点以降、本社債又は本劣後ローン契約の有効性その他の事項に悪影響を与える法令の変更等が行われた場合、本社債の元金の償還又は利息の支払に悪影響が及ぶ可能性があります。なお、法令の変更等により、資本事由、税制事由、資本金変更事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、残存する本劣後ローン元本の全部を期限前弁済することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元金の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」、(iii)「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

(o) 税制の変更等に関するリスク

本半期報告書提出日以降、税制の変更等により、当社の公租公課の負担が増加した場合、本社債の元金の償還又は利息の支払の資金が不足し、当社による本社債の元金の償還又は利息の支払ができなくなる可能性があります。なお、税制の変更等により、税制事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、残存する本劣後ローン元本の全部を期限前弁済することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元金の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」、(iii)「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

(p) 保険会社が本社債を取得する際の留意事項

「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」（平成8年大蔵省告示第50号。その後の改正を含みます。）第1条の2第1項によれば、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいいます。本(p)において、以下同じです。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は同法第106条第1項第3

号から第5号までに掲げる会社を子会社等（同法第110条第2項に規定する子会社等をいいます。本(p)において、以下同じです。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（上記告示第1条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含みます。本(p)において、以下同じです。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。）における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額を控除するものとされています。本社債は、住友生命に対して実行された本劣後ローンに係る本劣後ローン債権を主な財産とする当社が発行した社債であり、法形式的には住友生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、当社の主な財産が住友生命に対して実行された本劣後ローンに係る本劣後ローン債権であるという本社債の実質的な性格から、保険会社等が本社債を保有する場合には上記告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本社債の金額が控除される可能性がありますので、保険会社等が本社債を購入する際には上記告示との関係に関して専門家への相談を含めた検討を行った上で購入されるようお願いいたします。

(q) 本社債の性質が市場価格に及ぼす影響に関するリスク

前記(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」、(i)「本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク」及び(c)「本社債の利息の支払に関するリスク」に記載のとおり、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン弁済要件の未充足による本劣後ローン最終弁済日の延期により、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延期される可能性があります。

利払停止の可能性がある本社債の市場価格は、かかる可能性のない通常の社債に比べて市場価格が不安定なものとなるおそれがあります。仮に、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延期された場合、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる利払停止又は最終償還日の延期中に本社債を売却する場合、当社が当該繰り延べられた利息の支払又は延期された元金の償還を受けるまで本社債を保有する場合に比べ低い利益しか得られない可能性があります。

また、本社債権者は、かかる利払停止又は最終償還日の延期により特段の救済を得られるわけではありません。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン弁済要件の未充足による本劣後ローン最終弁済日の延期によっても、住友生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。

このような性質をもつ有価証券である本社債に対する投資者の需要は、市場参加者、監督官庁、格付機関等の第三者による評価により変わり得ます。従って、本社債権者は、本社債を売却する場合において、その取得価格よりも大幅に低い価格でしか売却できず、売却損を生じるリスクがあります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性のほか、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等に内在するものであり、当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(r) 市場性に関するリスク

本社債の処分価格は、市場の金利水準に対応して変動すること（金利が上昇する過程では価格は下落し、逆に金利が低下する過程では価格は上昇すること）が想定されます。従って、本社債の第三者への譲渡に際しては、当該譲渡時点における市場の金利水準によって売却損を生じるリスクがあります。

また、本社債の流通市場は現在確立されておらず、本社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(s) 本劣後ローン同順位劣後債務並びに本劣後ローン債務及び本社債に関する通知の時期に関するリスク

本社債の償還（期限前償還を含みます。）、利払停止及び未払残高の支払に関する本社債権者及び本社債管理者への通知並びにその他住友生命から通知される事項に基づき本社債権者及び本社債管理者に通知される事項に関する通知（以下「本社債住友生命関連通知」といいます。）は、全て、住友生命から本劣後ローン債務の弁済（期限前弁済を含みます。）、本劣後ローン任意停止及び本劣後ローン強制停止、本劣後ローン未払残高の支払並びにその他の住友生命から通知される事項に関する通知（以下「本劣後ローン住友生命関連通知」といいます。）を当社が受領した後に行われます。従って、住友生命が本劣後ローン同順位劣後債務に関し、本劣後ローン住友生命関連通知と同趣旨の通知を同時に行った場合であっても、本社債住友生命関連通知は、かかる住友生命の本劣後ローン同順位劣後債務に関する通知に遅れることがあります。その結果、本社債権者は、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者が本劣後ローン同順位劣後債務に関するこれらの事項を知るよりも後に、本社債に関するこれらの事項を知ることがあり、かかる通知を受ける時点の差に起因して、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者に比べて本社債の売却その他の回収手段につき制約を受ける可能性があるほか、本社債の価格変動その他の影響を受ける可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

② 投資リスクに関する管理体制

当社は、法令及び本社債管理委託契約の定めに従い、本社債についてそれぞれ、本社債への投資者たる本社債権者のために、本社債に係る債権の弁済の受領、本社債に係る債権の実現の保全その他の本社債の管理を行うことを本社債管理者に委託しています。本社債管理者は、本社債権者のために、本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本社債管理者は、上記の本社債の管理を行うために、本社債管理委託契約に基づき、その企業金融部において、本社債の管理業務を行います。上記管理のための本社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、企業金融部により定期的に確認される体制が整備されております。

2 【管理資産の経理状況】

(1) 【主な資産の内容】

	当中間会計期間末 2023年6月30日
I 管理資産残高	50,006,844千円
元本相当部分	50,000,000千円
利息相当部分(未収利息相当額)	6,844千円
II 証券所有者への利息支払基金の残高	-千円
III 証券所有者への元本償還基金の残高	-千円
IV 管理資産の維持管理費支払基金の残高	-千円

3【発行者及び関係法人情報】

(1)【発行者の状況】

①【発行者の概況】

a 主要な経営指標等の推移

回次	第2期中	第1期
会計期間	自2023年 1月1日 至2023年 6月30日	自2022年 11月11日 至2022年 12月31日
営業収益 (千円)	415,168	9,175
経常損失(△) (千円)	△13,724	△7,426
中間（当期）純損失(△) (千円)	△14,199	△7,505
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-
資本金 (千円)	845,050	845,050
発行済普通株式数 (株)	2	2
発行済優先株式数 (株)	33,800	33,800
純資産額 (千円)	1,668,394	1,682,594
総資産額 (千円)	51,680,838	51,702,215
普通株式1株当たり純資産額 (円)	0.00	0.00
優先株式1株当たり純資産額 (円)	49,360.80	49,780.90
普通株式1株当たり中間（当期）純損失(△) (円)	0.00	△50,000.00
優先株式1株当たり中間（当期）純損失(△) (円)	△420.11	△219.10
潜在株式調整後1株当たり中間純損失 (円)	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-
（うち1株当たり中間（当期）配当額） (円)	(-)	(-)
自己資本比率 (%)	3.2	3.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△38,912	△354,062
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	1,690,100
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 (千円)	1,297,125	1,336,037
従業員数 (名)	-	-

(注1) 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注2) 営業収益には消費税等（消費税及び地方消費税をいいます。以下同じです。）が含まれております。

(注3) 当社と雇用契約を締結している従業員はおりません。

(注4) 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純損失金額については、潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

b 事業の内容

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。なお、当社の目的は、劣後ローン債権の取得並びにその保有、管理及び処分、当該劣後ローン債権を裏付けとする社債の発行、並びにこれらに附帯又は関連する一切の業務を行うことです。

c 関係会社の状況

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。なお、当社の親法人は、本一般社団法人たる一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングスです。なお、当社は子会社、関連会社、その他の関係会社を有していませんので、関係会社の状況のうち子会社、関連会社、その他の関係会社の記載は行っていません。

d 従業員の状況

当社と雇用契約を締結している従業員はいません。当社は、本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に本資産管理委託契約に基づき管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権の管理及び処分の業務を委託しています。

また、当社の事務については、東京共同会計事務所に委託しています。

e 株式等の状況

(a) 株式の総数等

イ 株式の総数

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8
A種優先株式	80,000
計	80,008

ロ 発行済株式

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年9月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容 (注1)
普通株式	2	2	該当事項は ありません	-
A種優先 株式	33,800	33,800	該当事項は ありません	・定款において、会社法第108条第1項第1号(注2)、第2号(注3)及び第3号(注4)に掲げる事項について定めています。 ・定款において、会社法第322条第2項に規定する定めをしています。 ・定款において、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定めています。
計	33,802	33,802	-	-

(注1) 定款において、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を定めています。

(注2) 定款において、①当社は、各事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」といいます。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」といい、A種優先株主と総称して「A種優先株主等」といいます。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と総称して「普通株主等」といいます。）に先立ち、法令上可能な範囲内において、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に0.05を乗じた額に相当する金額の配当金（以下「A種優先配当金」といいます。）を支払う旨、並びに、②ある事業年度においてA種優先株主等に対して支払われた剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足分は切り捨てられるものとし、翌事業年度以降に累積しない旨を定めています。

(注3) 定款において、①当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額を支払う旨、及び、②A種優先株主等に対しては、①のほか、残余財産の分配を行わない旨を定めています。

(注4) 定款において、A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定めています。

(b) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(c) ライツプランの内容

該当事項はありません。

(d) 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額（千円）	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 2023年 1月1日	普通株式 -	普通株式 2	普通株式 -	普通株式 50	普通株式 -	普通株式 50
至 2023年 6月30日	A種優先株式 -	A種優先株式 33,800	A種優先株式 -	A種優先株式 845,000	A種優先株式 -	A種優先株式 845,000

(e) 大株主の状況

イ 普通株式の株主の状況

2023年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数	発行済株式（自己株式 を除く。）総数に対する 所有株式数の割合
一般社団法人住友生命 債権流動化ホールディ ングス	東京都千代田区丸の内三丁目 1番1号東京共同会計事務所内	2株	100%
計	-	2株	100%

ロ A種優先株式の株主の状況

2023年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数	発行済株式（自己株式 を除く。）総数に対する 所有株式数の割合
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁 目4番35号	33,800株	100%
計	-	33,800株	100%

(f) 議決権の状況

イ 発行済株式

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	33,800	-	A種優先株式
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	2	2	普通株式
発行済株式総数	33,802	-	-
総株主の議決権	-	2	-

(注) A種優先株式の株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。

ロ 自己株式等

該当事項はありません。

f 役員の状況

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、本半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

②【事業及び営業の状況】

a 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

当社は、資産の譲受け及びその管理を目的とし、その資金の大部分を本社債の発行により調達することを予定する会社であるため、経営の合理化と同時に、本社債の償還の安全性の確保を重要課題としています。

b 事業等のリスク

本②「事業及び営業の状況」及び後記④「経理の状況」等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、前記1「管理資産を構成する資産の状況」、(6)「投資リスク」、①「投資に関するリスクの特性」、a「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」を参照して下さい。なお、その中における将来に関する事項は本半期報告書提出日現在において判断したものです。

c 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(a) 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における資産の残高は51,680,838千円となりました。主な資産は本件劣後ローン債権50,000,000千円です。

(負債)

当中間会計期間末における負債の残高は50,012,443千円となりました。主な負債は本社債50,000,000千円です。

(b) 経営成績の分析

当中間会計期間における当社の業績等の状況は営業収益415,168千円、経常損失13,724千円及び中間純損失14,199千円となりました。

当中間会計期間における金融費用は418,320千円となりました。また、当中間会計期間の販売費及び一般管理費は、10,574千円となりました。

なお、当社は資産の譲受け並びにその管理を目的とし、資金の大部分を社債の発行により調達している会社であり、セグメントは1つしかないため、セグメントごとの経営成績の記載を省略しております。

(c) キャッシュ・フローの状況の分析

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は1,297,125千円となりました。また、当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については以下の通りです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動の結果減少した資金は38,912千円となりました。

d 生産、受注及び販売の状況

該当事項はありません。

e 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

f 研究開発活動

該当事項はありません。

③【設備の状況】

a 主要な設備の状況

当社は、記載すべき重要な設備を有しておりません。

b 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

④【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表作成初年度であるため、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書の比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がないため、中間連結財務諸表は作成しておりません。

a【中間財務諸表等】

(a)【中間財務諸表】

イ【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当中間会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,336,037	1,297,125
前払費用	870	1,781
未収利息	9,175	6,844
流動資産合計	1,346,083	1,305,751
固定資産		
投資その他の資産		
買入貸付債権	50,000,000	50,000,000
投資その他の資産合計	50,000,000	50,000,000
固定資産合計	50,000,000	50,000,000
繰延資産		
社債発行費	356,131	375,087
繰延資産合計	356,131	375,087
資産の部合計	51,702,215	51,680,838
負債の部		
流動負債		
未払金	9,374	—
未払費用	251	687
未払利息	9,175	6,844
未払法人税等	818	4,911
流動負債合計	19,620	12,443
固定負債		
社債	50,000,000	50,000,000
固定負債合計	50,000,000	50,000,000
負債の部合計	50,019,620	50,012,443
純資産の部		
株主資本		
資本金	845,050	845,050
資本剰余金		
資本準備金	845,050	845,050
資本剰余金合計	845,050	845,050
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△7,505	△21,705
利益剰余金合計	△7,505	△21,705
株主資本合計	1,682,594	1,668,394
純資産の部合計	1,682,594	1,668,394
負債及び純資産の部合計	51,702,215	51,680,838

ロ【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
営業収益	
金融収益	※1 415,168
営業収益合計	415,168
営業費用	
金融費用	※2 418,320
販売費及び一般管理費	※3 10,574
営業費用合計	428,894
営業損失(△)	△13,726
営業外収益	
受取利息	1
営業外収益合計	1
経常損失(△)	△13,724
税引前中間純損失(△)	△13,724
法人税、住民税及び事業税	475
法人税等合計	475
中間純損失(△)	△14,199
前期繰越利益又は前期繰越損失(△)	△7,505
中間未処分利益又は中間未処理損失(△)	△21,705

ハ【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他	利益剰余金合計		
				利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	845,050	845,050	845,050	△7,505	△7,505	1,682,594	1,682,594
当中間期変動額							
中間純損失(△)				△14,199	△14,199	△14,199	△14,199
当中間期変動額合計	－	－	－	△14,199	△14,199	△14,199	△14,199
当中間期末残高	845,050	845,050	845,050	△21,705	△21,705	1,668,394	1,668,394

ニ【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
劣後ローン債権利息の受取額	417,500
社債利息の支払額	△417,500
その他の営業支出	△38,835
小計	△38,835
利息の受取額	1
法人税等の支払額	△79
営業活動によるキャッシュ・フロー	△38,912
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△38,912
現金及び現金同等物の期首残高	1,336,037
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 1,297,125

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 繰延資産の処理方法

社債発行費

定額法により社債発行期間内である60年間で均等償却をしております。

2. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する定期預金もしくは譲渡性預金等の短期投資からなっております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税込方式によっております。

(中間損益計算書関係)

※1 金融収益の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)	
受取利息	415,168千円

※2 金融費用の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)	
社債利息	415,168千円
社債発行費償却	3,151千円

※3 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)	
業務委託手数料	1,430千円
資産管理手数料	436千円
社債管理手数料	1,375千円
社債元利金支払手数料	412千円
監査報酬	2,200千円
支払手数料	103千円
租税公課	4,604千円

なお、販売費及び一般管理費のうち一般管理費の占める割合は100%です。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期 間 増加株式数	当中間会計期 間 減少株式数	当中間会計期末 株式数
発行済株式				
普通株式	2株	—	—	2株
A種優先株式	33,800株	—	—	33,800株
合計	33,802株	—	—	33,802株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当項目はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当項目はありません。

4. 配当に関する事項

該当項目はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

当中間会計期間 (自 2023年 1月 1日 至 2023年6月30日)	
現金及び預金勘定	1,297,125 千円
現金及び現金同等物	1,297,125

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

前事業年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
買入貸付債権	50,000,000	49,775,900	△224,100
資産計	50,000,000	49,775,900	△224,100
社債	50,000,000	49,775,900	△224,100
負債計	50,000,000	49,775,900	△224,100

(※) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間（2023年6月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
買入貸付債権	50,000,000	50,575,600	575,600
資産計	50,000,000	50,575,600	575,600
社債	50,000,000	50,575,600	575,600
負債計	50,000,000	50,575,600	575,600

(※) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品
該当項目はありません。

（２）時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入貸付債権	—	49,775,900	—	49,775,900
資産計	—	49,775,900	—	49,775,900
社債	—	49,775,900	—	49,775,900
負債計	—	49,775,900	—	49,775,900

当中間会計期間（2023年6月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入貸付債権	—	50,575,600	—	50,575,600
資産計	—	50,575,600	—	50,575,600
社債	—	50,575,600	—	50,575,600
負債計	—	50,575,600	—	50,575,600

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

資 産

買入貸付債権

買入貸付債権については、市場価格はないものの、社債と発行条件が極めて近似しており、また実質的に同一のキャッシュ・フローを生み出す金融商品であるため、社債の時価を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております（下記負債参照）。

負 債

社債

社債については、情報ベンダーにより一般に公表されている価格に基づき時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

当社は資産の譲受け並びにその管理を目的とし、その資金の大部分を社債の発行により調達している会社であります。そのため、報告すべきセグメントは1つしかないためセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えているため、また、有形固定資産は保有しておりませんので、地域ごとの営業収益及び有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
住友生命保険相互会社	415,168	資産の譲り受け及びその管理

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2023年 1月 1日 至 2023年6月30日)
普通株式1株当たり中間純損失 (△)	0円00銭
優先株式1株当たり中間純損失 (△)	△420円11銭
(算定上の基礎)	
中間純損失 (△) (千円)	△14,199
普通株式に係る中間純損失 (△) (千円)	—
優先株式に係る中間純損失 (△) (千円)	△14,199
期中平均普通株式数 (株)	2
期中平均優先株式数 (株)	33,800

(注1)潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式がないため記載していません。

(注2)1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当中間会計期間 (2023年6月30日)
普通株式1株当たり純資産額	0円00銭	0円00銭
優先株式1株当たり純資産額	49,780円90銭	49,360円80銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	1,682,594	1,668,394
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	1,682,594	1,668,394
(うち優先株式) (千円)	1,682,594	1,668,394
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額 (千円)	—	—
優先株式に係る中間期末（期末）の純資産額 (千円)	1,682,594	1,668,394
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の普通株式数 (株)	2	2
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の優先株式数 (株)	33,800	33,800

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【その他】

該当事項はありません。

(2)【原保有者その他関係法人の概況】**①【名称、資本金の額及び事業の内容】****a 原保有者****(a) 名称**

大和証券株式会社

(b) 資本金の額

100,000百万円（2023年3月31日現在）

(c) 事業の内容

金融商品取引業及びそれに付帯する事業

b 本資産管理受託会社**(a) 名称**

三井住友信託銀行株式会社

(b) 資本金の額

342,037百万円（2023年3月31日現在）

(c) 事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他兼営業務

c 本劣後ローン債権の債務者**(a) 名称**

住友生命保険相互会社

(b) 基金の総額

639,000百万円（2023年3月31日現在）

（注）基金とは、相互会社において株式会社の資本金に相当するものです。なお、基金の総額には、基金償却積立金の額（639,000百万円）を含みます。

(c) 事業の内容

生命保険業

②【関係業務の概要】**a 原保有者**

管理資産である当社の資産を構成する本劣後ローン債権の原保有者です。

b 本資産管理受託会社

当社から特定資産である本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けています。

c 本劣後ローン債権の債務者

住友生命は、本劣後ローン債権の債務者です。

③【資本関係】

原保有者その他関係法人の全てについて、該当事項はありません。

④【その他】**a 原保有者**

該当事項はありません。

b 本件資産管理受託会社

該当事項はありません。

c 本劣後ローン債権の債務者

本半期報告書提出日現在における住友生命の財務状況については、以下に記載する「2022年度決算のお知らせ」、「2023年度第1四半期報告」をご参照ください。



NEWS RELEASE

2023年5月23日

住友生命保険相互会社

2022年度決算のお知らせ

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 高田 幸徳）の2022年度（2022年4月1日～2023年3月31日）の決算をお知らせいたします。

<目次>

1. 主要業績	1 頁
2. 2022年度末保障機能別保有契約高	3 頁
3. 2022年度決算に基づく社員配当金について	4 頁
4. 2022年度の一般勘定資産の運用状況	13 頁
5. 貸借対照表	23 頁
6. 損益計算書	40 頁
7. 経常利益等の明細（基礎利益）	43 頁
8. 基金等変動計算書	44 頁
9. 剰余金処分	46 頁
10. 保険業法に基づく債権の状況	46 頁
11. 貸倒引当金の状況	47 頁
12. ソルベンシー・マージン比率	48 頁
13. 2022年度特別勘定の状況	49 頁
14. 保険会社及びその子会社等の状況	51 頁

以 上



1. 主要業績

a. 年換算保険料

(1) 保有契約

(単位: 億円、%)

区 分	2021年度末		2022年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	14,856	99.4	14,830	99.8
個 人 年 金 保 険	7,837	98.9	7,765	99.1
合 計	22,693	99.2	22,596	99.6
うち生前給付保障+医療保障等	5,585	100.6	5,611	100.5
うち生前給付保障	1,841	102.2	1,875	101.8
うち医療保障	3,666	99.9	3,662	99.9

(2) 新契約+転換純増

(単位: 億円、%)

区 分	2021年度		2022年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	761	116.9	861	113.1
個 人 年 金 保 険	246	82.6	233	94.6
合 計	1,007	106.1	1,094	108.6
うち生前給付保障+医療保障等	353	131.6	327	92.9
うち生前給付保障	138	116.4	129	93.2
うち医療保障	213	144.3	198	92.8

(ご参考) 解約+失効

(単位: 億円、%)

区 分	2021年度		2022年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険 + 個 人 年 金 保 険	697	113.4	721	103.5

(注)1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。

2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付及び保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。

3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

住友生命保険相互会社

b. 保有契約高及び新契約高

(1) 保有契約高

(単位：千件、億円、%)

区 分	2021年度末				2022年度末			
	件 数	前年度末比	金 額	前年度末比	件 数	前年度末比	金 額	前年度末比
個 人 保 険	8,089	98.7	541,042	93.2	8,026	99.5	510,584	94.4
個人年金保険	3,145	98.8	147,531	98.8	3,109	98.8	145,040	98.3
個人保険＋個人年金保険	11,215	98.8	688,574	94.4	11,135	99.3	655,624	95.2
団 体 保 険	-	-	333,091	100.6	-	-	333,694	100.2
団体年金保険	-	-	27,163	101.9	-	-	28,999	99.4

(注)1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

3. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の保有契約高には計上しておりません。

団体3大疾病保障保険の保有契約の3大疾病保険金額は、2021年度末2,921億円、2022年度末3,389億円です。

(2) 新契約高

(単位：千件、億円、%)

区 分	2021年度						2022年度					
	件 数	前年度比	金 額	前年度比	新契約	転換による純増加	件 数	前年度比	金 額	前年度比	新契約	転換による純増加
個 人 保 険	681	142.0	4,765	79.7	13,295	△8,510	671	98.4	9,316	194.7	15,151	△5,834
個人年金保険	94	96.8	3,993	88.2	4,019	△26	91	96.2	3,600	90.2	3,631	△30
個人保険＋個人年金保険	776	134.4	8,778	83.3	17,315	△8,536	762	98.1	12,917	147.1	18,782	△5,865
団 体 保 険	-	-	869	129.1	869	-	-	-	814	93.6	814	-
団体年金保険	-	-	0	255.1	0	-	-	-	0	103.8	0	-

(注)1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を加えた数値です。

2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含んでいます。

3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

5. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の新契約高には計上しておりません。

団体3大疾病保障保険の新契約の3大疾病保険金額は、2021年度604億円、2022年度543億円です。

c. 主要収支項目

(単位：百万円、%)

区 分	2021年度		2022年度	
	前年度比		前年度比	
保険料等収入	2,143,199	98.0	2,216,429	103.4
資産運用収益	867,086	106.3	1,203,013	138.7
保険金等支払金	1,757,264	100.6	1,963,119	111.7
資産運用費用	112,344	82.0	594,954	529.6
経 常 利 益	145,962	93.8	61,852	42.4

d. 剰余金処分

(単位：百万円、%)

区 分	2021年度		2022年度	
	前年度比		前年度比	
当期末処分剰余金	59,210	107.5	147,967	249.9
社員配当準備金繰入額	58,310	107.6	57,067	97.9
純 剰 余 金	900	100.0	90,900	10,100.0

住友生命保険相互会社

e. 総資産

(単位: 百万円、%)

区 分	2021年度末		2022年度末	
		前年度末比		前年度末比
総 資 産	36,443,323	102.9	35,298,166	96.9

f. 基礎利益

(単位: 百万円、%)

区 分	2021年度		2022年度	
		前年度比		前年度比
基 礎 利 益	333,397	125.2	236,366	70.9

(注)為替に係るヘッジコストを算定に含めるなど、2022年度から適用される新しい定義に基づく基礎利益を記載しています。
過年度の数値も同様の定義で算出しています。

2. 2022年度末保障機能別保有契約高

(単位: 千件、億円)

項 目		個人保険		個人年金保険		団体保険		合 計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
死亡保障	普 通 死 亡	7,842	507,337	—	—	22,003	333,672	29,846	841,009
	災 害 死 亡	(6,362)	(140,622)	(25)	(1,098)	(2,322)	(8,485)	(8,709)	(150,206)
	その他の条件付死亡	(—)	(—)	(—)	(—)	(61)	(273)	(61)	(273)
生 存 保 障		183	3,247	3,109	145,040	5	22	3,297	148,310
入院保障	災 害 入 院	(4,412)	(258)	(70)	(3)	(1,215)	(11)	(5,699)	(272)
	疾 病 入 院	(4,411)	(257)	(69)	(3)	(14)	(0)	(4,495)	(261)
	その他の条件付入院	(7,353)	(2,712)	(28)	(2)	(64)	(0)	(7,446)	(2,715)
障 害 保 障		(5,484)	(—)	(22)	(—)	(2,070)	(—)	(7,578)	(—)
手 術 保 障		(5,100)	(—)	(86)	(—)	(—)	(—)	(5,187)	(—)

項 目	団体年金保険		財形保険		財形年金保険		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
生 存 保 障	6,390	26,999	44	1,538	15	303	6,450	28,842

項 目	医療保障保険	
	件 数	金 額
入 院 保 障	149	0

項 目	就業不能保障保険	
	件 数	金 額
就 業 不 能 保 障	—	—

- (注)1. ()内の数値は付随保障部分及び特約の保障を表します。
2. 団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険及び医療保障保険の件数は被保険者数を表します。
3. 生存保障額の金額は、個人年金保険、団体保険(年金特約)及び財形年金保険(財形年金積立保険を除く)については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものの、団体年金保険、財形保険及び財形年金積立保険については責任準備金を表します。
4. 入院保障額の金額は入院給付日額を表します。
5. 医療保障保険の入院保障額には、疾病入院に関わる数値を記載しています。
6. 受再保険については、被保険者87千名、金額815億円です。

住友生命保険相互会社

3. 2022 年度決算に基づく社員配当金について

2022 年度決算に基づく社員配当率は以下のとおりです。

a. 個人保険、個人年金保険

配当率は据置きとしました。

b. 団体保険

配当率は据置きとしました。

c. 団体年金保険

<新企業年金保険、厚生年金基金保険(02)及び確定給付企業年金保険(02)等>

配当率は、予定利率 0.75%又は 1.25%(解約控除あり)に対する責任準備金に対して 0.00%としました。

<拠出型企業年金保険(02)>

配当率は、予定利率 1.25%に対する責任準備金に対して 0.00%としました。

(注) 新単位口別利率設定特約部分の責任準備金は含みません。

住友生命保険相互会社

個人保険、個人年金保険について受取金額を例示しますと、以下のとおりです。

＜例1＞最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険（生活障害収入保障特約(20年タイプ)付加契約）
 35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、〈生活〉収入保障年金年額150万円
 特定重度生活習慣病保険金額150万円、総合医療特約 日額1万円
 入院保障充実特約(09) 給付金額10万円、新先進医療特約

加入年度（経過年数）	保険料 （年換算）	受取金額	
		継続中の契約 〔配当金〕	死亡契約 〔保険金＋配当金〕
3年ごと配当タイプ			
2017年度（6年）	153,864 円	(27,265) 27,265 円	20,328,000 円

＜例2＞最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険(*1)（新介護収入保障特約(20年タイプ)付加契約(*2)）
 35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、年金年額240万円
 総合医療特約(*3) 日額1万円、入院保障充実特約(09)(*4) 給付金額10万円、新先進医療特約(*5)

加入年度（経過年数）	保険料 （年換算）	受取金額	
		継続中の契約 〔配当金〕	死亡契約 〔保険金+配当金〕
3年ごと配当タイプ			
2014年度（9年）	160,740 円	(33,487) 33,487 円	25,053,600 円
2011年度（12年）	247,188(*6)	(395) 395	23,522,400
2008年度（15年）	202,908(*6)	(31,523) 31,523	22,519,200
2005年度（18年）	206,340(*6)	(54,092) 54,092	22,519,200

(*1)2005年度契約は最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険とします。

(*2)2011年度契約は新介護収入保障特約(10回タイプ)付加契約とします。

(*3)2005年度契約および2008年度契約は災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約付加契約とします。

(*4)2005年度契約および2008年度契約は通院特約(04)付加契約とし、日額は3千円とします。

(*5)新先進医療特約付加契約は2011年度契約および2014年度契約とします。

(*6)保険料は45歳時に災害・疾病関係特約を更新した後の金額です。

＜例3＞最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険（新介護介護定期保険特約(10年更新型)付加契約）
 45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、初年度保険金額2,500万円
 総合医療特約 日額1万円、入院保障充実特約(09) 給付金額10万円、新先進医療特約

加入年度（経過年数）	保険料 （年換算）	受取金額	
		継続中の契約 〔配当金〕	死亡契約 〔保険金＋配当金〕
3年ごと配当タイプ			
2014年度（9年）	220,080 円	(46,010) 46,010 円	15,000,000 円

(注) 1. 保険料、保険金額は主契約（保険ファンデ）部分を除いた金額です。

2. 「死亡契約」欄は、契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

＜例1＞および＜例2＞については、年金の現価相当額を示します。

＜例3＞については、満期後の保険金額を示します。

3. 「受取金額」欄の()内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

住友生命保険相互会社

<例4>定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円(うち終身部分200万円)
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01) 日額1万円、通院特約 日額3千円

加入年度（経過年数）	保険料（*） （年換算）	受取金額	
		継続中の契約 〔配当金〕	死亡契約 〔保険金+配当金〕
毎年配当タイプ			
1996年度（27年）	358,296 円	（ 49,278） 49,278 円	20,000,000 円

(*)保険料は55歳時に更新した後の金額です。

<例5>定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円(うち終身部分200万円)

加入年度（経過年数）	保険料（*1） （年換算）	受取金額	
		継続中の契約 〔配当金（*2）〕	死亡契約 〔保険金＋配当金〕
毎年配当タイプ			
1993年度（30年）	259,800 円	(117,514) 117,514 円	20,000,000 円

(*1)保険料は55歳時に更新した後の金額です。

(*2)定期保険特約は保険期間満了時につき配当を2回分お支払いします。

<例6>定期保険(10年更新型)

45歳加入、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金1,000万円

総合医療特約 日額1万円、入院保障充実特約(09) 給付金額10万円、新先進医療特約

加入年度（経過年数）	保険料 （年換算）	受取金額	
		継続中の契約 〔配当金〕	死亡契約 〔保険金＋配当金〕
5年ごと利差配当タイプ			
2013年度（10年）	137,520 円	(51,580) 51,580 円	10,000,000 円

<例7>養老保険

30歳加入、30年満期、男性、口座振替料率、月払、保険金100万円

加入年度（経過年数）	保険料 （年換算）	受取金額	
		継続中の契約 〔配当金〕	満期・死亡契約 〔保険金＋配当金〕
5年ごと利差配当タイプ			
2013年度（10年）	33,360円	（ 3,812） 3,812円	死亡 1,000,000円
2008年度（15年）	31,656	（ 0） 0	死亡 1,000,000
2003年度（20年）	31,656	（ 0） 0	死亡 1,000,000
1998年度（25年）	27,720	（ 0） 0	死亡 1,000,000
毎年配当タイプ			
1993年度（30年）	22,344	— —	満期(1,000,000) 1,000,000

(注) 1、「死亡契約」、「満期・死亡契約」欄は、満期又は契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

2、「受取金額」欄の()内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

住友生命保険相互会社

個人保険、個人年金保険についての配当金の計算は、以下のとおりです。

<3年ごと配当タイプ〔販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qバック〕>

2002年度、2005年度、2008年度、2011年度、2014年度、2017年度及び2020年度にご契約いただいた3年ごと配当保険が、今年度に3年ごとの契約応当日を迎えるため、配当対象となります。

配当金は、以下のa、bの合計額です。
ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

a. 利差益配当〔据置〕

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額（定期保険特約等の特約部分）

（例示）2002年度契約、2005年度契約、2008年度契約及び2011年度契約（予定利率1.65%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2020年度	1.60%	1.65%	△0.05%
2021年度	1.60%		△0.05%
2022年度	1.60%		△0.05%

2014年度契約（予定利率1.25%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2020年度	1.60%	1.25%	0.35%
2021年度	1.60%		0.35%
2022年度	1.60%		0.35%

2017年度契約及び2020年度契約（予定利率0.65%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2020年度	1.20%	0.65%	0.55%
2021年度	1.20%		0.55%
2022年度	1.20%		0.55%

住友生命保険相互会社

b. 長期継続配当〔据置〕

- ①契約後経過6年以降(*)の3年ごとの契約応当日に、その保険料（年換算）に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

（例示）男性の場合

保険種類			契約時の年齢	
			30歳	50歳
定期保険特約	2007年4月2日以降契約	6年経過時	8.00%	20.00%
		9年経過時	16.00%	40.00%
		12年経過時	8.00%	20.00%
		15年経過時	12.00%	30.00%
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	21.00%	46.50%
新介護収入保障特約	2013年4月2日以降契約	9年経過時	16.00%	32.00%
	2007年4月2日以降	12年経過時	12.00%	20.00%
	2013年4月1日以前契約	15年経過時	18.00%	30.00%
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	27.00%	46.50%
特定疾病保障定期 保険特約 重度慢性疾患保障 保険特約	2007年4月2日以降契約	9年経過時	8.00%	16.00%
		12年経過時	4.00%	8.00%
		15年経過時	6.00%	12.00%
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	10.50%	20.25%
生活障害収入保障特約		6年経過時	11.00%	4.00%
特定重度生活習慣病保障特約		6年経過時	12.00%	21.00%

- ②災害・疾病関係特約の一部については、契約後6年以降(*)の3年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

（例示）日額1,000円あたり 30歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01) (本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	399円	567円
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	399円	567円
疾病医療特約(01) (本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	441円	0円
	2007年4月1日以前契約	18年経過時	0円	0円
総合医療特約		6年経過時	1,726円	420円
		9年経過時	1,526円	560円
		12年経過時	840円	196円

（例示）保険料（年換算）あたり

保険種類			男性	女性
新先進医療特約	2021年4月2日以降契約	6年経過時	0.00%	0.00%
	2018年8月2日以降	6年経過時	186.30%	186.30%
	2021年4月1日以前契約	6年経過時	112.50%	112.50%
	2018年8月1日以前契約	9年経過時	112.50%	112.50%
		12年経過時	75.00%	75.00%

(*)更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療特約は対象とします。

住友生命保険相互会社

<5年ごと利差配当タイプ>

1998年度、2003年度、2008年度、2013年度及び2018年度にご契約いただいた5年ごと利差配当付保険が、今年度に5年ごとの契約応当日を迎えるため、配当対象となります。

配当金は、以下のa、bの合計額です。

ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

a. 利差益配当〔据置〕

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額

（例示）1998年度契約（予定利率2.90%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2018年度	1.15%	2.90%	△1.75%
2019年度	1.15%		△1.75%
2020年度	1.15%		△1.75%
2021年度	1.15%		△1.75%
2022年度	1.15%		△1.75%

2003年度契約及び2008年度契約（予定利率1.65%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2018年度	1.60%	1.65%	△0.05%
2019年度	1.60%		△0.05%
2020年度	1.60%		△0.05%
2021年度	1.60%		△0.05%
2022年度	1.60%		△0.05%

2013年度契約（予定利率1.25%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2018年度	1.60%	1.25%	0.35%
2019年度	1.60%		0.35%
2020年度	1.60%		0.35%
2021年度	1.60%		0.35%
2022年度	1.60%		0.35%

2018年度契約（予定利率0.65%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2018年度	1.20%	0.65%	0.55%
2019年度	1.20%		0.55%
2020年度	1.20%		0.55%
2021年度	1.20%		0.55%
2022年度	1.20%		0.55%

住友生命保険相互会社

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。

対象	利益配当率	例示
一時払養老保険	0%	予定利率1.00%の契約→0%
一時払個人年金保険	0%	予定利率1.00%の契約→0%
1998年7月2日以降の一時払終身保険	0%	予定利率1.40%の契約→0%

b. 長期継続配当〔据置〕

- ①契約後経過10年以降(*)の5年ごとの契約応当日に、その保険料(年換算)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示) 男性の場合

保険種類			契約時の年齢	
			30歳	50歳
定期保険(特約)	2007年4月2日以降契約	10年経過時	24.00%	60.00%
		15年経過時	20.00%	50.00%
	2007年4月1日以前契約	20年経過時	57.50%	77.50%
新介護収入保障特約	2013年4月2日以降契約	10年経過時	24.00%	48.00%
		15年経過時	30.00%	50.00%
	2007年4月1日以前契約	20年経過時	62.50%	67.50%
特定疾病保障定期保険(特約)	2007年4月2日以降契約	10年経過時	12.00%	24.00%
		15年経過時	10.00%	20.00%
重度慢性疾患保障保険(特約)	2007年4月1日以前契約	20年経過時	28.75%	33.75%
生活障害収入保障特約		10年経過時	55.00%	20.00%
特定重度生活習慣病保障特約		10年経過時	60.00%	105.00%

- ②災害・疾病関係特約等の一部については、契約後経過10年以降(*)の5年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示) 日額1,000円あたり 30歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01) (本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	665円	945円
	2007年4月1日以前契約	20年経過時	700円	840円
疾病医療特約(01) (本人型)	2007年4月2日以降契約	15年経過時	735円	0円
	2007年4月1日以前契約	20年経過時	0円	0円
総合医療特約		10年経過時	2,394円	980円

(例示) 保険料(年換算)あたり

保険種類			男性	女性
新先進医療特約	2021年4月2日以降契約	10年経過時	0.00%	0.00%
		10年経過時	186.30%	186.30%
	2018年8月2日以降	10年経過時	186.30%	186.30%
		10年経過時	112.50%	112.50%

(*)更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療特約は対象とします。

住友生命保険相互会社

<毎年配当タイプ>

配当金は、以下のa、b、c、dの合計額です。
ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

a. 利差益配当【据置】

責任準備金に、予定利率に応じた利差益配当率を乗じた額

対象	利差益配当率	例示
予定利率1%未満の契約	1.20%－予定利率	予定利率0.55%の契約… 0.65%
予定利率1%以上2%以下の契約	1.60%－予定利率	予定利率1.50%の契約… 0.10%
予定利率2%超の契約	1.15%－予定利率	予定利率5.00%の契約…△3.85%

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。

対象	利差益配当率	例示
1985年8月1日以降の一時払養老保険	0%	予定利率1.75%の契約… 0%
1988年7月2日以降の一時払個人年金保険	0%	予定利率1.50%の契約… 0%
1988年7月2日以降の一時払終身保険	0%	予定利率2.00%の契約… 0%

（変額年金の年金開始後・年金繰下げ期間中の利差益配当は0円）

b. 死差益配当【据置】

危険保険金に被保険者の年齢、性別、予定死亡表及び配当回数の区別に応じた死差益配当率を乗じた額

（例示）危険保険金額100万円あたり 終身保険、男性の場合

契約年度	40歳	50歳	60歳
1985年4月2日以降 1990年4月1日以前	450円	1,570円	4,060円
1990年4月2日以降 1996年4月1日以前	390円	1,400円	3,220円

住友生命保険相互会社

c. 災害・疾病特約配当 [据置]

災害・疾病関係特約が付加されている場合には、被保険者の年齢、性別及び保険種類に応じた額

(例示) 日額 1,000 円あたり 40 歳の場合

保険種類		男性	女性
新疾病医療特約(87) (本人型)		580 円	0 円
新災害入院特約(87) (本人型)		300 円	420 円
総合医療特約	2018 年 8 月 2 日以降契約	170 円	0 円
	2018 年 8 月 1 日以前契約	340 円	290 円

(例示) 1 件あたり

保険種類		男性	女性
新先進医療特約(*)	2021 年 4 月 2 日以降契約	0 円	0 円
	2018 年 8 月 2 日以降	1,476 円	1,476 円
	2021 年 4 月 1 日以前契約		
	2018 年 8 月 1 日以前契約	540 円	540 円

(*) 費差益配当の額を含みます

d. 費差益配当 [据置]

保険金に費差益配当率を乗じた額(保険料払込中の保険契約)

ただし、配当回数 1 回目においては、これを 0 円とします。

(例示) 1990 年 4 月 2 日以降、1993 年 4 月 1 日以前の契約

養老保険及び終身保険の場合…保険金 100 万円あたり 250 円

定期保険特約の場合 …保険金 100 万円あたり 200 円

さらに、配当回数 4 回目以降の保険契約においては、以下の上乗せを行います。

保険金額ランクによる上乗せ	保険金額 100 万円あたり
配当回数 5 回目ごと (配当回数 5 回目、10 回目、15 回目…) に 総保険金額が 2,000 万円を超える部分	300 円
総保険金額が 3,000 万円以上 5,000 万円未満の場合	50 円
総保険金額が 5,000 万円以上の場合	100 円

住友生命保険相互会社

4. 2022 年度の一般勘定資産の運用状況

a. 2022 年度の資産運用状況

(1) 運用環境

2022 年度の日本経済は、資源高の影響などを受けつつも、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進む中で、緩やかに持ち直す動きとなりました。一方で、世界的な物価上昇やそれを受けた各国中央銀行による金融引締め等を背景に、世界的に景気の悪化懸念が強まり、わが国における景気の先行きについても不透明感が高い状況となりました。

・国内金利（新発 10 年国債利回り、新発 30 年国債利回り）は、海外金利の上昇に加えて日本銀行の金融政策修正および更なる変更に対する思惑等を受け上昇しました。

【新発 10 年国債利回り 2022 年 3 月末 +0.210% → 2023 年 3 月末 +0.320%】

【新発 30 年国債利回り 2022 年 3 月末 +0.928% → 2023 年 3 月末 +1.230%】

・国内株式は、欧米のインフレ動向や金融政策に対する思惑等に応じて一進一退で推移しました。

【日経平均 2022 年 3 月末 27,821.43 円 → 2023 年 3 月末 28,041.48 円】

【TOPIX 2022 年 3 月末 1,946.40 p → 2023 年 3 月末 2,003.50 p】

・米国金利（10 年国債利回り）は、年度前半にはインフレ抑制のための金融引締めが加速したことを受けて上昇しましたが、その後は、景気悪化懸念や先々の利下げ観測等を背景に一進一退で推移しました。

【米国 10 年国債利回り 2022 年 3 月末 2.34% → 2023 年 3 月末 3.47%】

・ドル円は、年度前半には日米の金融政策の方向性の相違を主因に円安ドル高が進みましたが、その後は日本銀行の金融政策変更に対する思惑や米国における先々の利下げ織り込みが進む中で、円高ドル安が進みました。

【ドル／円 2022 年 3 月末 122.4 円 → 2023 年 3 月末 133.5 円】

(2) 運用方針

契約期間が長期にわたる生命保険契約の負債特性に応じて資産を管理する A L M（資産負債の総合的な管理）の推進を基本方針として、国内の公社債や貸付金等の円金利資産を中心に投資を行うことにより、安定的な収益確保と市場環境悪化時においても確実な保険金等のお支払いの実現を図ります。さらに許容されるリスクの範囲内で株式や外国債券等への投資による収益の向上を目指します。

こうした基本方針のもと、一般勘定資産の基本ポートフォリオを「A L M 運用ポートフォリオ」と「バランス運用ポートフォリオ」の 2 つに区分し、それぞれの運用目的に応じて「資産運用収益力向上」と「リスクコントロールの強化」を推進しています。「A L M 運用ポートフォリオ」では、保険金等の確実な支払いに資することを目的として、日本国債・国内事業債・国

住友生命保険相互会社

内融資を中心とした運用により保険契約の負債特性に応じたALMを推進するとともに、為替リスクをとらない外貨建事業債や不動産・インフラエクイティファンデーション等への投資により、収益力向上を図っています。「バランス運用ポートフォリオ」では、企業価値の持続的向上を目的として、許容されるリスクの範囲内で市場見通しに応じ、株式や為替リスクをとるオープン外国債券等の流動性の高い資産の運用により収益の上乗せを図っています。また、安定した収益の確保には持続可能な社会の存在が前提となるため、ESG（※1）を含む中長期的な持続可能性を考慮した資産運用（責任投資）にも取り組んでいます。

（※1. ESG投資：環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に対する取組みなどの非財務情報も考慮しつつ、投資先企業等を選別して行う投資）

（3）運用状況

2022年度は物価上昇を背景とした欧米金利の大幅な上昇や国内金利の上昇、国内外金利差の拡大を背景としたドル高円安の進展など市場環境が大きく変化したことから、これらに対応するため、将来の運用収益確保やリスクコントロール強化に向けた取組みを行いました。

具体的には、為替変動の影響を抑制するための為替ヘッジコストが大幅に上昇したことにより為替ヘッジ付外国債券等の収益性が低下したため、これらを大幅に削減し、その一方で収益性が向上した日本国債や中期的に投資妙味のある為替ヘッジ付外貨建クレジット資産等を積み増しました。また、欧米の大幅な利上げにより国内外景気の不透明感が強まったため、国内株式および外国株式の一部削減を行いました。

責任投資の観点からは、投資先企業との対話促進や脱炭素社会に向けた資金需要に積極的に対応することに注力したほか、2050年温室効果ガス排出量ネットゼロの達成に向け、資産ポートフォリオの2030年GHG排出量削減目標を42%から50%へ引き上げました。

各資産の状況は以下のとおりです。

- ・国内債券は、国内金利が上昇するなか、超長期の日本国債や収益性の高いクレジット資産（社債等）等へ投資を行い、収益力向上に取り組めました。
- ・国内株式は、景気の先行きに不透明感が高まったことから、一部残高の削減を行いました。
- ・外国証券は、為替ヘッジコストが大幅に上昇したため、収益性の低下した為替ヘッジ付外国債券等を大幅削減し、中期的に投資妙味のある為替ヘッジ付外貨建クレジット資産や為替リスクをとるオープン外国債券等を積み増したほか、収益性の高い銘柄への入替え等を行いました。また、景気の先行きに不透明感が高まったことから、外国株式の一部削減を行いました。
- ・貸付金は、再生可能エネルギー関連のプロジェクトファイナンス等への投資を推進しました。
- ・不動産は、環境等に配慮した建築プロジェクトや省エネ改修工事等に取り組むとともに、テナント募集に注力し、保有物件の収益力向上に努めました。

住友生命保険相互会社

b. 資産の構成（一般勘定）

（単位：百万円、％）

区 分	2021年度末		2022年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
現預金・コールローン	1,044,510	2.9	2,076,849	6.0
買入金銭債権	310,140	0.9	407,646	1.2
金銭の信託	4,914	0.0	14,990	0.0
有価証券	30,720,996	86.1	28,225,231	81.7
公 社 債	14,520,419	40.7	14,976,500	43.3
株 式	2,459,308	6.9	2,322,637	6.7
外 国 証 券	13,218,894	37.1	10,582,451	30.6
公 社 債	10,730,565	30.1	8,370,096	24.2
株 式 等	2,488,328	7.0	2,212,355	6.4
その他の証券	522,373	1.5	343,641	1.0
貸付金	2,192,253	6.1	2,198,274	6.4
保険約款貸付	244,196	0.7	234,873	0.7
一般貸付	1,948,057	5.5	1,963,401	5.7
不動産	556,472	1.6	588,024	1.7
うち投資用	392,177	1.1	403,356	1.2
繰延税金資産	288,586	0.8	493,008	1.4
その他	560,974	1.6	547,963	1.6
貸倒引当金	△925	△0.0	△867	△0.0
一般勘定計	35,677,924	100.0	34,551,122	100.0
うち外貨建資産	12,660,503	35.5	9,754,013	28.2

（注）「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

c. 資産の増減（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	2021年度	2022年度
	金 額	金 額
現預金・コールローン	△255,835	1,032,339
買入金銭債権	△255,002	97,505
金銭の信託	4,914	10,076
有価証券	964,823	△2,495,764
公 社 債	89,269	456,081
株 式	△21,398	△136,671
外 国 証 券	827,248	△2,636,443
公 社 債	214,173	△2,360,469
株 式 等	613,075	△275,973
その他の証券	69,704	△178,731
貸付金	246,735	6,021
保険約款貸付	△14,353	△9,322
一般貸付	261,088	15,343
不動産	△936	31,551
うち投資用	△2,027	11,178
繰延税金資産	220,230	204,421
その他	157,864	△13,011
貸倒引当金	△35	58
一般勘定計	1,082,758	△1,126,801
うち外貨建資産	861,208	△2,906,490

（注）「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

d. 資産運用関係収益（一般勘定）

（単位：百万円、％）

区 分	2021年度		2022年度	
		前年度比		前年度比
利息及び配当金等収入	667,365	109.1	761,129	114.0
預貯金利息	787	30.3	9,883	1254.7
有価証券利息・配当金	593,228	110.7	673,754	113.6
貸付金利息	24,105	102.5	27,127	112.5
不動産賃貸料	32,111	92.5	32,485	101.2
その他利息配当金	17,132	112.6	17,878	104.4
金銭の信託運用益	379	-	287	75.5
有価証券売却益	67,019	84.4	358,718	535.2
国債等債券売却益	23,057	49.3	9,971	43.2
株式等売却益	21,326	133.4	142,723	669.2
外国証券売却益	22,634	136.3	206,023	910.2
有価証券償還益	1,761	10.8	1,120	63.6
金融派生商品収益	2,546	-	-	-
為替差益	98,853	-	80,608	81.5
貸倒引当金戻入額	-	-	48	-
その他運用収益	2,732	185.3	1,100	40.3
合 計	840,657	118.6	1,203,013	143.1

e. 資産運用関係費用（一般勘定）

（単位：百万円、％）

区 分	2021年度		2022年度	
		前年度比		前年度比
支払利息	10,363	98.9	21,778	210.1
有価証券売却損	68,051	398.2	344,998	507.0
国債等債券売却損	23,374	556.9	15,206	65.1
株式等売却損	3,780	179.9	5,896	156.0
外国証券売却損	40,896	379.0	323,894	792.0
有価証券評価損	9,633	475.6	2,690	27.9
株式等評価損	9,633	513.6	2,625	27.2
外国証券評価損	-	-	65	-
有価証券償還損	-	-	75	-
金融派生商品費用	-	-	161,882	-
貸倒引当金繰入額	43	13.8	-	-
賃貸用不動産等減価償却費	8,425	100.0	8,950	106.2
その他運用費用	15,827	117.7	48,275	305.0
合 計	112,344	82.0	588,650	524.0

住友生命保険相互会社

f. 資産別運用利回り（一般勘定）

（単位：％）

区 分	2021年度	2022年度
現預金・コールローン	2.53	2.86
買入金銭債権	0.50	0.59
金銭の信託	6.18	△1.13
有価証券	2.44	2.06
うち公社債	1.55	1.44
うち株式	4.83	13.97
うち外国証券	3.21	1.54
公社債	3.39	0.41
株式等	2.35	6.16
貸付金	1.61	1.64
うち一般貸付	1.31	1.38
不動産	2.77	2.23
うち投資用	3.93	3.22
一般勘定計	2.16	1.79
うち海外投融資	3.17	1.27

(注)1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

2. 当利回りの算出においては、デリバティブによる損益を分子に含めています。

3. 海外投融資とは、外貨建資産と円貨建資産の合計です。

g. 主要資産の平均残高（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	2021年度	2022年度
現預金・コールローン	1,076,992	1,268,238
買入金銭債権	539,787	423,906
金銭の信託	1,811	9,449
有価証券	28,147,424	28,378,349
うち公社債	14,475,545	14,631,708
うち株式	1,282,492	1,351,763
うち外国証券	11,953,657	11,959,660
公社債	9,950,171	9,609,526
株式等	2,003,486	2,350,134
貸付金	2,149,163	2,139,151
うち一般貸付	1,894,850	1,896,723
不動産	562,799	577,575
うち投資用	397,659	400,978
一般勘定計	33,781,628	34,334,827
うち海外投融資	13,321,448	13,498,138

住友生命保険相互会社

h. 有価証券の時価情報（一般勘定）

（1）売買目的有価証券の評価損益

（単位：百万円）

区 分	2021年度末		2022年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	4,914	383	14,990	28

（注）本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

（2）有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）

（単位：百万円）

区 分	2021年度末					2022年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	1,099,177	1,812,094	242,917	242,926	△8	1,431,166	1,729,970	198,413	198,637	△124
責任準備金対応債券	12,614,442	13,296,499	1,083,045	1,277,927	△195,882	19,192,905	19,610,812	417,707	976,068	△557,360
子会社・関連会社株式	52,226	52,679	1,441	1,441	-	52,077	46,626	△7,451	-	△7,451
その他の有価証券	16,177,316	16,367,389	1,210,099	1,699,192	△489,121	12,981,722	13,260,160	308,428	1,303,032	△994,604
公 社 債	2,762,734	2,769,997	△42,797	44,159	△89,927	3,922,881	2,839,970	△1,082,911	34,902	△1,117,813
株 式	1,166,190	2,297,231	1,142,041	1,181,568	△39,527	1,966,126	2,116,968	1,050,994	1,094,863	△31,868
外国証券	10,149,882	10,231,870	82,488	335,724	△253,236	7,709,747	7,207,469	△499,257	160,382	△659,640
公 社 債	8,461,174	8,467,396	△6,222	181,643	△187,865	6,159,486	5,789,894	△369,592	95,624	△465,216
株 式 等	1,688,707	1,774,473	85,766	154,081	△68,314	1,544,260	1,416,574	△127,686	64,465	△192,151
その他の証券	411,007	435,347	24,340	32,845	△8,504	249,187	253,419	4,232	19,658	△15,426
買入金銭債権	188,102	192,123	4,021	4,891	△870	298,510	296,712	179	2,226	△2,047
譲渡性預金	620,900	620,844	△56	-	△56	942,300	942,323	△23	-	△23
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	29,312,176	31,949,949	2,639,473	3,121,496	△482,023	27,658,862	28,626,969	977,007	2,476,638	△1,499,630
公 社 債	14,963,188	15,661,386	1,088,199	1,323,866	△235,666	15,188,512	15,536,037	347,524	1,016,901	△669,378
株 式	1,166,190	2,297,231	1,142,041	1,181,568	△39,527	1,966,904	2,116,968	1,050,994	1,094,863	△31,868
外国証券	12,474,789	12,712,716	277,926	879,328	△601,402	10,337,417	9,890,678	△446,838	361,989	△808,827
公 社 債	10,734,343	10,824,582	190,239	422,801	△232,562	8,742,918	8,426,990	△315,928	287,621	△603,549
株 式 等	1,740,446	1,828,153	87,707	156,522	△68,815	1,598,499	1,463,997	△134,502	64,465	△203,934
その他の証券	411,007	435,347	24,340	32,845	△8,504	249,187	253,419	4,232	19,658	△15,426
買入金銭債権	188,102	192,123	4,021	4,891	△870	298,510	296,712	179	2,226	△2,047
譲渡性預金	620,900	620,844	△56	-	△56	942,300	942,323	△23	-	△23
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（注）1.本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2.市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	2021年度末	2022年度末
子会社・関連会社株式	743,750	789,941
その他の有価証券	134,191	198,522
国 内 株 式	19,990	21,414
外 国 株 式	34,558	34,558
そ の 他	79,642	142,548
合 計	877,942	988,463

住友生命保険相互会社

i. 金銭の信託の時価情報（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	2021年度末					2022年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損
金 銭 の 信 託	4,914	4,914	-	-	-	14,990	14,990	-	-	-

（注）時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

・運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

区 分	2021年度末			2022年度末		
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	
運 用 目 的 の 金 銭 の 信 託	4,914	383		14,990	28	

・運用目的以外の金銭の信託

2021年度末、2022年度末ともに残高がないため、記載していません。

（ご参考）

金融商品に係る会計基準における「市場価格のない株式等および組合等」についても

一定の前提をおいて算定した価額を含めた場合の時価情報は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	2021年度末					2022年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	1,569,177	1,812,094	242,917	242,925	△8	1,521,116	1,729,070	198,413	198,537	△124
責任準備金対応債券	12,514,443	13,599,499	1,085,045	1,277,927	△192,882	13,192,905	13,519,012	417,707	975,998	△557,860
子会社・関連会社株式	795,988	794,271	△1,717	9,193	△10,910	843,019	879,256	36,236	43,997	△7,451
その他の有価証券	15,211,506	16,054,394	1,342,846	1,032,194	△309,208	13,080,244	13,497,116	416,871	1,302,918	△925,144
公 社 債	2,752,734	2,709,987	△42,787	44,159	△86,927	3,025,981	2,923,870	△102,011	34,902	△125,913
株 式	1,175,160	3,317,323	1,142,041	1,181,588	△49,527	1,086,539	2,199,820	1,069,280	1,084,953	△31,873
外国証券	10,259,276	10,274,342	114,985	398,377	△283,411	7,873,990	7,425,268	△448,625	208,243	△657,179
公 社 債	8,481,174	8,457,398	△23,777	181,943	△185,421	8,189,486	8,788,064	△597,822	95,914	△495,736
株 式 等	1,778,102	1,816,945	118,743	198,733	△87,990	1,714,607	1,636,893	△77,613	112,929	△195,442
その他の証券	415,314	439,954	24,640	33,156	△8,516	258,018	269,101	4,083	20,480	△16,397
買入金銭債権	188,102	182,123	4,021	4,891	△870	286,810	286,712	201	3,238	△3,034
譲渡性預金	\$20,900	\$20,844	△55	-	△55	\$42,300	\$42,253	△45	-	△45
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	30,191,118	32,757,210	2,566,091	3,182,321	△616,109	28,847,325	29,716,054	1,069,228	2,699,208	△1,609,083
公 社 債	14,582,195	15,652,398	1,069,199	1,329,866	△259,666	15,188,512	15,536,037	347,624	1,016,901	△669,375
株 式	1,317,267	2,459,308	1,142,041	1,181,588	△49,527	1,269,387	2,322,351	1,052,964	1,084,953	△31,858
外国証券	13,105,929	13,411,172	307,243	618,737	△311,493	11,021,066	10,875,587	△345,529	443,838	△799,387
公 社 債	10,734,343	10,704,980	190,217	432,901	△232,683	8,749,918	8,426,980	△322,937	287,921	△601,738
株 式 等	2,369,586	2,486,611	117,028	185,925	△78,900	2,280,168	2,348,878	△67,991	155,918	△197,908
その他の証券	497,732	522,373	24,640	33,156	△8,516	329,559	343,941	4,082	20,480	△16,397
買入金銭債権	188,102	182,123	4,021	4,891	△870	286,810	286,712	201	3,238	△3,034
譲渡性預金	\$20,900	\$20,844	△55	-	△55	\$42,300	\$42,253	△45	-	△45
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（注）1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 有価証券の時価情報の差損益と本表の差損益との差額は、2021年度末が 28,818百万円、

2022年度末が 82,131百万円となっています。

不動産（土地・借地権）の差損益

（単位：百万円）

区 分	2021年度末	2022年度末
不 動 産 の 差 損 益	189,055	212,552

（注）土地の時価については、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、または公示価格に

基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

住友生命保険相互会社

j. デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用の合算値）（一般勘定）

（1）差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：百万円）

区 分	2021年度末						2022年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
ヘッジ会計適用分	5,768	△555,980	-	-	-	△550,211	4,015	△200,874	-	-	-	△196,859
ヘッジ会計非適用分	△588	△73,414	△6,853	-	△782	△81,999	1,147	△200,021	△3,833	-	△1,129	△203,838
合 計	5,200	△629,394	△6,853	-	△782	△631,611	5,163	△400,895	△3,833	-	△1,129	△400,496

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2021年度末通貨関連 △585,471百万円、2022年度末通貨関連 △329,955百万円となっています。

（2）金利関連

（単位：百万円）

区分	種 類	2021年度末				2022年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取／変動金利支払	136,580	136,535	△ 5,519	△ 5,519	264,235	253,210	△ 12,010	△ 12,010
	固定金利支払／変動金利受取	91,792	91,792	10,820	10,820	100,147	100,147	17,173	17,173
	合 計				5,200				5,163

(注)1. 差損益欄には、時価を記載しています。

（ご参考）

金利スワップ契約の内容

〔2022年度末〕

（単位：百万円、%）

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
受取固定・支払変動スワップの想定元本額	11,025	510	2,000	700	-	260,000	264,235
平均受取固定金利	1.20	0.18	0.71	0.83	-	0.75	0.77
平均支払変動金利	1.21	0.25	0.37	0.30	-	△0.03	0.03
支払固定・受取変動スワップの想定元本額	-	-	40,059	-	60,083	-	100,147
平均支払固定金利	-	-	1.83	-	3.39	-	2.17
平均受取変動金利	-	-	5.14	-	5.50	-	5.36

(3) 通貨関連

(単位:百万円)

区分	種 類	2021年度末				2022年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	為替予約								
	売端	10,039,218	3,353,811	△804,302	△804,302	8,285,542	792,883	△482,097	△482,097
	(米ドル)	4,771,699	1,666,808	△436,606	△436,606	4,969,945	653,063	△292,028	△292,028
	(ユーロ)	3,105,975	1,255,639	△155,306	△155,306	2,131,914	-	△178,149	△178,149
	(豪ドル)	1,872,038	441,907	△174,658	△174,658	928,282	27,290	△14,634	△14,634
	買端	2,831,404	-	147,895	147,895	3,622,443	-	54,000	54,000
	(米ドル)	985,220	-	47,675	47,675	1,697,147	-	10,407	10,407
	(ユーロ)	1,030,813	-	59,991	59,991	1,336,133	-	47,926	47,926
	(豪ドル)	485,633	-	37,174	37,174	396,207	-	△ 5,848	△ 5,848
	通貨オプション								
	売端								
	コール	120,000	-			83,200	-		
	(313)			2,169	△ 1,866	(678)		256	422
	(米ドル)	120,000	-			83,200	-		
	(313)			2,169	△ 1,866	(678)		256	422
	買端								
	プット	100,000	-			914,650	-		
	(422)			-	△422	(3,933)		1,632	△2,301
	(米ドル)	100,000	-			914,650	-		
	(422)			-	△422	(3,933)		1,632	△2,301
	通貨スワップ								
	(米ドル)	37,806	37,806	△6,362	△6,362	37,806	36,361	△7,039	△7,039
	(ユーロ)	35,351	35,351	△5,067	△5,067	35,351	35,351	△8,634	△8,634
		2,454	2,454	△294	△294	2,454	-	△406	△406
合 計					△694,297			△487,018	

(注)1.()内には、オプション料を記載しています。

2.外貨建金銭債権債務等が為替予約又は通貨スワップが付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

開示の対象より除いている通貨スワップは、2021年度末が米ドルの契約額 530,628百万円、時価 34,843百万円、

差損益 34,843百万円、2022年度末が米ドルの契約額 582,357百万円、時価 38,319百万円、差損益 38,319百万円です。

3.差損益欄には、為替予約及びスワップ取引については時価を記載し、

オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

住友生命保険相互会社

(4) 株式関連

(単位:百万円)

区分	種 類	2021年度末				2022年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物 売建	73,755	-	△5,291	△5,291	-	-	-	-
店頭	株価指数オプション 売建	-	-	-	-	40,000	-	-	-
	コール	(-)	-	-	-	(1,046)	-	390	656
	買建	66,000	-	-	-	547,130	-	-	-
	プット	(1,392)	-	9	△1,391	(4,936)	-	446	△4,439
合 計					△6,653				△3,833

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、

オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(5) 債券関連

2021年度末、2022年度末ともに残高がないため、記載していません。

(6) その他

(単位:百万円)

区分	種 類	2021年度末				2022年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	マルチ・アセット指数オプション 売 建	-	-	-	-	-	-	-	-
	コール	136,100	-	187	227	97,881	-	182	198
		(414)	-	-	-	(291)	-	-	-
	買 建	143,926	-	1,892	△999	189,144	-	2,906	△1,238
	コール	(2,852)	-	-	-	(4,144)	-	-	-
合 計					△762				△1,129

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

住友生命保険相互会社

5. 貸借対照表

(単位:百万円)

期 別 科 目	2021年度末 (2022年3月31日現在)	2022年度末 (2023年3月31日現在)	期 別 科 目	2021年度末 (2022年3月31日現在)	2022年度末 (2023年3月31日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現金及び預貯金	583,913	1,329,461	保険契約準備金	28,216,160	28,641,672
現 金	12	10	支 払 備 金	117,678	120,531
預 貯 金	583,901	1,329,451	責 任 準 備 金	27,884,255	28,305,473
コ ー ル ロ ー ン	280,597	847,388	社員配当準備金	216,226	215,887
買入金銭債権	310,140	407,846	再 保 險 債	195	120
金 銭 の 債 権	4,914	14,990	社 債	480,610	398,510
有 価 証 券	31,362,641	29,829,411	そ の 他 の 負 債	5,080,044	4,209,470
国 債	10,969,097	11,686,665	売 現 先 勘 定	3,513,925	3,110,297
地 方 債	197,554	192,009	債券貸借取引受入担保金	365,996	67,438
社 債	3,000,965	3,309,271	借 入 金	120,000	170,000
株 式	2,595,648	2,456,106	未 払 法 人 税 等	10,093	-
外 国 証 券	13,470,574	10,831,969	未 払 金	65,066	73,741
その他の証券	628,781	353,398	未 払 費 用	40,792	43,504
貸 付 金	2,192,253	2,196,274	前 受 収 益	828	845
保険約款貸付	244,196	234,873	預 り 金	71,365	71,007
一 般 貸 付	1,948,057	1,963,401	預 り 保 証 金	27,656	29,698
有形固定資産	563,567	594,472	金 融 派 生 商 品	829,832	590,475
土 地	366,840	385,066	金融商品等受入担保金	9,943	34,091
建 物	177,432	197,769	リ ー ス 償 還	3,185	1,806
リ ー ス 資 産	3,061	1,727	資産除去債務	1,760	1,769
施設仮勘定	22,200	5,169	仮 受 金	5,199	10,911
その他の有形固定資産	4,032	4,720	そ の 他 の 負 債	1,517	3,612
無形固定資産	36,293	37,368	価格変動準備金	971,947	849,526
ソフトウェア	31,845	30,877	再評価に係る繰延税金負債	12,683	12,466
その他の無形固定資産	4,448	6,889	負 債 の 部 合 計	34,743,442	34,109,767
代 理 店 貸	-	0	(純 資 産 の 部)		
再 保 險 貸	135	120	基金償却積立金	639,000	639,000
そ の 他 資 産	519,054	520,127	再 評 価 積 立 金	2	2
未 収 金	31,617	51,984	剰 余 金	231,993	320,951
前 払 費 用	5,559	7,398	損失準備準備金	6,204	6,404
未 収 収 益	166,921	144,341	そ の 他 剰 余 金	225,788	314,546
預 託 金	4,759	4,968	価格変動積立金	165,000	165,000
先物取引差入証拠金	47,680	48,331	税金及び契約費等繰延基金	1,355	1,355
金融派生商品	162,345	148,926	別 途 積 立 金	223	223
金融商品等受入担保金	82,758	91,238	当期末処分剰余金	59,210	147,987
仮 払 金	5,843	9,037	基 金 等 合 計	870,995	959,953
そ の 他 の 資 産	29,598	13,908	その他の償還準備金	695,346	300,314
前払年金費用	22,150	26,764	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△6,879	△12,224
繰延税金資産	288,558	493,008	土地再評価差額金	△69,681	△59,045
貸倒引当金	△925	△867	評価・換算差額等合計	826,885	226,444
資 産 の 部 合 計	36,443,323	35,298,169	純 資 産 の 部 合 計	1,699,680	1,188,398
			負債及び純資産の部合計	36,443,323	35,298,169

住友生命保険相互会社

2022 年度 貸借対照表注記

1. 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
なお、小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）
最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約
確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
確定拠出年金保険契約及び新単位別利率設定特約
一時払養老保険契約（一部を除く）
利率変動型終身保険（一時払）契約
個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約
個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

住友生命保険相互会社

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、29百万円です。

8. 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から 8 年
過去勤務費用の処理年数	3 年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	297,663 百万円
勤務費用	13,148 百万円
利息費用	1,711 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	2,746 百万円
退職給付の支払額	△15,812 百万円
期末における退職給付債務	299,457 百万円

住友生命保険相互会社

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	318,380 百万円
期待運用収益	3,158 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	13,300 百万円
事業主からの拠出額	5,280 百万円
退職給付の支払額	△6,751 百万円
期末における年金資産	333,368 百万円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	299,457 百万円
年金資産	△333,368 百万円
	△33,910 百万円
未認識数理計算上の差異	7,145 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△26,764 百万円
前払年金費用	△26,764 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△26,764 百万円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	13,148 百万円
利息費用	1,711 百万円
期待運用収益	△3,158 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△1,727 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△245 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	9,727 百万円

⑤ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株 式	42%
生命保険一般勘定	34%
投資信託	5%
債 券	5%
その他	14%
合 計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が 50%含まれています。

⑥ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	0.575%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.9%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,271 百万円です。

住友生命保険相互会社

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

ヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2022年3月17日 企業会計基準委員会 実務対応報告第40号）の適用範囲に含まれるヘッジ関係に、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	主に特例処理（振当処理を含む）
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	貸付金
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
12. 責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。
- 責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。
- 収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。
- また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
- 保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。
- 追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

住友生命保険相互会社

13. 個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）の入院給付金等の支払対象を当事業年度中に変更したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、重症化リスクの高い方（以下「4類型」）以外のみなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。

また、診断日が2022年9月25日以前の4類型以外のみなし入院に係る額を推計するために用いた4類型のみなし入院に係る額は、診断日が2022年9月26日以降の4類型のみなし入院に係る支払額と4類型の1つである65歳以上の方のみなし入院に係る支払額の比率を診断日が2022年9月25日以前の65歳以上の方のみなし入院に係る額に乗じて推計しております。

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）を当期首から適用し、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。
- これに伴い、投資信託の時価の算定に関する取扱いについて、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が定める取扱いを適用し、投資信託の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

住友生命保険相互会社

16. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。この他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。

これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、

住友生命保険相互会社

デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	542,253	542,253	-
うち、その他有価証券	542,253	542,253	-
買入金銭債権	407,646	407,470	△175
うち、その他有価証券	296,712	296,712	-
金銭の信託	14,990	14,990	-
有価証券	27,792,495	28,401,165	608,669
売買目的有価証券	604,171	604,171	-
満期保有目的の債券	1,531,156	1,729,570	198,413
責任準備金対応債券	13,192,905	13,610,612	417,707
子会社株式及び関連会社株式	53,077	45,626	△7,451
その他有価証券※1	12,411,184	12,411,184	-
貸付金	2,198,274		
貸倒引当金※2	△621		
	2,197,653	2,151,462	△46,190
社債	396,510	384,730	△11,780
借入金	170,000	165,240	△4,760
デリバティブ取引※3	(441,546)	(441,546)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(194,778)	(194,778)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(246,768)	(246,768)	-

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

(注1) 有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

住友生命保険相互会社

① 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	223,225	235,660	12,434
	外国証券(公社債)	1,292,200	1,478,302	186,102
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	15,731	15,607	△124
	外国証券(公社債)	-	-	-
合計		1,531,156	1,729,570	198,413

② 責任準備金対応債券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	8,258,437	9,228,002	969,564
	外国証券(公社債)	169,561	175,065	5,504
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	3,645,235	3,222,896	△422,338
	外国証券(公社債)	1,119,669	984,647	△135,021
合計		13,192,905	13,610,612	417,707

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③ その他有価証券 (単位：百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	買入金銭債権	60,329	63,565	3,236
	公社債	461,287	496,190	34,902
	株式	833,642	1,918,495	1,084,853
	外国証券	2,058,172	2,218,554	160,382
	公社債	1,757,317	1,853,231	95,914
	株式等	300,854	365,322	64,468
	その他の証券	91,605	111,263	19,658
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	542,300	542,253	△46
	買入金銭債権	236,181	233,146	△3,034
	公社債	2,564,593	2,337,680	△226,913
	株式	231,482	199,909	△31,573
	外国証券	5,645,575	4,988,934	△656,640
	公社債	4,402,169	3,935,432	△466,736
	株式等	1,243,405	1,053,502	△189,903
	その他の証券	156,552	140,156	△16,396
合計		12,881,722	13,250,150	368,428

住友生命保険相互会社

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等※1	777,195
組合出資金等※2	259,720

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
譲渡性預金	542,300	-	-	-
買入金銭債権	143,051	218	302	263,839
有価証券	641,396	3,825,396	7,079,374	12,234,988
満期保有目的の債券	43,098	595,915	174,800	716,812
責任準備金対抗債券	84,411	1,309,990	4,668,529	7,093,128
その他有価証券	513,887	1,919,491	2,236,044	4,425,046
貸付金※	324,694	545,179	491,765	595,761
社債	-	-	-	396,510
借入金	-	-	-	170,000

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

住友生命保険相互会社

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
譲渡性預金	-	542,253	-	542,253
買入金銭債権	-	142,995	153,716	296,712
金銭の信託	-	-	14,990	14,990
有価証券	5,741,537	5,882,967	1,055,717	12,680,223
売買目的有価証券	504,111	100,060	-	604,171
その他の有価証券	5,237,426	5,782,907	1,055,717	12,076,051
国債	1,539,739	-	-	1,539,739
地方債	-	42,428	-	42,428
社債	-	1,251,351	350	1,251,702
株式	2,118,310	94	-	2,118,405
外国証券	1,526,830	4,299,967	1,055,367	6,882,164
公社債	1,506,057	3,407,558	875,049	5,788,664
株式等	20,773	892,409	180,318	1,093,500
その他の証券	52,546	189,064	-	241,610
デリバティブ取引	2,053	144,796	2,078	148,928
通貨関連	-	137,790	1,632	139,422
金利関連	-	4,100	-	4,100
株式関連	1,276	-	446	1,723
その他	776	2,905	-	3,682
資産計	5,743,591	6,713,013	1,226,503	13,683,108
デリバティブ取引	249	589,578	646	590,475
通貨関連	-	573,261	256	573,517
金利関連	-	16,135	-	16,135
株式関連	249	-	390	639
その他	-	182	-	182
負債計	249	589,578	646	590,475

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の貸借対照表計上額は335,133百万円です。

住友生命保険相互会社

当該投資信託の期首残高から当期末残高への調整表は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	228,914
当期の損益又は評価・換算差額等	21,135
損益に計上 ^{※1}	1,495
評価・換算差額等に計上	19,640
購入、売却、償還等の純額	85,083
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	-
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	-
当期末残高	335,133
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	-

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

なお、当期末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その貸借対照表計上額は251,835百万円です。

住友生命保険相互会社

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	110,758	110,758
有価証券	10,578,727	4,805,066	2,015	15,385,809
満期保有目的の債券	104,882	1,624,687	-	1,729,570
国債	104,882	-	-	104,882
社債	-	146,385	-	146,385
外国証券	-	1,478,302	-	1,478,302
公社債	-	1,478,302	-	1,478,302
責任準備金対応債券	10,473,291	3,135,305	2,015	13,610,612
国債	10,473,291	-	-	10,473,291
地方債	-	131,436	-	131,436
社債	-	1,846,171	-	1,846,171
外国証券	-	1,157,697	2,015	1,159,713
公社債	-	1,157,697	2,015	1,159,713
子会社株式及び関連会社株式	553	45,072	-	45,626
貸付金	-	17,690	2,133,772	2,151,462
資産計	10,578,727	4,822,756	2,246,546	17,648,030
社債	-	384,730	-	384,730
借入金	-	165,240	-	165,240
負債計	-	549,970	-	549,970

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

住友生命保険相互会社

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負債

① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

② 借入金

借入金については、借入金を裏付として発行される、市場が活発ではない社債の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にブレイン・パニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

住友生命保険相互会社

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットに関する定量的情報に関する記載を省略しております。

② 期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	デリバティブ取引 ^{※3}	合計
期首残高 ^{※1}	157,630	4,914	615,092	△2,169	775,467
当期の損益又は 評価・換算差額等	△3,816	316	29,075	△5,362	20,213
損益に計上 ^{※2}	4	316	46,580	△5,362	41,538
評価・換算差額等 に計上	△3,820	-	△17,504	-	△21,325
購入、売却、発行及び 決済等の純額	△97	9,760	411,548	8,963	430,175
レベル3の時価への 振替	-	-	-	-	-
レベル3の時価からの 振替	-	-	-	-	-
当期末残高	153,716	14,990	1,055,717	1,431	1,225,856
当期の損益に計上した 額のうち貸借対照表日 において保有する金融 資産及び金融負債の評 価損益	-	-	-	△5,713	△5,713

※1 有価証券の期首残高には投資信託 167,622 百万円が含まれております。

※2 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明を省略しております。

住友生命保険相互会社

17. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等(土地を含む)）を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は 404,931 百万円、時価は 555,699 百万円です。
なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。
また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務 1,319 百万円を計上しております。
18. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、3,991,231 百万円です。
19. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は 8,792 百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
20. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、783 百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はあります。危険債権額は、783 百万円です。
上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、16 百万円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
債権のうち、三月以上延滞債権額はあります。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
債権のうち、貸付条件緩和債権額はあります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
21. 有形固定資産の減価償却累計額は、440,324 百万円です。
22. 当期に係る有形固定資産の圧縮記帳額は、16,601 百万円です。
23. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は、790,519 百万円です。なお、負債の額も同額です。
24. 子会社等に対する金銭債権の総額は、142,554 百万円、金銭債務の総額は、11,216 百万円です。
25. グループ通算制度を適用している当社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021 年 8 月 12 日 企業会計基準委員会 実務対応報告第 42 号）に基づき、法人税及び地方税法並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。

住友生命保険相互会社

26. 繰延税金資産の総額は、679,739 百万円、繰延税金負債の総額は、167,717 百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、19,012 百万円です。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 336,763 百万円及び価格変動準備金 237,527 百万円です。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 116,557 百万円です。
当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は 19.1%であり、法定実効税率 27.96%との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △8.7%です。
27. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|-------------|-------------|
| 当期首現在高 | 216,226 百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 58,310 百万円 |
| 当期社員配当金支払額 | 58,895 百万円 |
| 利息による増加等 | 26 百万円 |
| 当期末現在高 | 215,667 百万円 |
28. 子会社等の株式等の総額は、858,010 百万円です。
29. 担保に提供している資産の額は、有価証券 3,726,745 百万円です。
30. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、24 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、2,127 百万円です。
31. 保険業法施行規則第 30 条第 2 項に規定する金額は、288,092 百万円です。
32. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、16,561 百万円です。
33. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。
34. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。

住友生命保険相互会社

6. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	期 別	2021年度 〔 自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日 〕	2022年度 〔 自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日 〕
		金 額	金 額
経常収益	経常収益	3,094,278	3,495,347
保険料収入	保険料収入	2,143,199	2,216,429
再保険料収入	再保険料収入	2,140,392	2,213,957
手数料収入	手数料収入	411	491
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	2,398	1,980
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	867,088	1,203,013
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	867,365	761,129
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	787	9,893
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	593,228	673,754
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	24,106	27,127
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	32,111	32,485
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	17,132	17,878
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	379	287
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	67,019	358,718
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	1,761	1,120
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	2,646	-
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	98,853	80,608
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	-	48
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	2,732	1,100
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	26,429	-
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	83,991	75,904
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	5,239	5,198
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	43,053	33,529
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	6,424	4,614
貸倒準備金受取	貸倒準備金受取	29,274	32,562
経常費用	経常費用	2,948,315	3,433,494
保険料支払	保険料支払	1,757,284	1,963,119
再保険料支払	再保険料支払	521,345	547,393
手数料支払	手数料支払	428,761	424,657
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	308,317	388,804
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	446,828	551,624
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	50,934	49,718
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	1,077	1,021
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	634,019	424,096
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	11,775	2,853
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	622,214	421,218
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	29	28
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	112,344	594,954
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	10,363	21,778
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	68,051	344,996
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	9,633	2,690
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	-	75
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	-	161,882
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	43	-
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	8,426	8,950
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	15,827	48,275
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	-	6,304
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	331,030	336,414
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	113,656	114,908
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	47,753	45,628
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	27,224	28,263
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	18,922	18,932
貸倒準備金支払	貸倒準備金支払	19,755	22,192
経常利益	経常利益	145,962	61,852
特別利益	特別利益	2,344	123,666
固定資産売却益	固定資産売却益	2,344	1,445
固定資産売却益	固定資産売却益	-	122,420
特別損失	特別損失	92,147	3,723
固定資産売却損	固定資産売却損	2,731	703
固定資産売却損	固定資産売却損	432	2,320
固定資産売却損	固定資産売却損	88,300	-
固定資産売却損	固定資産売却損	883	699
税金引当	税金引当	56,159	181,995
法人税	法人税	46,854	6,312
法人税	法人税	△49,038	28,477
法人税	法人税	△2,182	34,790
法人税	法人税	58,342	147,204

住友生命保険相互会社

2022 年度 損益計算書注記

1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 保険金等支払金は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 子会社等との取引による収益の総額は、9,753 百万円、費用の総額は、21,076 百万円です。
4. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 9,971 百万円、株式等 142,723 百万円、外国証券 206,023 百万円です。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 15,206 百万円、株式等 5,896 百万円、外国証券 323,894 百万円です。
有価証券評価損の内訳は、株式等 2,625 百万円、外国証券 65 百万円です。
5. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は、9 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、799 百万円です。
6. 金銭の信託運用益に含まれる評価損益はありません。
7. 金融派生商品費用には、評価損が 194,915 百万円含まれております。
8. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で 1 つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	751 百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	1,569 百万円
	計	2,320 百万円

住友生命保険相互会社

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

住友生命保険相互会社

7. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

区 分	2021年度	2022年度
基礎利益 A	333,397	236,366
キャピタル収益	223,632	543,768
金銭の信託運用益	383	28
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	67,019	358,718
金融派生商品収益	2,546	—
為替差益	98,853	80,608
その他キャピタル収益	54,829	104,412
キャピタル費用	163,316	607,042
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	68,051	344,998
有価証券評価損	9,633	2,690
金融派生商品費用	—	161,882
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	85,631	97,472
キャピタル損益 B	60,315	△63,274
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	393,713	173,091
臨時収益	10	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	10	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	247,760	111,239
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	193,700	50,600
個別貸倒引当金繰入額	—	14
特定海外債権引当金繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	54,060	60,624
臨時損益 C	△ 247,750	△111,239
経常利益 A + B + C	145,962	61,852

（注）為替に係るヘッジコストを算定に含めるなど、2022年度から適用される新しい定義に基づく基礎利益を記載しています。
 過年度の数値も同様の定義で算出しています。

（参考）その他項目の内訳

（単位：百万円）

	2021年度	2022年度
基礎利益	30,798	△6,981
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	△27,094	△6,951
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	83,419	71,212
指数変動に係る保険料積立金変動の影響額	2,212	△2,480
金銭の信託運用損益のうち利息及び配当金等収入に該当する額	△3	258
為替に係るヘッジコストに相当する額	△26,027	△94,935
投資信託の解約損益に相当する額	—	28,259
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	△1,737	△1,045
その他キャピタル収益	54,829	104,412
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	27,094	6,951
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	—
指数変動に係る保険料積立金変動の影響額	—	2,480
為替に係るヘッジコストに相当する額	26,027	94,935
投資信託の解約損益に相当する額	—	—
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	1,737	1,045
その他キャピタル費用	85,631	97,472
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	—
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	83,419	71,212
指数変動に係る保険料積立金変動の影響額	2,212	—
為替に係るヘッジコストに相当する額	—	—
投資信託の解約損益に相当する額	—	28,259
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	—	—
その他臨時費用	54,060	60,624
個人年金保険の年金開始後契約の一部および一時払個人年金保険契約の一部についての保険料積立金を追加して積み立てた額	54,060	60,624

住友生命保険相互会社

8. 基金等変動計算書

2021年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等								基金等 合 計
	基金償却 積立金	再評価 積立金	剰余金					剰余金 合計	
			損失填補 準備金	その他剰余金			剰余金 合計		
				価格変動 積立金	社会及び 契約者福祉 増進基金	別途 積立金			
当 期 首 残 高	639,000	2	6,004	166,000	1,338	223	66,081	227,648	866,660
当 期 変 動 額									
社員配当準備金の 積立							△54,181	△54,181	△54,181
損失填補準備金の 積立			200				△200	-	-
当 期 純 剰 余							68,342	68,342	68,342
社会及び契約者福祉 増進基金の積立					700		△700	-	-
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩					△683		683	-	-
土地再評価差額金の 取崩							184	184	184
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	200	-	16	-	4,128	4,346	4,346
当 期 末 残 高	639,000	2	6,204	166,000	1,355	223	69,210	231,993	870,996

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,332,915	△2,661	△69,397	1,270,967	2,137,607
当 期 変 動 額					
社員配当準備金の立					△54,181
損失填補準備金の立					-
当 期 純 剰 余					66,342
社会及び契約者福祉増進基金の積立					-
社会及び契約者福祉増進基金の取崩					-
土地再評価差額金の取崩					184
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	△437,569	△4,318	△184	△442,071	△442,071
当 期 変 動 額 合 計	△437,569	△4,318	△184	△442,071	△437,728
当 期 末 残 高	895,346	△6,879	△69,581	828,886	1,699,880

住友生命保険相互会社

2022年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等									基金等 合 計
	基金償却 積立金	再評価 積立金	剰余金						剰余金 合計	
			損失填補 準備金	その他剰余金						
				価格変動 積立金	社会及び 契約者福祉 増進基金	別途 積立金	当期未処分 剰余金			
当 期 首 残 高	639,000	2	6,204	165,000	1,355	223	69,210	231,993	870,966	
当 期 変 動 額										
社員配当準備金の 積立							△58,310	△58,310	△58,310	
損失填補準備金の 積立			200				△200	-	-	
当 期 純 剰 余							147,204	147,204	147,204	
社会及び契約者福祉 増進基金の積立					700		△700	-	-	
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩					△699		699	-	-	
土地再評価差額金の 取崩							63	63	63	
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	200	-	0	-	88,757	88,968	88,968	
当 期 末 残 高	639,000	2	6,404	165,000	1,355	223	147,987	320,961	959,963	

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	895,346	△5,879	△59,581	829,885	1,699,880
当 期 変 動 額					
社員配当準備金の 積立					△58,310
損失填補準備金の 積立					-
当 期 純 剰 余					147,204
社会及び契約者福祉 増進基金の積立					-
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩					-
土地再評価差額金の 取崩					63
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）	△595,032	△5,344	△63	△600,440	△600,440
当 期 変 動 額 合 計	△595,032	△5,344	△63	△600,440	△511,482
当 期 末 残 高	300,314	△11,224	△59,645	228,444	1,188,398

住友生命保険相互会社

9. 剰余金処分

(単位:百万円)

科 目	2021年度	2022年度
当期末処分剰余金	59,210	147,967
剰余金処分額	59,210	147,967
社員配当準備金	58,310	57,067
差引純剰余金	900	90,900
損失填補準備金	200	200
任意積立金	700	90,700
価格変動積立金	-	90,000
社会及び契約者福祉増進基金	700	700

10. 保険業法に基づく債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2021年度末	2022年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	755	783
三月以上延滞債権	-	-
貸付条件緩和債権	600	-
小 計	1,355	783
(対合計比)	(0.02)	(0.01)
正 常 債 権	6,993,043	6,211,212
合 計	6,994,398	6,211,996

- (注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

住友生命保険相互会社

11. 貸倒引当金の状況

（単位：百万円）

摘 要	2021年度末	2022年度末
（1）貸倒引当金残高		
（イ）一般貸倒引当金	682	619
（ロ）個別貸倒引当金	242	247
（ハ）特定海外債権引当勘定	-	-
（2）個別貸倒引当金		
（イ）繰入額	274	277
（ロ）取崩額（償却に伴う取崩額を除く）	284	263
（ハ）純繰入額	△10	14
（3）特定海外債権引当勘定		
（イ）対象国数	0カ国	0カ国
（ロ）債権額	-	-
（ハ）繰入額	-	-
（ニ）取崩額	-	-
（4）貸付金償却	-	-

住友生命保険相互会社

12. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項 目	2021年度末	2022年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	4,994,392	4,257,297
基金等	812,685	902,886
価格変動準備金	971,947	849,526
危険準備金	701,900	752,500
一般貸倒引当金	682	619
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	1,114,089	369,236
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	118,199	140,576
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	723,074	727,392
負債性資本調達手段等	600,510	566,510
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△120,000	△160,000
その他	71,303	108,048
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4+R_5)^2}+R_6$ (B)	1,234,561	1,047,545
保険リスク相当額 R_1	63,221	61,574
第三分野保険の保険リスク相当額 R_2	67,325	69,167
予定利率リスク相当額 R_3	175,378	175,772
最低保証リスク相当額 R_4	3,045	2,973
資産運用リスク相当額 R_5	1,022,434	837,483
経営管理リスク相当額 R_6	26,628	22,939
ソルベンシー・マージン比率 (A) $\frac{(1/2) \times (B)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	809.0%	812.8%

※最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号別表6の2に定める標準的方式により算出しています。

(注) 上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

(ご参考)責任準備金積立方式・積立率

積立方式		2021年度末	2022年度末
		金融庁長官が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)	金融庁長官が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)
	標準責任準備金 対象契約		
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100.0%	100.0%

(注)1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険及び受再保険は含みません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

住友生命保険相互会社

13. 2022年度特別勘定の状況（2022年4月1日～2023年3月31日）

a. 特別勘定資産残高の状況

（単位：百万円）

区 分	2021年度末	2022年度末
	金 額	金 額
個人変額保険	61,578	58,299
変額個人年金保険	58,618	43,759
団体年金保険	708,345	688,460
特 別 勘 定 計	828,542	790,519

b. 個人変額保険（特別勘定）の状況

（1）保有契約高

（単位：件、百万円）

区 分	2021年度末		2022年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
個人変額保険（有期型）	13	65	7	30
個人変額保険（終身型）	46,367	241,358	44,702	233,611
合 計	46,380	241,424	44,709	233,641

（2）年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

（単位：百万円、％）

区 分	2021年度末		2022年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現金・コールローン	387	0.6	826	1.4
有 価 証 券	59,314	96.3	55,474	95.2
公 社 債	17,098	27.8	15,351	26.3
株 式	17,935	29.1	17,434	29.9
外 国 証 券	24,281	39.4	22,689	38.9
公 社 債	5,653	9.2	5,994	10.3
株 式 等	18,627	30.3	16,694	28.6
その他の証券	-	-	-	-
貸 付 金	-	-	-	-
そ の 他	1,876	3.0	1,998	3.4
貸 倒 引 当 金	-	-	-	-
合 計	61,578	100.0	58,299	100.0

（3）個人変額保険特別勘定の運用収支状況

（単位：百万円）

区 分	2021年度	2022年度
	金 額	金 額
利息配当金等収入	1,005	1,076
有価証券売却益	2,981	2,988
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	14,440	12,355
為替差益	19	34
金融派生商品収益	42	59
その他の収益	2	2
有価証券売却損	665	1,247
有価証券償還損	34	17
有価証券評価損	13,314	14,573
為替差損	12	21
金融派生商品費用	28	14
その他の費用	0	0
収 支 差 額	4,437	641

（注）2021年度の有価証券評価益 14,440百万円には有価証券損益 1,042百万円が、有価証券評価損 13,314百万円には有価証券損益 11,855百万円がそれぞれ含まれています。
2022年度の有価証券評価益 12,355百万円には有価証券損益 1,358百万円が、有価証券評価損 14,573百万円には有価証券損益 13,387百万円がそれぞれ含まれています。

住友生命保険相互会社

c. 変額個人年金保険（特別勘定）の状況

(1) 保有契約高

(単位：件、百万円)

区 分	2021年度末		2022年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変 額 個 人 年 金 保 険	81,277	173,064	66,094	133,848

(2) 年度末変額個人年金保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2021年度末		2022年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現預金・コールローン	4,612	7.9	4,173	9.5
有 価 証 券	48,847	83.3	36,711	83.9
公 社 債	18,685	31.9	12,585	28.8
株 式	5,784	9.9	3,877	8.9
外 国 証 券	20,121	34.3	16,595	37.9
公 社 債	18,360	31.3	15,487	35.4
株 式 等	1,761	3.0	1,108	2.5
そ の 他 の 証 券	4,255	7.3	3,652	8.3
貸 付 金	-	-	-	-
そ の 他	5,158	8.8	2,874	6.6
貸 倒 引 当 金	-	-	-	-
合 計	58,618	100.0	43,759	100.0

(3) 変額個人年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区 分	2021年度	2022年度
	金 額	金 額
利 息 配 当 金 等 収 入	928	680
有 価 証 券 売 却 益	2,972	1,882
有 価 証 券 償 還 益	-	-
有 価 証 券 評 価 益	5,831	3,619
為 替 差 益	7	20
金 融 派 生 商 品 収 益	168	211
そ の 他 の 収 益	5	1
有 価 証 券 売 却 損	413	818
有 価 証 券 償 還 損	16	12
有 価 証 券 評 価 損	8,186	5,713
為 替 差 損	6	14
金 融 派 生 商 品 費 用	156	146
そ の 他 の 費 用	348	446
収 支 差 額	784	△736

(注)2021年度の有価証券評価益 5,831百万円には有価証券振戻益 785百万円が、有価証券評価損 8,186百万円には有価証券振戻損 7,319百万円がそれぞれ含まれています。
2022年度の有価証券評価益 3,619百万円には有価証券振戻益 866百万円が、有価証券評価損 5,713百万円には有価証券振戻損 5,045百万円がそれぞれ含まれています。

住友生命保険相互会社

14. 保険会社及びその子会社等の状況

a. 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2021年度	2022年度
経 常 収 益	3,599,428	4,225,499
経 常 利 益	128,811	59,153
親会社に帰属する当期純剰余	45,605	139,787
包 括 利 益	△ 424,405	△ 806,741

項 目	2021年度末	2022年度末
総 資 産	42,994,287	42,662,408
ソルベンシー・マージン比率	794.6%	679.0%

b. 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子法人等数	27社
持分法適用非連結子法人等数	0社
持分法適用関連法人等数	10社
期中における重要な関係会社の異動について 「連結財務諸表の作成方針」をご参照ください。	

c. 保険業法に基づく債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2021年度末	2022年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	755	783
三月以上延滞債権	-	-
貸付条件緩和債権	600	-
小計 (対合計比)	1,355 (0.02)	783 (0.01)
正常債権	7,826,592	7,190,810
合計	7,827,947	7,191,593

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)

3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)

4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)

5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

住友生命保険相互会社

d. 連結貸借対照表

(単位:百万円)

期 別 科 目	2021年度末 (2021年3月31日現在)	2022年度末 (2022年3月31日現在)	期 別 科 目	2021年度末 (2021年3月31日現在)	2022年度末 (2022年3月31日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 及 び 預 貯 金	1,107,822	1,585,738	保 険 契 約 準 備 金	33,714,825	35,233,129
コ ー ル ロ ー ン	280,597	847,368	支 払 備 金	158,079	169,352
買 入 金 銭 債 権	310,140	407,548	責 任 準 備 金 等	33,342,519	34,848,109
金 銭 の 信 託	4,914	14,990	社 員 配 当 準 備 金	216,226	215,687
有 価 証 券	35,833,252	33,596,005	再 保 険 債	20,523	12,643
貸 付 金	3,023,520	3,175,130	社 債	508,257	428,417
有 形 固 定 資 産	587,165	598,313	そ の 他 負 債	6,124,590	5,361,612
土 地	357,045	385,089	売 現 先 勘 定	3,513,925	3,110,297
建 物	178,532	186,570	債券貸借取引受入担保金	355,998	87,438
リ ー ス 資 産	3,782	2,128	そ の 他 の 負 債	2,254,666	2,153,877
建 設 仮 勘 定	23,201	5,169	退職給付に係る負債	2,984	4,133
その他の有形固定資産	5,503	7,355	価 格 変 動 準 備 金	972,189	849,771
無 形 固 定 資 産	201,871	234,064	繰 延 税 金 負 債	13,172	5
ソ フ ト ウ ェ ア	37,497	38,591	再評価に係る繰延税金負債	12,583	12,486
の れ ん	41,220	40,065	負 債 の 部 合 計	41,369,007	41,902,180
その他の無形固定資産	123,153	155,407	(純資産の部)		
代 埋 店 貸	239	151	基 金 償 却 積 立 金	839,000	839,000
再 保 険 貸	1,728	12,480	再 評 価 積 立 金	2	2
そ の 他 資 産	1,375,568	1,588,901	連 結 剰 余 金	73,458	155,000
退職給付に係る資産	21,677	35,837	基 金 等 合 計	712,461	794,002
繰 延 税 金 資 産	290,037	588,114	その他の有価証券評価差額金	1,015,426	5,564
貸 倒 引 当 金	△4,047	△4,373	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3,001	△13,083
			土 地 再 評 価 差 額 金	△59,581	△59,645
			為 替 換 算 調 整 勘 定	△39,098	28,216
			退職給付に係る調整累計額	△1,087	5,005
			その他の包括利益累計額合計	912,676	△33,921
			新 支 配 株 主 持 分	141	147
			純 資 産 の 部 合 計	1,825,279	760,227
資 産 の 部 合 計	42,994,287	42,682,406	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	42,994,287	42,682,406

住友生命保険相互会社

(單位：百萬圓)

期 別 科 目	2021年度 〔自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日〕	2022年度 〔自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日〕
	金 額	金 額
経常収益	3,599,428	4,225,499
保険料等収入	2,411,977	2,583,077
資産運用収入	1,084,989	1,542,012
利息及び配当金等収入	827,483	964,997
金融の信託運用益	379	287
売買目的有価証券運用益	5,797	-
有価証券売却益	75,831	361,890
有価証券償還益	2,685	2,078
金融派生商品収益	37,163	-
為替差益	98,666	77,388
貸倒引当金戻入額	220	-
その他の運用収益	10,471	135,375
その他の経常収益	26,429	-
経常費用	102,461	100,409
保険金等支払金	3,470,616	4,166,345
保険金	1,898,437	2,161,551
年金	566,570	597,894
年給	438,801	424,618
給付金	392,436	519,679
解約返戻金等	448,685	553,709
その他の戻金	61,944	65,648
責任準備金繰入額	827,824	546,040
支払準備金繰入額	13,668	5,945
責任準備金繰入額	814,237	540,087
資産配当金積立利息繰入額	29	26
費用	134,380	816,509
支払利息	14,279	32,319
売買目的有価証券運用損	-	68,513
有価証券売却損	71,620	377,985
有価証券評価損	11,735	8,618
有価証券償還損	2,694	1,221
金融派生商品費用	-	235,685
貸倒引当金繰入額	-	84
貸倒費用	8,446	8,954
貸倒の不減価償却費	25,704	76,842
その他の運用費用	-	6,304
特別勘定資産運用損	454,743	478,930
その他の経常費用	165,229	163,315
経常利益	128,811	59,163
特別利益	2,344	124,317
固定資産等処分益	2,344	1,920
価格変動準備金戻入額	-	122,397
特別損失	92,641	3,946
固定資産等処分損	3,043	775
減損	480	2,471
価格変動準備金繰入額	88,334	-
社会及び契約者福祉増進助成金	683	699
税金等調整前当期純利益	38,614	179,524
法人税及び住民税等	41,314	8,404
法人税等調整額	△48,314	31,326
法人税等合計	△7,000	39,730
当期純利益	45,614	139,793
非支配株主に帰属する当期純利益	9	8
親会社に帰属する当期純利益	45,605	139,785

住友生命保険相互会社

(連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

期 別 科 目	2021年度	2022年度
	〔 自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日 〕	〔 自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日 〕
	金 額	金 額
当 期 純 利 益	45,814	139,793
そ の 他 の 包 括 利 益	△470,020	△948,534
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△511,875	△1,005,446
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3,108	△10,061
為 替 換 算 調 整 勘 定	36,294	57,028
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	△1,252	8,072
持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 相 当 額	9,919	5,873
包 括 利 益	△424,405	△808,741
親 会 社 に 係 る 包 括 利 益	△424,415	△808,747
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	9	6

住友生命保険相互会社

f. 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2021年度 〔 自 2021年 4月 1日 至 2021年 3月31日 〕	2022年度 〔 自 2022年 4月 1日 至 2022年 3月31日 〕
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益（△は損失）	38,614	179,524
貸貸用不動産等減価償却費	8,448	8,954
減価償却費	35,173	38,442
減損損失	480	2,471
のれん償却額	6,475	7,470
支払備金の増減額（△は減少）	14,861	7,789
責任準備金の増減額（△は減少）	907,998	755,023
社員配当準備金積立利息繰入額	28	28
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△230	△153
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△6,942	△4,486
価格変動準備金の増減額（△は減少）	88,334	△122,387
利息及び配当金等収入	△827,483	△964,997
有価証券関係損益（△は益）	△18,090	98,407
支払利息	14,278	32,319
為替差損益（△は益）	△94,738	△81,491
有形固定資産関係損益（△は益）	879	△1,135
持分法による投資損益（△は益）	1,312	△3,208
代理店賞の増減額（△は増加）	△78	125
再保険賞の増減額（△は増加）	△375	△10,627
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	6,349	△1,524
再保険債の増減額（△は減少）	5,058	△6,287
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	△23,030	△133,121
その他	△34,670	291,642
小 計	122,355	92,866
利息及び配当金等の受取額	886,238	1,004,892
利息の支払額	△12,937	△30,118
社員配当金の支払額	△56,141	△58,895
その他	△883	△899
法人税等の支払額	△49,172	△52,964
営業活動によるキャッシュ・フロー	889,657	955,081
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額（△は増加）	5,353	△209,419
買入金銭債権の取得による支出	△476,962	△1,552,492
買入金銭債権の売却・償還による収入	730,125	1,451,157
金銭の信託の増加による支出	△4,534	△9,768
有価証券の取得による支出	△4,968,814	△6,988,808
有価証券の売却・償還による収入	3,929,071	8,900,634
貸付けによる支出	△889,983	△913,355
貸付金の回収による収入	582,077	873,810
その他	△83,809	△2,167,721
資 産 運 用 活 動 計 （営業活動及び資産運用活動計）	△1,197,258	△715,954
有形固定資産の取得による支出	(△327,598)	(239,128)
有形固定資産の売却による収入	△16,434	△54,824
その他	1,572	3,895
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,815	△16,738
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,223,734	△783,621
借入れによる収入	—	50,000
借入金の返済による支出	△20	—
社債の発行による収入	100,588	—
社債の償還による支出	△70,000	△84,000
その他	37,260	89,920
財務活動によるキャッシュ・フロー	87,827	55,920
現金及び現金同等物に係る換算差額	12,870	21,305
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△273,579	248,885
現金及び現金同等物期首残高	571,440	297,861
現金及び現金同等物期末残高	297,861	546,646

住友生命保険相互会社

g. 連結基金等変動計算書

2021年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等			
	基金償却 積立金	再評価 積立金	連結剰余金	基金等合計
当 期 首 残 高	639,000	2	81,850	720,853
当 期 変 動 額				
社員配当準備金の立			△54,181	△54,181
親会社に帰属する 当 期 純 剰 余			45,805	45,805
土地再評価差額金の取 崩			184	184
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△8,391	△8,391
当 期 末 残 高	639,000	2	73,458	712,461

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他の包括利 益累計額	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,626,605	104	△59,397	△84,516	185	1,382,881	133	2,103,898
当 期 変 動 額								
社員配当準備金の立								△54,181
親会社に帰属する 当 期 純 剰 余								45,805
土地再評価差額金の取 崩								184
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）	△511,079	△3,108	△184	45,417	△1,252	△470,204	8	△470,196
当 期 変 動 額 合 計	△511,079	△3,108	△184	45,417	△1,252	△470,204	8	△478,588
当 期 末 残 高	1,015,426	△3,001	△59,581	△39,098	△1,067	912,676	141	1,625,279

住友生命保険相互会社

2022年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等			
	基金償却 積立金	再評価 積立金	連結剰余金	基金等合計
当 期 首 残 高	639,000	2	73,458	712,461
当 期 変 動 額				
社員配当準備金の 立			△58,310	△58,310
親会社に帰属する 当 期 純 剰 余			139,787	139,787
土地再評価差額金の 取			63	63
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	81,541	81,541
当 期 末 残 高	639,000	2	155,000	794,002

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他の包括準 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,015,426	△3,001	△59,581	△39,098	△1,087	912,078	141	1,625,279
当 期 変 動 額								
社員配当準備金の 立								△58,310
親会社に帰属する 当 期 純 剰 余								139,787
土地再評価差額金の 取								63
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,009,961	△10,061	△63	67,315	6,072	△945,596	5	△945,593
当 期 変 動 額 合 計	△1,009,961	△10,061	△63	67,315	6,072	△945,596	5	△865,052
当 期 末 残 高	5,564	△13,063	△59,645	28,216	5,005	△33,921	147	760,227

住友生命保険相互会社

連結財務諸表の作成方針

記載項目	
(1) 連結の範囲に関する事項	連結子会社及び子法人等数 27社 主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネジメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング、株式会社保険デザイン、アイアル少額短期保険株式会社、スミセイ・アセット・マネジメント株式会社、Symetra Financial Corporationです。 なお、当連結会計年度にスミセイ・アセット・マネジメント株式会社を新規設立したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。また、Symetra Financial Corporationの子会社1社を新規設立したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。 Symetra Financial Corporationの子会社2社は、当連結会計年度に解散したため、連結の範囲から除いております。 主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合です。 非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。
(2) 持分法の適用に関する事項	持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0社 持分法適用関連法人等数 10社 主な持分法適用関連法人等は、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループ、Baoviet Holdings, PT BNI Life Insurance, Singapore Life Holdings Pte. Ltd.です。 持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合他）並びに関連法人等（日本企業年金サービス株式会社）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

住友生命保険相互会社

記載項目	
(3)連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項	連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は12月31日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
(4)のれんの償却に関する事項	のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、20年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。 ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

住友生命保険相互会社

2022年度 連結貸借対照表注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。
有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 当社は、保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
なお、小区分は次のとおり設定しております。
個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）
最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約
確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
確定拠出年金保険契約及び新単位口別利率設定特約
一時払養老保険契約（一部を除く）
利率変動型終身保険（一時払）契約
個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約
個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

住友生命保険相互会社

5. 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、29百万円です。

連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

8. 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度から 8 年
過去勤務費用の処理年数	3 年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。

住友生命保険相互会社

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	306,541 百万円
勤務費用	13,601 百万円
利息費用	1,740 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	2,702 百万円
退職給付の支払額	△16,045 百万円
その他	119 百万円
期末における退職給付債務	308,660 百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	325,333 百万円
期待運用収益	3,286 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	13,084 百万円
事業主からの拠出額	5,528 百万円
退職給付の支払額	△6,870 百万円
その他	1 百万円
期末における年金資産	340,364 百万円

③ 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	306,097 百万円
年金資産	△340,364 百万円
	△34,266 百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,562 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△31,704 百万円
退職給付に係る負債	4,133 百万円
退職給付に係る資産	△35,837 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△31,704 百万円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	13,601 百万円
利息費用	1,740 百万円
期待運用収益	△3,286 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△1,710 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△245 百万円
その他	136 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	10,235 百万円

⑤ その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	8,671 百万円
過去勤務費用	△245 百万円
合計	8,425 百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	6,942 百万円
合計	6,942 百万円

住友生命保険相互会社

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株 式	41%
生命保険一般勘定	34%
投資信託	6%
債 券	5%
その他	14%
合 計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が49%含まれています。

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	0.575%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.9%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、3,064百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

当社のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2022年3月17日 企業会計基準委員会 実務対応報告第40号）の適用範囲に含まれるヘッジ関係に、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	主に特例処理（振当処理を含む）
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	貸付金
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

住友生命保険相互会社

12. 当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。

13. 当社の個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）の入院給付金等の支払対象を当連結会計年度中に変更したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、重症化リスクの高い方（以下「4類型」）以外のみなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。

また、診断日が2022年9月25日以前の4類型以外のみなし入院に係る額を推計するために用いた4類型のみなし入院に係る額は、診断日が2022年9月26日以降の4類型のみなし入院に係る支払額と4類型の1つである65歳以上の方のみなし入院に係る支払額の比率を診断日が2022年9月25日以前の65歳以上の方のみなし入院に係る額に乘じて推計しております。

14. 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

住友生命保険相互会社

15. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）に基づいて識別した会計上の見積りは、次のとおりです。

(1) のれんの評価

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんは、当社による米国子会社の買収に伴い発生したのれんです。

米国子会社の買収に伴うのれんは、米国子会社の連結貸借対照表に計上され、米国会計基準 FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産—のれん及びその他」の非公開会社の特例に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化の有無について、全社単位での判定を行い、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が50%を超えると定性的に判断した場合に、定量的な減損の検討を行います。当社は、米国子会社での判定の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の認識の判断を行っております。

減損の兆候判定及び定性評価にあたっては、マクロ経済や米国の生命保険業界の動向、米国子会社の業績及び将来の利益計画、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。また、定量的な減損の検討における公正価値の算定においては、将来の経済環境予測を踏まえた保険料収入、保険金給付率等を反映した将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

(2) 保有契約価値及び繰延新契約費の償却

当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されている無形固定資産には、米国子会社の買収に伴う保有契約価値 33,767 百万円が、その他資産には、米国子会社の繰延新契約費 241,356 百万円がそれぞれ含まれております。

保有契約価値は、米国子会社の買収時点で保有している保険契約に関して、保険契約から得られる将来利益を見積現在価値として計算し、米国子会社の連結貸借対照表に計上したものであります。また、繰延新契約費は、米国子会社の買収後の保険契約の獲得に係る費用のうち、一定の条件を満たすものを米国子会社の連結貸借対照表上、資産として認識したものであります。

保有契約価値及び繰延新契約費は、保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、将来の見積総利益の発生見込を基礎とした比率等により償却しております。将来の見積総利益の算定においては、継続率、死亡率などの主要な仮定を設定しています。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度において保有契約価値及び繰延新契約費の減価相当額が損失計上される可能性があります。

16. 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。

・「金融サービス—保険契約」（Topic944）（ASU 第2018-12号、ASU 第2022-05号）

(1) 概要

長期保険契約に係る負債の測定方法等が改正されました。

(2) 適用予定日

米国子会社において、2025年度の期末より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

適用された連結会計年度における影響は評価中です。

住友生命保険相互会社

17. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）を当連結会計年度の期首から適用し、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。
- これに伴い、当社の保有する投資信託の時価の算定に関する取扱いについて、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が定める取扱いを適用し、投資信託の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

18. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。この他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

住友生命保険相互会社

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	542,253	542,253	-
うち、その他有価証券	542,253	542,253	-
買入金銭債権	407,646	407,470	△175
うち、その他有価証券	296,712	296,712	-
金銭の信託	14,990	14,990	-
有価証券	33,101,172	33,725,052	623,880
売買目的有価証券	1,041,054	1,041,054	-
満期保有目的の債券	1,659,605	1,864,850	205,244
責任準備金対応債券	13,192,905	13,610,612	417,707
子会社株式及び関連会社株式	44,698	45,626	927
その他有価証券 ^{※1}	17,162,908	17,162,908	-
貸付金	3,175,130		
貸倒引当金 ^{※2}	△3,699		
	3,171,430	3,056,199	△115,231
社債	428,417	415,788	△12,629
デリバティブ取引 ^{※3}	(394,911)	(394,911)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(155,644)	(155,644)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(239,266)	(239,266)	-

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

(注1) 有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

住友生命保険相互会社

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	公社債	337,343	358,273	20,930
	外国証券(公社債)	1,292,200	1,478,302	186,102
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	公社債	30,061	28,273	△1,787
	外国証券(公社債)	-	-	-
合計		1,659,605	1,864,850	205,244

② 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	公社債	8,258,437	9,228,002	969,564
	外国証券(公社債)	169,561	175,065	5,504
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	公社債	3,645,235	3,222,896	△422,338
	外国証券(公社債)	1,119,669	984,647	△135,021
合計		13,192,905	13,610,612	417,707

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	買入金銭債権	60,329	63,565	3,236
	公社債	509,485	547,168	37,682
	株式	833,698	1,918,673	1,084,975
	外国証券	2,283,833	2,448,829	164,995
	公社債	1,982,979	2,083,506	100,527
	株式等	300,854	365,322	64,468
	その他の証券	91,605	111,263	19,658
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えないもの	譲渡性預金	542,300	542,253	△46
	買入金銭債権	236,181	233,146	△3,034
	公社債	2,626,754	2,395,660	△231,094
	株式	231,482	199,909	△31,573
	外国証券	10,507,045	9,401,247	△1,105,797
	公社債	9,263,639	8,347,745	△915,893
	株式等	1,243,405	1,053,502	△189,903
	その他の証券	156,552	140,156	△16,396
合計		18,079,268	18,001,874	△77,393

住友生命保険相互会社

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：百万円)	
	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 ^{※1}	155,561
組合出資金等 ^{※2}	341,270

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
譲渡性預金	542,300	-	-	-
買入金銭債権	143,051	218	302	263,839
有価証券	937,064	6,211,267	8,301,504	14,436,971
満期保有目的の債券	43,298	596,733	218,609	807,623
責任準備金対応債券	84,411	1,309,990	4,668,529	7,093,128
その他の有価証券	809,354	4,304,544	3,414,365	6,536,219
貸付金 [※]	333,445	659,476	611,500	1,325,069
社債	-	31,726	-	396,510

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
譲渡性預金	-	542,253	-	542,253
買入金銭債権	-	142,995	153,716	296,712
金銭の信託	-	-	14,990	14,990
有価証券	5,948,492	10,793,673	1,126,664	17,868,830
売買目的有価証券	673,297	367,080	676	1,041,054
その他の有価証券	5,275,194	10,426,593	1,125,987	16,827,775
国債	1,577,329	-	-	1,577,329
地方債	-	42,638	-	42,638
社債	-	1,322,510	350	1,322,860
株式	2,118,488	94	-	2,118,583
外国証券	1,526,830	8,872,285	1,125,637	11,524,752
公社債	1,506,057	7,979,876	945,319	10,431,252
株式等	20,773	892,409	180,318	1,093,500
その他の証券	52,546	189,064	-	241,610
貸付金	-	-	123,140	123,140
デリバティブ取引	2,060	207,972	7,114	217,147
通貨関連	-	150,380	1,632	152,012
金利関連	-	22,602	-	22,602
株式関連	1,280	32,083	5,482	38,846
その他	779	2,905	-	3,685
資産計	5,950,552	11,686,895	1,425,626	19,063,075
デリバティブ取引	446	609,654	1,958	612,058
通貨関連	-	573,386	256	573,642
金利関連	-	24,943	-	24,943
株式関連	446	11,141	1,701	13,290
その他	-	182	-	182
負債計	446	609,654	1,958	612,058

住友生命保険相互会社

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は335,133百万円です。

当該投資信託の期首残高から当連結会計期間末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)	
	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	228,914
当連結会計期間の損益又はその他の包括利益	21,135
損益に計上 ^{※1}	1,495
その他の包括利益に計上 ^{※2}	19,640
購入、売却、償還等の純額	85,083
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	-
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	-
当連結会計期間末残高	335,133
当連結会計期間の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	-

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

なお、当連結会計期間末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その連結貸借対照表計上額は251,835百万円です。

住友生命保険相互会社

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	110,758	110,758
有価証券	10,636,013	4,883,060	2,015	15,521,089
満期保有目的の債券	162,168	1,702,682	-	1,864,850
国債	162,168	-	-	162,168
地方債	-	17,693	-	17,693
社債	-	206,685	-	206,685
外国証券	-	1,478,302	-	1,478,302
公社債	-	1,478,302	-	1,478,302
責任準備金対応債券	10,473,291	3,135,305	2,015	13,610,612
国債	10,473,291	-	-	10,473,291
地方債	-	131,436	-	131,436
社債	-	1,846,171	-	1,846,171
外国証券	-	1,157,697	2,015	1,159,713
公社債	-	1,157,697	2,015	1,159,713
子会社株式及び関連会社株式	553	45,072	-	45,626
貸付金	-	17,690	2,915,367	2,933,058
資産計	10,636,013	4,900,751	3,028,141	18,564,906
社債	-	415,788	-	415,788
負債計	-	415,788	-	415,788

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

住友生命保険相互会社

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負債

① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にブレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注2）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報^{※1}

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
貸付金	割引現在価値法	割引率	5.8%～7.18%

※1 レベル3の時価となるもので、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものは記載しておりません。

住友生命保険相互会社

② 期首残高から当連結会計期間末残高への調整表、当連結会計期間の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭 債権	金銭の信託	有価証券	貸付金	デリバティブ 取引 ^{※6}	合計
期首残高 ^{※1}	157,630	4,914	695,614	114,039	9,080	981,278
当連結会計期間の損益 又はその他の包括利益	△3,816	316	21,795	△19,472	△25,859	△27,036
損益に計上 ^{※2}	4	316	46,747	△19,472	△25,859	1,736
その他の包括利益に計上 ^{※3}	△3,820	-	△24,952	-	-	△28,772
購入、売却、発行及び 決済等の純額	△97	9,760	439,928	28,573	21,934	500,100
レベル3の時価への振替 ^{※4}	-	-	3,558	-	-	3,558
レベル3の時価からの振替 ^{※5}	-	-	△34,232	-	-	△34,232
当連結会計期間末残高	153,716	14,990	1,126,664	123,140	5,156	1,423,668
当連結会計期間の損益に計上 した額のうち連結貸借対照表 日において保有する金融資産 及び金融負債の評価損益	-	-	△1	△12,085	△14,665	△26,752

※1 有価証券の期首残高には投資信託167,622百万円が含まれております。

※2 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※3 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

※4 レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※5 レベル3の時価からレベル1の時価またはレベル2の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※6 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、キャッシュ・フローの不確実性と金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。一般に、割引率の著しい上昇（下落）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

住友生命保険相互会社

19. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は 404,931 百万円、時価は 555,699 百万円です。
なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。
また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務 1,319 百万円をその他の負債に計上しております。
20. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、783 百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額ははありません。危険債権額は、783 百万円です。
上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、16 百万円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
債権のうち、三月以上延滞債権額ははありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
債権のうち、貸付条件緩和債権額ははありません。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
21. 有形固定資産の減価償却累計額は、447,479 百万円です。
22. 当社の当連結会計年度に係る有形固定資産の圧縮記帳額は、16,601 百万円です。
23. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は、790,519 百万円です。なお、負債の額も同額です。
24. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|------------------|-------------|
| 当期首現在高 | 216,226 百万円 |
| 前連結会計年度剰余金よりの繰入額 | 58,310 百万円 |
| 当連結会計年度社員配当金支払額 | 58,895 百万円 |
| 利息による増加等 | 26 百万円 |
| 当連結会計年度末現在高 | 215,667 百万円 |
25. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式等の総額は、210,804 百万円です。
26. 担保に提供している資産の額は、有価証券 3,783,409 百万円、貸付金 617,078 百万円、現金及び預貯金 1,313 百万円です。
27. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、3,991,231 百万円です。

住友生命保険相互会社

28. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は 8,792 百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
29. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、27,615 百万円です。
30. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が 396,510 百万円含まれています。
31. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が 170,000 百万円含まれています。
32. その他資産及びその他負債には、米子子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ 651,076 百万円、580,731 百万円含まれています。
33. 国内の連結子会社及び子法人等における修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
34. グループ通算制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021 年 8 月 12 日 企業会計基準委員会 実務対応報告第 42 号）に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。
35. 繰延税金資産の総額は、849,394 百万円、繰延税金負債の総額は、238,021 百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、23,264 百万円です。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 412,727 百万円及び価格変動準備金 237,590 百万円です。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 116,594 百万円です。
当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は 22.1%であり、法定実効税率 27.96%との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △8.8%です。

住友生命保険相互会社

(2022 年度連結損益計算書注記)

1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 当社の保険金等支払金は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	751 百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	1,569 百万円
	計	2,320 百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

住友生命保険相互会社

(2022 年度連結包括利益計算書注記)

1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額及び税効果の金額は、次のとおりです。

その他有価証券評価差額金：		
当期発生額		△1,411,681 百万円
組替調整額		67,340 百万円
	税効果調整前	△1,344,340 百万円
	税効果額	338,894 百万円
	その他有価証券評価差額金	△1,005,446 百万円
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額		△8,454 百万円
組替調整額		△4,935 百万円
	税効果調整前	△13,390 百万円
	税効果額	3,328 百万円
	繰延ヘッジ損益	△10,061 百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額		57,026 百万円
組替調整額		—
	税効果調整前	57,026 百万円
	税効果額	—
	為替換算調整勘定	57,026 百万円
退職給付に係る調整額：		
当期発生額		10,381 百万円
組替調整額		△1,956 百万円
	税効果調整前	8,425 百万円
	税効果額	△2,352 百万円
	退職給付に係る調整額	6,072 百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額		6,756 百万円
組替調整額		△883 百万円
	持分法適用会社に対する持分相当額	5,873 百万円
	その他の包括利益合計	△946,534 百万円

住友生命保険相互会社

2022年度 連結キャッシュ・フロー計算書注記

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、現金及び預貯金（当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金を除く）及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。

2. 資金（現金及び現金同等物）の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。

現金及び預貯金	1,565,736 百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	<u>△1,019,189 百万円</u>
資金（現金及び現金同等物）	<u>546,546 百万円</u>

3. 財務活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に米国子会社における財務活動によるキャッシュ・フローの資金調達契約の実行及び返済です。

住友生命保険相互会社

h. 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項 目	2021年度末	2022年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	4,795,724	3,597,472
基金等	495,828	548,883
価格変動準備金	972,169	849,771
危険準備金	705,442	756,736
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	3,604	4,123
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	1,248,951	32,194
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	118,196	140,574
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	△1,482	6,942
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	761,616	779,854
負債性資本調達手段等	600,510	566,510
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△180,420	△196,176
その他	71,306	108,056
リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2 + R_2^2 + R_6 + R_9})^2 + (R_3 + R_4 + R_7)^2 + R_5 + R_8}$ (B)	1,207,009	1,059,629
保険リスク相当額 R_1	93,867	99,759
一般保険リスク相当額 R_2	—	—
巨大災害リスク相当額 R_6	0	0
第三分野保険の保険リスク相当額 R_9	86,858	95,565
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_3	9	9
予定利率リスク相当額 R_4	175,401	175,797
最低保証リスク相当額 R_7^*	6,102	8,134
資産運用リスク相当額 R_5	984,644	832,861
経営管理リスク相当額 R_8	26,937	24,242
ソルベンシー・マージン比率 (A) $(1/2) \times (B) \times 100$	794.6%	679.0%

※最低保証リスク相当額は、平成23年金融庁告示第23号別表11に定める標準的方式により算出しています。

(注) 上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第96条の2及び第98条並びに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

住友生命保険相互会社

i. 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況

(ソルベンシー・マージン比率)

(メディケア生命保険株式会社)

(単位: 百万円)

項 目	2021年度末	2022年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	51,492	56,047
資本金等	22,338	29,211
価格変動準備金	222	245
危険準備金	3,542	4,236
一般償引当金	—	—
(その他の有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	△356	△740
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—
全期テルメル式責任準備金相当額超過額	38,542	52,462
負債性資本調達手段等	—	—
全期テルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△12,796	△29,368
持込資本金等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4+R_5)^2} + R_6$ (B)	6,158	5,393
保険リスク相当額 R_1	442	455
第三分野保険の保険リスク相当額 R_2	2,960	3,107
予定利率リスク相当額 R_3	23	24
最低保証リスク相当額 R_4	—	—
資産運用リスク相当額 R_5	4,810	3,728
経営管理リスク相当額 R_6	247	219
ソルベンシー・マージン比率 (A) (1/2)×(B)	1,672.2%	2,078.2%

(注) 上記は、保険業法施行規則第88条及び第87条、並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

j. セグメント情報

2021年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）及び2022年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しています。

2023年5月23日

住友生命保険相互会社

2022年度決算補足資料

1. 一般勘定

a. 有価証券関係

（1）有価証券明細表	・・・	1 頁
（2）地域別地方債保有内訳	・・・	1 頁
（3）有価証券残存期間別残高	・・・	2 頁
（4）業種別株式保有の状況	・・・	3 頁

b. 貸付金関係

（1）貸付金明細表	・・・	4 頁
（2）国内企業向け貸付金企業規模別内訳	・・・	4 頁
（3）貸付金残存期間別残高	・・・	5 頁
（4）貸付金業種別内訳	・・・	6 頁
（5）貸付金担保別内訳	・・・	7 頁
（6）貸付金地域別内訳	・・・	7 頁

c. 海外投融資の状況

（1）資産別明細	・・・	8 頁
（2）海外投融資の地域別構成	・・・	9 頁
（3）外貨建資産の通貨別構成	・・・	9 頁

2. 個人変額保険・変額個人年金保険 特別勘定

a. 売買目的有価証券の評価損益	・・・	10 頁
b. 金銭の信託の時価情報	・・・	10 頁
c. デリバティブ取引の時価情報	・・・	11 頁

3. 会社計

a. 資産の構成	・・・	13 頁
b. 有価証券の時価情報	・・・	14 頁
c. 金銭の信託の時価情報	・・・	15 頁
d. デリバティブ取引の時価情報	・・・	16 頁

1. 一般勘定

a. 有価証券関係

(1) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2021年度末		2022年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
国 債	10,791,013	35.1	11,530,860	40.9
地 方 債	180,166	0.6	179,858	0.6
社 債	3,549,240	11.6	3,265,782	11.6
うち公社・公団債	2,202,542	7.2	2,061,529	7.3
う ち 外 貨 建	640,774	2.1	510,464	1.8
株 式	2,459,308	8.0	2,322,637	8.2
外 国 証 券	13,218,894	43.0	10,582,451	37.5
公 社 債	10,730,565	34.9	8,370,096	29.7
う ち 外 貨 建	9,130,405	29.7	6,536,038	23.2
株 式 等	2,488,328	8.1	2,212,355	7.8
う ち 外 貨 建	2,354,182	7.7	2,083,495	7.4
そ の 他 の 証 券	522,373	1.7	343,641	1.2
合 計	30,720,996	100.0	28,225,231	100.0
う ち 外 貨 建	12,125,362	39.5	9,129,998	32.3

(2) 地域別地方債保有内訳

(単位：百万円)

区 分	2021年度末	2022年度末
北 海 道	133	131
東 北	-	-
関 東	81,897	82,195
中 部	39,602	38,923
近 畿	35,319	35,745
中 国	3,368	3,207
四 国	-	-
九 州	19,845	19,655
合 計	180,166	179,858

住友生命保険相互会社

(3) 有価証券残存期間別残高

<2021年度末>

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
有 価 証 券	528,588	1,245,795	2,475,127	3,205,916	5,304,216	12,425,135	5,534,217	30,720,996
国 債	187,439	124,370	550,649	854,777	3,064,058	6,009,715	-	10,791,013
地 方 債	-	8,797	-	-	15,828	155,540	-	180,166
社 債	86,579	243,944	441,389	249,723	243,378	1,935,100	349,124	3,549,240
株 式							2,459,308	2,459,308
外 国 証 券	254,568	888,682	1,483,122	2,099,968	1,987,827	4,325,776	2,219,128	13,218,894
公 社 債	254,568	888,682	1,473,824	2,091,203	1,830,429	4,211,856	-	10,730,565
株 式 等	0	-	9,297	8,764	137,197	113,919	2,219,128	2,498,328
その他の証券	-	-	966	1,427	13,324	-	506,655	522,373
買入金銭債権	34,493	-	-	-	-	157,630	-	192,123
譲渡性預金	520,844	-	-	-	-	-	-	520,844
そ の 他	-	-	-	-	-	-	4,914	4,914
合 計	1,083,926	1,245,795	2,475,127	3,205,916	5,304,216	12,683,765	5,539,131	31,438,879

<2022年度末>

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
有 価 証 券	641,877	1,835,200	2,153,332	2,834,342	4,378,389	11,794,182	4,789,145	28,225,231
国 債	481,101	256,851	795,073	1,638,390	2,645,440	5,715,201	-	11,530,860
地 方 債	2,896	5,896	-	2,695	17,049	151,321	-	179,858
社 債	85,835	183,475	399,086	183,932	156,084	1,900,288	347,082	3,265,782
株 式							2,322,637	2,322,637
外 国 証 券	81,844	1,188,363	957,210	1,009,969	1,542,968	4,028,333	1,795,781	10,582,451
公 社 債	81,844	1,188,363	943,717	945,281	1,349,429	3,681,480	-	8,370,096
株 式 等	0	-	13,493	64,687	193,539	144,873	1,795,781	2,212,355
その他の証券	-	813	982	1,354	16,827	1,019	322,683	343,641
買入金銭債権	142,995	-	-	-	-	153,716	-	296,712
譲渡性預金	542,253	-	-	-	-	-	-	542,253
そ の 他	-	-	-	-	-	0	14,990	14,990
合 計	1,326,927	1,835,200	2,153,332	2,834,342	4,378,389	11,947,879	4,803,136	29,079,188

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

住友生命保険相互会社

(4) 業種別株式保有の状況

(単位: 百万円、%)

区 分		2021年度末		2022年度末	
		金 額	占率	金 額	占率
水 産 ・ 農 林 業		314	0.0	320	0.0
鉱 業		103	0.0	100	0.0
建 設 業		70,545	2.9	66,288	2.9
製 造 業	食 料 品	76,065	3.1	76,358	3.3
	織 維 製 品	9,698	0.4	12,335	0.5
	パ ル プ ・ 紙	6,733	0.3	7,141	0.3
	化 学	250,844	10.2	179,119	7.7
	医 薬 品	218,627	8.9	189,460	8.2
	石 油 ・ 石 炭 製 品	6,084	0.2	6,185	0.3
	ゴ ム 製 品	9,834	0.4	8,285	0.4
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	26,440	1.1	23,485	1.0
	鉄 鋼	21,569	0.9	24,962	1.1
	非 鉄 金 属	50,212	2.0	49,016	2.1
	金 属 製 品	8,645	0.4	9,566	0.4
	機 械	183,248	7.5	183,219	7.9
	電 気 機 器	309,705	12.6	309,327	13.3
	輸 送 用 機 器	92,789	3.8	69,250	3.0
	精 密 機 器	22,015	0.9	22,097	1.0
	そ の 他 製 品	65,864	2.7	66,709	2.9
電 気 ・ ガ ス 業		26,148	1.1	27,967	1.2
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	182,552	7.4	172,698	7.4
	海 運 業	11,425	0.5	11,003	0.5
	空 運 業	3,129	0.1	3,501	0.2
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	10,313	0.4	11,411	0.5
	情 報 ・ 通 信 業	87,067	3.5	74,439	3.2
商 業	卸 売 業	217,109	8.8	198,505	8.5
	小 売 業	41,744	1.7	40,576	1.7
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	158,556	6.4	159,289	6.9
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	5,240	0.2	6,369	0.3
	保 険 業	173,624	7.1	200,388	8.6
	そ の 他 金 融 業	28,013	1.1	17,821	0.8
不 動 産 業		26,697	1.1	34,967	1.5
サ ー ビ ス 業		58,341	2.4	60,466	2.6
合 計		2,459,308	100.0	2,322,637	100.0

(注)業種区分は、「証券コード協議会」の「業種別分類項目」に準拠しています。

住友生命保険相互会社

b. 貸付金関係

(1) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	2021年度末	2022年度末
保 険 約 款 貸 付	244,196	234,873
契 約 者 貸 付	222,703	214,618
保 険 料 振 替 貸 付	21,493	20,255
一 般 貸 付	1,948,057	1,963,401
(うち非居住者貸付)	(91,792)	(141,112)
企 業 貸 付	1,690,979	1,762,288
(うち国内企業向け)	(1,599,187)	(1,621,176)
国・国際機関・政府関係機関貸付	228,641	169,994
公共団体・公企業貸付	26,500	29,500
住 宅 ロ ー ン	1,935	1,614
消 費 者 ロ ー ン	1	3
そ の 他	-	-
合 計	2,192,253	2,198,274

(2) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位：件、百万円、%)

区 分		2021年度末		2022年度末	
			占率		占率
大 企 業	貸付先数	172	74.8	171	72.8
	金 額	1,419,005	88.7	1,410,418	87.0
中 堅 企 業	貸付先数	-	-	-	-
	金 額	-	-	-	-
中 小 企 業	貸付先数	58	25.2	64	27.2
	金 額	180,181	11.3	210,757	13.0
国 内 企 業 向 け	貸付先数	230	100.0	235	100.0
	金 額	1,599,187	100.0	1,621,176	100.0

(注)1. 規模の区分は業種により以下のとおり定義しています。

業 種	①②の②、③、④を 除く企業規模		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大 企 業	常雇する 従業員 300人以上	資本金 10億円以上	常雇する 従業員 50人超	資本金 10億円以上	常雇する 従業員 100人超	資本金 10億円以上	常雇する 従業員 100人超	資本金 10億円以上
中 堅 企 業	50人かつ 10億円未満	資本金3億円超 10億円未満	50人かつ	資本金5千万円超 10億円未満	100人かつ	資本金5千万円超 10億円未満	100人かつ	資本金1億円超 10億円未満
中 小 企 業	資本金3億円以下または 常雇する従業員300人以下		資本金5千万円以下または 常雇する従業員50人以下		資本金5千万円以下または 常雇する従業員100人以下		資本金1億円以下または 常雇する従業員100人以下	

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の重複者数をいい、貸付件数ではありません。

3. 従業員数及び資本金額は、資料作成時点で当社が把握しているものによります。

4. サービス業は、「物品賃貸業」、「学術研究・専門・技術サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業・娯楽業」、「教育・学習支援業」、「医療・福祉」、及び「その他のサービス」で構成されます。

5. 規模の区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金（業種別、設備資金新規貸出）」の規模区分に準拠しています。

住友生命保険相互会社

(3) 貸付金残存期間別残高

<2021年度末>

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
変 動 金 利	51,089	1,402	8,588	44,667	68,061	61,465	6,000	241,274
固 定 金 利	354,287	200,459	240,690	169,380	195,216	546,748	-	1,706,782
一般貸付計	405,377	201,862	249,279	214,047	263,277	608,213	6,000	1,948,057

<2022年度末>

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
変 動 金 利	50,914	5,662	48,099	13,199	68,483	91,231	6,000	283,591
固 定 金 利	259,049	233,306	226,014	130,227	274,284	556,926	-	1,679,809
一般貸付計	309,963	238,969	274,114	143,427	342,768	648,157	6,000	1,953,401

住友生命保険相互会社

(4) 貸付金業種別内訳

(単位: 百万円, %)

区 分		2021年度末		2022年度末	
		金 額	占率	金 額	占率
国内向け		175,950	9.0	163,498	8.3
	食料	12,014	0.8	14,014	0.7
	繊維	900	0.0	900	0.0
	木材・木製品	400	0.0	400	0.0
	パルプ・紙	14,750	0.8	16,700	0.9
	印刷	-	-	-	-
	化学	24,515	1.3	28,316	1.3
	石油・石炭	29,080	1.5	25,800	1.3
	金属・土石	8,594	0.4	10,056	0.5
	鉄鋼	32,300	1.7	18,100	0.9
	非鉄金属	4,650	0.2	4,650	0.2
	金製品	1,064	0.1	1,021	0.1
	はん用・生産用・業務用機械	12,468	0.6	12,847	0.7
	電気機械	19,570	1.0	16,130	0.8
	輸送用機械	14,606	0.7	15,542	0.8
	その他の製造業	1,040	0.1	1,020	0.1
	農業、林業	-	-	-	-
	漁業	-	-	-	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
	建設業	5,361	0.3	10,487	0.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	236,505	12.1	241,496	12.3
海外向け	情報通信業	25,000	1.3	20,990	1.1
	運輸業、郵便業	164,714	8.5	169,956	8.7
	卸売業	367,700	18.9	339,500	17.3
	小売業	5,581	0.3	4,990	0.3
	金融業、保険業	345,187	17.7	396,523	20.2
	不動産業	180,010	9.2	189,359	9.6
	物品賃貸業	111,472	5.7	107,232	5.5
	学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-
	宿泊業	-	-	-	-
	飲食業	-	-	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-
	教育、学習支援業	-	-	-	-
	医療・福祉	-	-	-	-
	その他のサービス	8,727	0.4	8,000	0.4
	地方公共団体	-	-	-	-
	個人(住宅・消費・納税資金等)	1,938	0.1	1,618	0.1
	合 計	1,856,264	95.3	1,822,288	92.8
海外向け	政府等	-	-	-	-
	金融機関等	91,792	4.7	141,112	7.2
	産業等	-	-	-	-
	合 計	91,792	4.7	141,112	7.2
	一般貸付計	1,948,057	100.0	1,963,401	100.0

(注) 1. 国内向けの区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の業種分類に準拠しています。

2. 「国内向け貸付の合計」ならびに「一般貸付計」には日本国政府向け貸出を含みます。

(2021年度末 2,281億円、2022年度末 1,696億円)

住友生命保険相互会社

(5) 貸付金担保別内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2021年度末		2022年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
担 保 貸 付	11,889	0.6	10,732	0.5
有 価 証 券 担 保 貸 付	-	-	-	-
不動産・動産・財団担保貸付	11,889	0.6	10,732	0.5
指名債権担保貸付	-	-	-	-
保 証 貸 付	13,104	0.7	12,656	0.6
信 用 貸 付	1,921,126	98.6	1,938,394	98.7
そ の 他	1,936	0.1	1,618	0.1
一 般 貸 付 計	1,948,057	100.0	1,963,401	100.0
うち劣後特約付貸付	116,000	6.0	125,800	6.4

(6) 貸付金地域別内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2021年度末		2022年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
北 海 道	9,798	0.5	9,266	0.5
東 北	18,521	1.0	17,110	0.9
関 東	1,534,505	82.8	1,502,644	82.5
中 部	97,300	5.2	97,100	5.3
近 畿	139,838	7.5	140,366	7.7
中 国	15,235	0.8	15,112	0.8
四 国	5,550	0.3	5,550	0.3
九 州	33,590	1.8	33,520	1.8
合 計	1,854,328	100.0	1,820,670	100.0

(注)1. 個人ローン、移居住宅貸付、保険約款貸付等を含みません。

2. 地域区分は、資料作成時点で当社が把握している貸付先の本社所在地によります。

住友生命保険相互会社

c. 海外投融資の状況

(1) 資産別明細

ア. 外貨建資産

(単位: 百万円、%)

区 分	2021年度末		2022年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
公 社 債	9,771,179	65.8	7,046,502	58.0
株 式 等	2,354,182	15.8	2,083,495	17.2
現 預 金・その他	535,141	3.6	624,015	5.1
外 貨 建 資 産 計	12,660,503	85.2	9,754,013	80.3

イ. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位: 百万円、%)

区 分	2021年度末		2022年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
貸 付 金	185,118	1.2	236,846	2.0
現 預 金・その他	3,132	0.0	3,244	0.0
円 貨 額 が 確 定 し た 外 貨 建 資 産 計	188,251	1.3	240,091	2.0

ウ. 円貨建資産

(単位: 百万円、%)

区 分	2021年度末		2022年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
公 社 債	1,600,160	10.8	1,834,058	15.1
株 式 等	388,794	2.6	271,013	2.2
そ の 他	15,817	0.1	40,272	0.3
円 貨 建 資 産 計	2,004,772	13.5	2,145,344	17.7

エ. 合計

(単位: 百万円、%)

区 分	2021年度末		2022年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
海 外 投 融 資	14,853,528	100.0	12,139,449	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

住友生命保険相互会社

(2) 海外投融資の地域別構成

(単位: 百万円、%)

区 分		2021年度末				2022年度末			
		外国証券	公社債	株式等	非居住者 貸付	外国証券	公社債	株式等	非居住者 貸付
北 米	金額	4,594,949	3,720,505	874,444	91,792	4,298,366	3,771,103	527,263	141,112
	占率	34.8	34.7	36.1	100.0	40.6	45.1	23.8	100.0
ヨーロッパ	金額	3,465,522	3,400,825	64,697	-	1,828,123	1,709,754	118,368	-
	占率	26.2	31.7	2.6	-	17.3	20.4	5.4	-
オセアニア	金額	973,046	973,046	-	-	630,571	630,571	-	-
	占率	7.4	9.1	-	-	6.0	7.5	-	-
ア ジ ア	金額	215,271	60,197	165,073	-	161,532	2,019	159,512	-
	占率	1.6	0.6	6.2	-	1.5	0.0	7.2	-
中 南 米	金額	3,608,286	2,214,173	1,394,112	-	3,460,631	2,043,421	1,407,210	-
	占率	27.3	20.6	56.0	-	32.6	24.4	63.6	-
中 東	金額	-	-	-	-	-	-	-	-
	占率	-	-	-	-	-	-	-	-
アフリカ	金額	3,565	3,565	-	-	3,533	3,533	-	-
	占率	0.0	0.0	-	-	0.0	0.0	-	-
国際機関	金額	358,253	358,253	-	-	209,692	209,692	-	-
	占率	2.7	3.3	-	-	2.0	2.5	-	-
合 計	金額	13,218,894	10,730,565	2,488,328	91,792	10,582,451	8,370,096	2,212,355	141,112
	占率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注)1. 本表は発行会社の国籍に基づき作成されています。

2. 中南米向け外国証券は、その大部分が中南米に設立されたS P C(特別目的会社)が発行する債券、または海外投資信託等であり、発行会社の国籍に基づき中南米に分類されているものの、実質的には日本や北米・ヨーロッパ・アジア・オセアニア地域等への投資です。

(3) 外貨建資産の通貨別構成

(単位: 百万円、%)

区 分	2021年度末		2022年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
米 ド ル	7,573,450	59.8	7,314,169	75.0
豪 ド ル	1,656,420	13.1	916,665	9.4
ユ ー ロ	2,566,665	20.3	905,311	9.3
ニュージーランドドル	385,779	3.0	244,187	2.5
カナダドル	218,115	1.7	211,719	2.2
ベトナムドン	52,257	0.4	52,260	0.5
中 国 元	109,231	0.9	50,381	0.5
シンガポールドル	37,004	0.3	41,183	0.4
インドネシアルピア	15,722	0.1	15,722	0.2
ポーランドズロチ	31,532	0.2	2,394	0.0
メキシコペソ	14,298	0.1	-	-
その他の	24	0.0	16	0.0
合 計	12,660,503	100.0	9,754,013	100.0

住友生命保険相互会社

2. 個人変額保険・変額個人年金保険 特別勘定

a. 売買目的有価証券の評価損益

(1) 個人変額保険

(単位:百万円)

区 分	2021年度末		2022年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売買目的有価証券	59,314	12,039	55,474	9,821

(2) 変額個人年金保険

(単位:百万円)

区 分	2021年度末		2022年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売買目的有価証券	48,847	4,178	36,711	2,084

b. 金銭の信託の時価情報

個人変額保険、変額個人年金保険ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

c. デリバティブ取引の時価情報

(1) 個人変額保険

(株式関連)

(単位:百万円)

区分	種 類	2021年度末				2022年度末			
		契約額等		時 価	差損益	契約額等		時 価	差損益
			うち1年経				うち1年経		
取引所	株価指数先物								
	売建	294	-	△0	△0	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計					△0				-

(通貨関連)

(単位:百万円)

区分	種 類	2021年度末				2022年度末			
		契約額等		時 価	差損益	契約額等		時 価	差損益
			うち1年経				うち1年経		
店頭	為替予約								
	売建	611	-	1	1	142	-	△2	△2
	(米ドル)	300	-	2	2	-	-	-	-
	(ユーロ)	258	-	△1	△1	142	-	△2	△2
	(豪ドル)	10	-	0	0	-	-	-	-
	(カナダドル)	9	-	0	0	-	-	-	-
	(英ポンド)	27	-	0	0	-	-	-	-
	(ノルウェー kroner)	2	-	△0	△0	-	-	-	-
	(ポーランド zloty)	2	-	△0	△0	-	-	-	-
	買建	113	-	0	0	142	-	2	2
	(米ドル)	51	-	0	0	-	-	-	-
	(ユーロ)	61	-	0	0	142	-	2	2
合 計					1				△0

(注) 外貨建全額債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建全額債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

住友生命保険相互会社

(2) 変額個人年金保険

(株式関連)

(単位：百万円)

区分	種 類	2021年度末			2022年度末		
		契約額等		時価	契約額等		時価
		うち1年超			うち1年超		
取引所	株価指数先物						
	売建	-	-	-	-	-	-
	買建	875	-	107	449	-	7
合 計				107			7

(通貨関連)

(単位：百万円)

区分	種 類	2021年度末			2022年度末		
		契約額等		時価	契約額等		時価
		うち1年超			うち1年超		
店頭	為替予約						
	売建	108	-	△0	64	-	△1
	(米ドル)	34	-	△0	-	-	-
	(ユーロ)	73	-	△0	64	-	△1
	買建	108	-	0	64	-	1
	(米ドル)	35	-	0	-	-	-
	(ユーロ)	72	-	0	64	-	1
合 計				0			0

(注)外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

住友生命保険相互会社

3. 会社計

a. 資産の構成（会社計）

（1）資産の構成

（単位：百万円、％）

区 分	2021年度末		2022年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	1,144,510	3.1	2,176,849	6.2
買 入 金 銭 債 権	310,140	0.9	407,646	1.2
金 銭 の 信 託	4,914	0.0	14,990	0.0
有 価 証 券	31,362,641	86.1	28,829,411	81.7
公 社 債	14,767,636	40.5	15,187,946	43.0
株 式	2,595,648	7.1	2,456,106	7.0
外 国 証 券	13,470,574	37.0	10,831,959	30.7
公 社 債	10,834,516	29.7	8,455,063	24.0
株 式 等	2,636,058	7.2	2,376,895	6.7
そ の 他 の 証 券	528,781	1.5	353,398	1.0
貸 付 金	2,192,253	6.0	2,198,274	6.2
保 険 約 款 貸 付	244,196	0.7	234,873	0.7
一 般 貸 付	1,948,057	5.3	1,963,401	5.6
不 動 産	556,472	1.5	588,024	1.7
う ち 投 資 用	392,177	1.1	403,356	1.1
繰 延 税 金 資 産	288,586	0.8	493,008	1.4
そ の 他	584,728	1.6	590,827	1.7
貸 倒 引 当 金	△925	△0.0	△867	△0.0
会 社 計	36,443,323	100.0	35,298,166	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	12,907,664	35.4	10,019,114	28.4

（注）「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

（2）資産の増減

（単位：百万円）

区 分	2021年度	2022年度
	金 額	金 額
現預金・コールローン	△246,283	1,032,339
買 入 金 銭 債 権	△255,002	97,505
金 銭 の 信 託	4,914	10,076
有 価 証 券	898,759	△2,533,230
公 社 債	39,242	420,309
株 式	△27,817	△139,541
外 国 証 券	826,914	△2,638,615
公 社 債	207,786	△2,379,453
株 式 等	619,127	△259,162
そ の 他 の 証 券	60,421	△175,382
貸 付 金	246,735	6,021
保 険 約 款 貸 付	△14,353	△9,322
一 般 貸 付	261,088	15,343
不 動 産	△936	31,551
う ち 投 資 用	△2,027	11,178
繰 延 税 金 資 産	220,230	204,421
そ の 他	174,154	6,098
貸 倒 引 当 金	△35	58
会 社 計	1,042,536	△1,145,157
う ち 外 貨 建 資 産	867,208	△2,888,550

（注）「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

b. 有価証券の時価情報（会社計）

（1）売買目的有価証券の評価損益

（単位：百万円）

区 分	2021年度末		2022年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売買目的有価証券	646,559	△6,819	619,170	△19,521

（注）本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

（2）有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）

（単位：百万円）

区 分	2021年度末					2022年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
			差益	差損	差損			差益	差損	差損
換据保有目的の債券	1,599,177	1,812,094	242,917	242,925	△8	1,831,156	1,729,970	196,413	196,637	△124
責任準備金対応債券	12,514,443	13,598,489	1,082,046	1,377,927	△195,882	13,192,905	13,810,812	417,707	975,068	△557,360
子会社・関連会社株式	92,238	93,879	1,441	1,441	-	93,077	46,828	△7,451	-	△7,451
その他の有価証券	15,177,316	16,387,386	1,210,069	1,599,191	△389,121	12,861,722	13,250,150	388,428	1,399,932	△934,604
公 社 債	2,752,734	2,709,967	△42,767	44,159	△86,927	3,025,881	2,833,870	△192,011	34,902	△226,913
株 式	1,155,190	2,297,231	1,142,041	1,181,568	△39,527	1,065,155	2,118,405	1,053,250	1,094,863	△31,573
外 国 証 券	10,149,382	10,231,970	82,488	335,724	△253,236	7,703,747	7,207,489	△496,257	180,382	△656,640
公 社 債	8,481,174	8,457,396	△23,777	181,543	△185,421	6,159,486	5,788,864	△370,622	95,914	△466,736
株 式 等	1,688,207	1,774,473	86,266	154,081	△67,815	1,544,369	1,418,624	△125,435	84,468	△199,903
その他の証券	411,007	435,347	24,340	32,845	△8,504	348,187	251,419	△96,768	19,868	△16,396
買入金銀債権	188,102	192,123	4,021	4,891	△870	296,510	296,712	201	3,236	△3,034
預託性預金	520,900	520,944	△44	-	△44	542,300	542,253	△46	-	△46
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	29,313,176	31,949,949	2,636,473	3,131,486	△595,013	27,658,862	28,935,969	977,097	2,476,535	△1,499,540
公 社 債	14,983,186	15,651,386	1,088,199	1,323,856	△235,656	15,106,812	15,536,927	387,824	1,016,901	△649,376
株 式	1,155,190	2,297,231	1,142,041	1,181,568	△39,527	1,065,155	2,118,958	1,053,994	1,094,863	△31,858
外 国 証 券	12,474,789	12,752,715	277,925	575,323	△300,398	10,337,417	9,890,578	△446,838	351,969	△798,828
公 社 債	10,734,343	10,934,581	190,217	422,801	△232,583	8,740,918	8,426,880	△314,237	287,821	△601,758
株 式 等	1,740,446	1,828,153	87,707	155,522	△67,815	1,596,499	1,459,897	△136,601	84,468	△197,069
その他の証券	411,007	435,347	24,340	32,845	△8,504	348,187	251,419	△96,768	19,868	△16,396
買入金銀債権	188,102	192,123	4,021	4,891	△870	296,510	296,712	201	3,236	△3,034
預託性預金	520,900	520,944	△44	-	△44	542,300	542,253	△46	-	△46
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（注）1.本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2.市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	2021年度末	2022年度末
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	743,750	789,941
そ の 他 有 価 証 券	134,191	198,522
国 内 株 式	19,990	21,414
外 国 株 式	34,558	34,559
そ の 他	79,642	142,548
合 計	877,942	988,463

住友生命保険相互会社

c. 金銭の信託の時価情報（会社計）

（単位：百万円）

区 分	2021年度末					2022年度末				
	貸借対照表計上額	時価	換算益	増益	減損	貸借対照表計上額	時価	換算益	増益	減損
金 銭 の 信 託	4,914	4,914	-	-	-	14,990	14,990	-	-	-

(注)時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

・運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

区 分	2021年度末		2022年度末	
	貸借対照表計上額	市場の価値に等しいに 評価資産	貸借対照表計上額	市場の価値に等しいに 評価資産
運 用 目 的 の 信 託	4,914	393	14,990	28

・運用目的以外の金銭の信託

2021年度末、2022年度末ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

d. デリバティブ取引の時価情報（会社計）

【定性的情報】

（１）取引の内容

当社では、資産運用方針および運用する資金特性に応じて、以下のデリバティブ取引を活用しています。

	取引所取引	店頭取引
金利派生商品	—	金利スワップ、金利スワップション
為替派生商品	—	為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
株式派生商品	株価指数先物、株価指数オプション	個別株オプション、株価指数オプション、 株価指数先渡
債券派生商品	債券先物、債券先物オプション	債券現物オプション
その他	—	マルチ・アセット指数オプション

（２）取組方針

当社では、主に保有する資産または負債の価値が変動するリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を活用しています。

また、運用する資金特性にそぐわないデリバティブ取引（例えば、原資産の価格変動に対する当該取引時価の変動率が大きいレバレッジの高い取引等）は行わないこととしています。

（３）利用目的

当社では、外貨建資産に係る為替リスク等の回避を目的としたヘッジ取引、もしくはリスクを一定範囲内に限定したデリバティブ取引を行っています。

なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用しています。

（４）リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引には、現物資産と同様に、市場リスクと信用リスクがあります。

ア. 市場リスク

金利、株価、為替等の市場の変動およびキャッシュフローの変動によって保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。

イ. 信用リスク

与信先の信用状態の変化により保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。（デリバティブ取引の取引相手先のデフォルト（債務不履行）により、保有するポジションから期待する経済効果を得られないリスクを含みます。）

（５）リスク管理体制

ア. リスク管理の基本方針

保有する資産または負債に対して効果的にデリバティブ取引が活用されているか、また、投資案件ごとに設定した運用方針、運用ルール、報告体制が遵守されているか等を定期的に確認することで、リスクの顕在化を未然に防止することをリスク管理の基本としています。

住友生命保険相互会社

イ. リスク管理部署

収益部門から独立した資産運用リスク管理部署が、デリバティブ取引のリスク状況を株式、債券等原資産と合わせて管理しています。

ウ. リスク管理規定

「資産運用リスク管理方針」および「資産運用リスク管理規程」において、デリバティブ取引についての利用目的、取組対象、およびリスク管理体制等を規定しています。また、資産運用部門の細則等において、各部それぞれの役割に応じた具体的な取組みを規定しています。

エ. リスク管理

ヘッジ取引を行う場合は、ヘッジ対象である原資産とヘッジ手段としてのデリバティブ取引を合わせてリスクを定量的に把握・分析・管理しています。

ヘッジ取引に該当しない取引を行う場合は、取引限度額、許容リスク量を設定するとともにロス・カット・ルールを策定し、ポジション状況、リスク状況および損益状況を管理しています。

(6) 定量的情報に関する補足説明**ア. デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況**

債権債務の関係が法的に相殺可能である契約については、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮したネットベースのカレント・エクスポージャー方式で信用リスク相当額を算出しています。

(単位：億円)

	契約金額・想定元本額		信用リスク相当額	
	2022年3月末	2023年3月末	2022年3月末	2023年3月末
金利スワップ				
金利スワップション(買建)	1,028	1,111	122	182
為替予約	127,509	119,107	4,118	2,847
通貨スワップ				
通貨オプション(買建)	6,684	15,348	891	1,103
株式オプション(買建)				
株価指数先渡	660	5,471	39	328
マルチ・アセット指数オプション(買建)	1,439	1,861	162	215
合 計			1,497	1,394

(注1) 契約金額・想定元本額は、取引を執行する際の計算基礎として位置付けられているものであり、リスク量を表す指標ではありません。

(注2) 取引種類別の信用リスク相当額は、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮しないグロスベースのカレント・エクスポージャー方式で算出しており、合計(ネットベースのカレント・エクスポージャー方式にて算出)とは一致しません。

イ. 差損益に関する補足説明

ヘッジ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を明確にした上で取り組んでおり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の損益を単独で認識するのではなく、ヘッジ対象としての資産・負債の損益と合算して認識する必要があります。

したがって、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体として管理することで、為替変動リスク、金利変動リスク等が減殺されている効果を確認しています。

住友生命保険相互会社

【定量的情報】

(1) 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）（会社計）

(単位：百万円)

区 分	2021年度末						2022年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
ヘッジ会計適用分	5,768	△555,980	-	-	-	△550,211	4,015	△290,474	-	-	-	△286,459
ヘッジ会計非適用分	△568	△75,005	△7,310	△1,133	△762	△85,580	1,147	△209,356	△2,806	776	△1,129	△202,967
合 計	5,200	△631,785	△7,310	△1,133	△763	△635,792	5,163	△491,030	△2,806	776	△1,129	△489,426

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2021年度末通貨関連 △585,471百万円、2022年度末通貨関連 △229,955百万円となっています。

(2) 金利関連（会社計）

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

区分	種 類	2021年度末				2022年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取／変動金利支払	47,500	47,500	△588	△588	32,500	32,500	1,147	1,147
	合 計				△588				1,147

(注)差損益欄には、時価を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	2021年度末			2022年度末		
			契約額等		時価	契約額等		時価
			うち1年超			うち1年超		
繰延ヘッジ	金利スワップ	貸付金						
	固定金利受取／変動金利支払		11,500	11,500	△14	19,500	2,500	△11
	金利スワップ	保険負債						
	固定金利受取／変動金利支払		77,500	77,500	△5,038	217,500	217,500	△13,146
特別処理	金利スワップ	貸付金						
	固定金利受取／変動金利支払		80	38	0	735	710	0
	固定金利支払／変動金利受取		91,792	91,792	10,820	100,147	100,147	17,173
合 計					5,768			4,015

住友生命保険相互会社

(3) 通貨関連（会社計）

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区 分		2021年度末				2022年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	為替予約								
	売建	2,215,532	-	△221,515	△221,515	3,023,404	-	△252,498	△252,498
	(米ドル)	983,209	-	△118,453	△118,453	1,829,512	-	△123,913	△123,913
	(ユーロ)	982,809	-	△29,456	△29,456	1,280,422	-	△124,993	△124,993
	(豪ドル)	619,509	-	△60,875	△60,875	401,862	-	△4,138	△4,138
	買建	2,040,665	-	147,989	147,989	3,024,394	-	54,022	54,022
	(米ドル)	989,700	-	47,798	47,798	1,697,932	-	10,414	10,414
	(ユーロ)	1,034,799	-	60,119	60,119	1,327,349	-	47,940	47,940
	(豪ドル)	435,776	-	37,184	37,184	996,207	-	△5,848	△5,848
	通貨オプション								
	売建								
	コール	120,000	-			83,200	-		
	(米ドル)	(313)	-	2,189	△1,866	(878)	-	256	422
		120,000	-			83,200	-		
		(313)	-	2,189	△1,866	(878)	-	256	422
	買建								
	プット	100,000	-			914,650	-		
(米ドル)	(422)	-		△422	(3,933)	-	1,632	△2,301	
	100,000	-			914,650	-			
	(422)	-		△422	(3,933)	-	1,632	△2,301	
合 計					△76,805			△200,355	

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、為替予約については時価を記載し、

オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ 対象	2021年度末			2022年度末		
			契約額等		時価	契約額等		時価
			うち1年超			うち1年超		
時価ヘッジ	為替予約	外貨建資産						
	売建		7,894,713	3,363,811	△585,471	4,762,898	702,883	△229,955
	(米ドル)		3,829,723	1,656,305	△318,481	3,181,135	663,063	△168,062
	(ユーロ)		2,546,059	1,265,539	△126,821	872,598	-	△51,356
	(豪ドル)		1,159,427	441,967	△114,262	524,937	27,290	△10,483
繰延ヘッジ	通貨スワップ	外貨建資産	37,806	37,806	△5,352	37,806	35,351	△7,039
	(米ドル)		35,351	35,351	△5,057	35,351	35,351	△5,634
	(ユーロ)		2,454	2,454	△294	2,454	-	△405
裏当処理	通貨スワップ	外貨建資産	185,118	185,118	△15,141	236,846	230,642	△29,226
	(米ドル)		185,118	185,118	△15,141	236,846	230,642	△29,226
	通貨スワップ	外貨建負債	345,510	345,510	49,984	345,510	246,030	65,546
	(米ドル)		345,510	345,510	49,984	345,510	246,030	65,546
合 計					△555,980			△200,674

住友生命保険相互会社

(4) 株式関連（会社計）

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位：百万円)

区分	種 類	2021年度末				2022年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物								
	売 建	83,809	-	△6,326	△6,326	7,576	-	△77	△77
	買 建	6,044	-	408	408	60,783	-	1,104	1,104
店頭	株価指数オプション								
	売 建								
	コール	-	-	-	-	40,000	-		
		(-)				(1,046)		390	656
	買 建	66,000	-			547,130	-		
	プット	(1,392)		0	△1,391	(4,936)		445	△4,489
合 計					△7,810				△2,896

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、

オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2021年度末、2022年度末ともに残高がないため、記載していません。

(5) 債券関連（会社計）

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位：百万円)

区分	種 類	2021年度末				2022年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	債券先物								
	買 建	66,423	-	△1,133	△1,133	33,788	-	776	776
合 計					△ 1,133				776

(注)差損益欄には、時価を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2021年度末、2022年度末ともに残高がないため、記載していません。

(6) その他（会社計）

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位：百万円)

区分	種 類	2021年度末				2022年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	マルチ・アセット指数オプション								
	売 建								
	コール	136,109	-	187	227	97,681	-	182	106
		(414)				(291)			
	買 建	143,926	-	1,892	△990	186,144	-	2,906	△1,228
	コール	(2,882)				(4,144)			
合 計					△762				△1,129

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2021年度末、2022年度末ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

連結財務諸表についての監査人の監査報告書(※)

※当社は、連結財務諸表の監査の透明性を高める観点から、任意で「監査上の主要な検討事項」の報告を受けております。

監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年5月18日

住友生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽太 典明
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辰巳 幸久
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中山 卓弥
--------------------	-------	-------

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、住友生命保険相互会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友生命保険相互会社及び連結子法人等の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

責任準備金計上額の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
住友生命保険相互会社の連結財務諸表において、責任準備金34,848,109百万円が計上されている。このうち、親会社である住友生命保険相互会社の責任準備金残高は28,305,473百万円であり連結総負債の68%に相当する重要な割合を占めている。 連結貸借対照表注記12.に記載されているとおり、住友生命保険相互会社の責任準備金は保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため保険業法及び関連する規制に従い、金融庁に認可を受けた保険料及び責任準備金の算出方法書に定められた保険数理計算に基づいて算定されている。また、保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要がある。 責任準備金は、長期にわたる将来発生するキャッシュ・フローについて性別・年齢別等の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づき計算される。責任準備金の計算式は非常に複雑で専門性を要するため、新商品開発時及び既存商品の予定発生率等の改定時におけるシステムへの反映の正当性（責任準備金が算出方法書どおりに計算されること）検証や事業年度末の計算結果の検証には経験を有する社内のアクチュアリーが関与している。 また、保険計理人による責任準備金の積立水準の十分性を確認する将来収支分析では、複数のシナリオのもとに将来の収支を予測することによって、会社が将来の保険金などの支払能力を維持し得るかどうかを保険計理人が判断する。将来収支分析は、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となる。経営者は、保険計理人による将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定する。 以上から、当監査法人は、住友生命保険相互会社に係る責任準備金計上額の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、住友生命保険相互会社の責任準備金計上額の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。なお、監査手続の実施にあたっては、当監査法人の保険数理の専門家及びITシステムの専門家を利用した。 (1) 内部統制の評価 責任準備金計上額の妥当性に関連するプロセスについて、当監査法人のITシステムの専門家を利用し内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に以下に焦点を当てた。 ① 責任準備金の正確性 - 保険数理部門において、責任準備金計算システムへの反映の正当性を検証していること - 情報システム部門において開発された責任準備金計算システムにより、責任準備金計上額を正確に計算するシステム統制が有効に機能していること - 保険数理部門において、全ての保険契約に対して責任準備金が網羅的に計上されていることを検証していること - 保険数理部門において、責任準備金計上額の計算結果についてサンプル抽出により再計算し正確性を検証していること ② 責任準備金の積立水準の十分性 - 将来収支分析に係る保険計理人の意見書に基づき、経営者が責任準備金の計上額を決定していること (2) 責任準備金計上額の妥当性の検討 当監査法人は、当監査法人の保険数理の専門家及びITシステムの専門家を利用して、住友生命保険相互会社が計上した責任準備金計上額の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。 ① 責任準備金の正確性 - 当連結会計年度に新たに販売された保険商品及び当連結会計年度から標準責任準備金制度の対象となった外貨建保険の責任準備金について、算出方法書に従い再計算し、結果が一致していることを検証した。 - 過年度からの責任準備金の増減と当連結会計年度の保険料、保険金、事業費等との整合性を検討した。 - 責任準備金計算システムで使用する期末の保険契約データと保険契約システム上の契約異動データから作成した期末の保険契約データとの整合性を検討した。 ② 責任準備金の積立水準の十分性

監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

	• 保険計理人の意見書の閲覧及び保険計理人への質問により、将来収支分析について、関連する法令や「生命保険会社の保険計理人の実務基準」（公益社団法人日本アクチュアリー会）に基づいて行われていることを検討した。 • 組織規程及び保険計理人規程の閲覧並びに保険計理人への質問により、保険計理人が職務遂行上必要な権限を取締役会から付与されていること及び保険計理人が収益部門、収益管理部門及び商品開発部門から独立していることを確かめた。 • 経営者への質問及び責任準備金に係る決裁書を閲覧し、経営者が保険計理人による責任準備金の積立水準の十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定していることを確かめた。
--	--

監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した連結財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、保険業法第110条第2項の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、住友生命保険相互会社の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告とした住友生命保険相互会社の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、住友生命保険相互会社が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結財務諸表の作成方針

記載項目	
(1) 連結の範囲に関する事項	連結子会社及び子法人等数 27社 主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネジメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング、株式会社保険デザイン、アイアル少額短期保険株式会社、スミセイ・アセット・マネジメント株式会社、Symetra Financial Corporation です。 なお、当連結会計年度にスミセイ・アセット・マネジメント株式会社を新規設立したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。また、Symetra Financial Corporationの子会社1社を新規設立したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。 Symetra Financial Corporationの子会社2社は、当連結会計年度に解散したため、連結の範囲から除いております。 主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合です。 非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。
(2) 持分法の適用に関する事項	持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0社 持分法適用関連法人等数 10社 主な持分法適用関連法人等は、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループ、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insurance、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. です。 持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合他）並びに関連法人等（日本企業年金サービス株式会社）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

記載項目	
(3)連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項	連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は12月31日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
(4)のれんの償却に関する事項	のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、20年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。 ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

2022年度（2023年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 及 び 預 貯 金	1,565,736	保 険 契 約 準 備 金	35,233,129
コ ー ル ロ ー ン	847,388	支 払 備 金	169,352
買 入 金 銭 債 権	407,646	責 任 準 備 金 等	34,848,109
金 銭 の 信 託	14,990	社 員 配 当 準 備 金	215,667
有 価 証 券	33,598,005	再 保 険 借	12,643
貸 付 金	3,175,130	社 債	428,417
有 形 固 定 資 産	598,313	そ の 他 負 債	5,361,612
土 地	385,089	売 現 先 勘 定	3,110,297
建 物	198,570	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	67,438
リ ー ス 資 産	2,128	そ の 他 の 負 債	2,183,877
建 設 仮 勘 定	5,169	退 職 給 付 に 係 る 負 債	4,133
その他の有形固定資産	7,355	価 格 変 動 準 備 金	849,771
無 形 固 定 資 産	234,084	繰 延 税 金 負 債	5
ソ フ ト ウ ェ ア	38,591	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	12,466
の れ ん	40,085	負 債 の 部 合 計	41,902,180
その他の無形固定資産	155,407		
代 理 店 貸	151	（ 純 資 産 の 部 ）	
再 保 険 貸	12,480	基 金 償 却 積 立 金	639,000
そ の 他 資 産	1,588,901	再 評 価 積 立 金	2
退 職 給 付 に 係 る 資 産	35,837	連 結 剰 余 金	155,000
繰 延 税 金 資 産	588,114	基 金 等 合 計	794,002
貸 倒 引 当 金	△ 4,373	その他の有価証券評価差額金	5,564
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 13,063
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 59,645
		為 替 換 算 調 整 勘 定	28,216
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	5,005
		その他の包括利益累計額合計	△ 33,921
		非 支 配 株 主 持 分	147
		純 資 産 の 部 合 計	760,227
資 産 の 部 合 計	42,662,408	負債及び純資産の部合計	42,662,408

2022年度 連結貸借対照表注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。
有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 当社は、保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
なお、小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）
最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約
確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
確定拠出年金保険契約及び新単位口別利率設定特約
一時払養老保険契約（一部を除く）
利率変動型終身保険（一時払）契約
個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約
個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、29百万円です。

連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

8. 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度から 8年
過去勤務費用の処理年数	3年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	306,541 百万円
勤務費用	13,601 百万円
利息費用	1,740 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	2,702 百万円
退職給付の支払額	△16,045 百万円
その他	119 百万円
期末における退職給付債務	308,660 百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	325,333 百万円
期待運用収益	3,286 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	13,084 百万円
事業主からの拠出額	5,528 百万円
退職給付の支払額	△6,870 百万円
その他	1 百万円
期末における年金資産	340,364 百万円

③ 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	306,097 百万円
年金資産	△340,364 百万円
	△34,266 百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,562 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△31,704 百万円
退職給付に係る負債	4,133 百万円
退職給付に係る資産	△35,837 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△31,704 百万円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	13,601 百万円
利息費用	1,740 百万円
期待運用収益	△3,286 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△1,710 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△245 百万円
その他	136 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	10,235 百万円

⑤ その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	8,671 百万円
過去勤務費用	△245 百万円
合計	8,425 百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	6,942 百万円
合計	6,942 百万円

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株 式	41%
生命保険一般勘定	34%
投資信託	6%
債 券	5%
その他	14%
合 計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が49%含まれています。

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	0.575%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.9%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、3,064百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

当社のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2022年3月17日 企業会計基準委員会 実務対応報告第40号）の適用範囲に含まれるヘッジ関係に、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	主に特例処理（振当処理を含む）
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	貸付金
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

12. 当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。

13. 当社の個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）の入院給付金等の支払対象を当連結会計年度中に変更したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、重症化リスクの高い方（以下「4類型」）以外のみなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。

また、診断日が2022年9月25日以前の4類型以外のみなし入院に係る額を推計するために用いた4類型のみなし入院に係る額は、診断日が2022年9月26日以降の4類型のみなし入院に係る支払額と4類型の1つである65歳以上の方のみなし入院に係る支払額の比率を診断日が2022年9月25日以前の65歳以上の方のみなし入院に係る額に乗じて推計しております。

14. 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

15. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）に基づいて識別した会計上の見積りは、次のとおりです。

(1) のれんの評価

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんは、当社による米国子会社の買収に伴い発生したのれんです。

米国子会社の買収に伴うのれんは、米国子会社の連結貸借対照表に計上され、米国会計基準 FASB Accounting Standards Codification Topic 350 「無形資産—のれん及びその他」の非公開会社の特例に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化の有無について、全社単位での判定を行い、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が50%を超えると定性的に判断した場合に、定量的な減損の検討を行います。当社は、米国子会社での判定の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の認識の判断を行っております。

減損の兆候判定及び定性評価にあたっては、マクロ経済や米国の生命保険業界の動向、米国子会社の業績及び将来の利益計画、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。また、定量的な減損の検討における公正価値の算定においては、将来の経済環境予測を踏まえた保険料収入、保険金給付率等を反映した将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

(2) 保有契約価値及び繰延新契約費の償却

当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されている無形固定資産には、米国子会社の買収に伴う保有契約価値 33,767 百万円が、その他資産には、米国子会社の繰延新契約費 241,356 百万円がそれぞれ含まれております。

保有契約価値は、米国子会社の買収時点で保有している保険契約に関して、保険契約から得られる将来利益を見積現在価値として計算し、米国子会社の連結貸借対照表に計上したものであります。また、繰延新契約費は、米国子会社の買収後の保険契約の獲得に係る費用のうち、一定の条件を満たすものを米国子会社の連結貸借対照表上、資産として認識したものであります。

保有契約価値及び繰延新契約費は、保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、将来の見積総利益の発生見込を基礎とした比率等により償却しております。将来の見積総利益の算定においては、継続率、死亡率などの主要な仮定を設定しています。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度において保有契約価値及び繰延新契約費の減価相当額が損失計上される可能性があります。

16. 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。

・「金融サービス—保険契約」（Topic944）（ASU 第2018-12号、ASU 第2022-05号）

(1) 概要

長期保険契約に係る負債の測定方法等が改正されました。

(2) 適用予定日

米国子会社において、2025年度の期末より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

適用された連結会計年度における影響は評価中です。

17. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）を当連結会計年度の期首から適用し、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。
- これに伴い、当社の保有する投資信託の時価の算定に関する取扱いについて、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が定める取扱いを適用し、投資信託の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

18. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。この他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	542,253	542,253	-
うち、その他有価証券	542,253	542,253	-
買入金銭債権	407,646	407,470	△175
うち、その他有価証券	296,712	296,712	-
金銭の信託	14,990	14,990	-
有価証券	33,101,172	33,725,052	623,880
売買目的有価証券	1,041,054	1,041,054	-
満期保有目的の債券	1,659,605	1,864,850	205,244
責任準備金対応債券	13,192,905	13,610,612	417,707
子会社株式及び関連会社株式	44,698	45,626	927
その他有価証券 ^{※1}	17,162,908	17,162,908	-
貸付金	3,175,130		
貸倒引当金 ^{※2}	△3,699		
	3,171,430	3,056,199	△115,231
社債	428,417	415,788	△12,629
デリバティブ取引 ^{※3}	(394,911)	(394,911)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(155,644)	(155,644)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(239,266)	(239,266)	-

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

(注1) 有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	公社債	337,343	358,273	20,930
	外国証券(公社債)	1,292,200	1,478,302	186,102
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	公社債	30,061	28,273	△1,787
	外国証券(公社債)	-	-	-
合計		1,659,605	1,864,850	205,244

② 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	公社債	8,258,437	9,228,002	969,564
	外国証券(公社債)	169,561	175,065	5,504
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	公社債	3,645,235	3,222,896	△422,338
	外国証券(公社債)	1,119,669	984,647	△135,021
合計		13,192,905	13,610,612	417,707

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	買入金銭債権	60,329	63,565	3,236
	公社債	509,485	547,168	37,682
	株式	833,698	1,918,673	1,084,975
	外国証券	2,283,833	2,448,829	164,995
	公社債	1,982,979	2,083,506	100,527
	株式等	300,854	365,322	64,468
	その他の証券	91,605	111,263	19,658
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えないもの	譲渡性預金	542,300	542,253	△46
	買入金銭債権	236,181	233,146	△3,034
	公社債	2,626,754	2,395,660	△231,094
	株式	231,482	199,909	△31,573
	外国証券	10,507,045	9,401,247	△1,105,797
	公社債	9,263,639	8,347,745	△915,893
	株式等	1,243,405	1,053,502	△189,903
	その他の証券	156,552	140,156	△16,396
合計		18,079,268	18,001,874	△77,393

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：百万円)	
	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 ^{※1}	155,561
組合出資金等 ^{※2}	341,270

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
譲渡性預金	542,300	-	-	-
買入金銭債権	143,051	218	302	263,839
有価証券	937,064	6,211,267	8,301,504	14,436,971
満期保有目的の債券	43,298	596,733	218,609	807,623
責任準備金対応債券	84,411	1,309,990	4,668,529	7,093,128
その他の有価証券	809,354	4,304,544	3,414,365	6,536,219
貸付金 [※]	333,445	659,476	611,500	1,325,069
社債	-	31,726	-	396,510

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
譲渡性預金	-	542,253	-	542,253
買入金銭債権	-	142,995	153,716	296,712
金銭の信託	-	-	14,990	14,990
有価証券	5,948,492	10,793,673	1,126,664	17,868,830
売買目的有価証券	673,297	367,080	676	1,041,054
その他の有価証券	5,275,194	10,426,593	1,125,987	16,827,775
国債	1,577,329	-	-	1,577,329
地方債	-	42,638	-	42,638
社債	-	1,322,510	350	1,322,860
株式	2,118,488	94	-	2,118,583
外国証券	1,526,830	8,872,285	1,125,637	11,524,752
公社債	1,506,057	7,979,876	945,319	10,431,252
株式等	20,773	892,409	180,318	1,093,500
その他の証券	52,546	189,064	-	241,610
貸付金	-	-	123,140	123,140
デリバティブ取引	2,060	207,972	7,114	217,147
通貨関連	-	150,380	1,632	152,012
金利関連	-	22,602	-	22,602
株式関連	1,280	32,083	5,482	38,846
その他	779	2,905	-	3,685
資産計	5,950,552	11,686,895	1,425,626	19,063,075
デリバティブ取引	446	609,654	1,958	612,058
通貨関連	-	573,386	256	573,642
金利関連	-	24,943	-	24,943
株式関連	446	11,141	1,701	13,290
その他	-	182	-	182
負債計	446	609,654	1,958	612,058

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は335,133百万円です。

当該投資信託の期首残高から当連結会計期間末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)	
	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	228,914
当連結会計期間の損益又はその他の包括利益	21,135
損益に計上 ^{※1}	1,495
その他の包括利益に計上 ^{※2}	19,640
購入、売却、償還等の純額	85,083
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	-
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	-
当連結会計期間末残高	335,133
当連結会計期間の損益に計上した額のうち連結貸借対照表目において保有する投資信託の評価損益	-

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

なお、当連結会計期間末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その連結貸借対照表計上額は251,835百万円です。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	110,758	110,758
有価証券	10,636,013	4,883,060	2,015	15,521,089
満期保有目的の債券	162,168	1,702,682	-	1,864,850
国債	162,168	-	-	162,168
地方債	-	17,693	-	17,693
社債	-	206,685	-	206,685
外国証券	-	1,478,302	-	1,478,302
公社債	-	1,478,302	-	1,478,302
責任準備金対応債券	10,473,291	3,135,305	2,015	13,610,612
国債	10,473,291	-	-	10,473,291
地方債	-	131,436	-	131,436
社債	-	1,846,171	-	1,846,171
外国証券	-	1,157,697	2,015	1,159,713
公社債	-	1,157,697	2,015	1,159,713
子会社株式及び関連会社株式	553	45,072	-	45,626
貸付金	-	17,690	2,915,367	2,933,058
資産計	10,636,013	4,900,751	3,028,141	18,564,906
社債	-	415,788	-	415,788
負債計	-	415,788	-	415,788

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負債

① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にブレイン・パニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報^{※1}

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
貸付金	割引現在価値法	割引率	5.8%～7.18%

※1 レベル3の時価となるもので、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものは記載しておりません。

② 期首残高から当連結会計期間末残高への調整表、当連結会計期間の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭 債権	金銭の信託	有価証券	貸付金	デリバティブ 取引 ^{※6}	合計
期首残高 ^{※1}	157,630	4,914	695,614	114,039	9,080	981,278
当連結会計期間の損益 又はその他の包括利益 損益に計上 ^{※2}	△3,816	316	21,795	△19,472	△25,859	△27,036
その他の包括利益に計上 ^{※3}	4	316	46,747	△19,472	△25,859	1,736
購入、売却、発行及び 決済等の純額	△3,820	-	△24,952	-	-	△28,772
レベル3の時価への振替 ^{※4}	△97	9,760	439,928	28,573	21,934	500,100
レベル3の時価からの振替 ^{※5}	-	-	3,558	-	-	3,558
レベル3の時価からの振替 ^{※5}	-	-	△34,232	-	-	△34,232
当連結会計期間末残高	153,716	14,990	1,126,664	123,140	5,156	1,423,668
当連結会計期間の損益に計上 した額のうち連結貸借対照表 日において保有する金融資産 及び金融負債の評価損益	-	-	△1	△12,085	△14,665	△26,752

※1 有価証券の期首残高には投資信託 167,622 百万円が含まれております。

※2 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※3 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

※4 レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※5 レベル3の時価からレベル1の時価またはレベル2の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※6 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、キャッシュ・フローの不確実性と金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。一般に、割引率の著しい上昇（下落）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

19. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は 404,931 百万円、時価は 555,699 百万円です。
 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。
 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務 1,319 百万円をその他の負債に計上しております。
20. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、783 百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。
 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額ははありません。危険債権額は、783 百万円です。
 上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、16 百万円です。
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
 債権のうち、三月以上延滞債権額ははありません。
 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
 債権のうち、貸付条件緩和債権額ははありません。
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
21. 有形固定資産の減価償却累計額は、447,479 百万円です。
22. 当社の当連結会計年度に係る有形固定資産の圧縮記帳額は、16,601 百万円です。
23. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は、790,519 百万円です。なお、負債の額も同額です。
24. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|------------------|-------------|
| 当期首現在高 | 216,226 百万円 |
| 前連結会計年度剰余金よりの繰入額 | 58,310 百万円 |
| 当連結会計年度社員配当金支払額 | 58,895 百万円 |
| 利息による増加等 | 26 百万円 |
| 当連結会計年度末現在高 | 215,667 百万円 |
25. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式等の総額は、210,804 百万円です。
26. 担保に提供している資産の額は、有価証券 3,783,409 百万円、貸付金 617,078 百万円、現金及び預貯金 1,313 百万円です。
27. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、3,991,231 百万円です。

28. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は 8,792 百万円であり、担保に差し入れているものではありません。
29. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、27,615 百万円です。
30. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が 396,510 百万円含まれています。
31. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が 170,000 百万円含まれています。
32. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ 651,076 百万円、580,731 百万円含まれています。
33. 国内の連結子会社及び子法人等における修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
34. グループ通算制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021 年 8 月 12 日 企業会計基準委員会 実務対応報告第 42 号）に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。
35. 繰延税金資産の総額は、849,394 百万円、繰延税金負債の総額は、238,021 百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、23,264 百万円です。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 412,727 百万円及び価格変動準備金 237,590 百万円です。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 116,594 百万円です。
当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は 22.1%であり、法定実効税率 27.96%との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △8.8%です。

2022年度 2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目						金 額
経常	常	収	益			4,225,499
保険	険	料	等	収	入	2,583,077
資	産	運	用	収	入	1,542,012
	利息	及	配	金	等	964,997
利	銭	の	借	託	運	287
金	価	証	券	売	却	361,890
有	価	証	券	買	入	2,076
為	の	他	運	用	差	77,386
そ	の	他	経	常	収	135,375
そ	の	他	経	常	収	100,409
経常	常	費	用			4,166,346
保	険	金	等	支	払	2,161,551
保						597,894
年						424,618
給						519,679
解						553,709
そ						65,648
責						546,040
任						5,945
支						540,067
責						26
社						816,509
員						32,319
配						68,513
当						377,965
金						8,618
積						1,221
立						235,685
利						84
息						8,954
繰						76,842
入						6,304
額						478,930
用						163,315
損						59,153
損						124,317
損						1,920
損						122,397
損						3,946
損						775
損						2,471
損						699
損						179,524
損						8,404
損						31,326
損						39,730
損						139,793
損						6
損						139,787

(2022年度連結損益計算書注記)

1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 当社の保険金等支払金は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	751 百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	1,569 百万円
	計	2,320 百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当期純剰余	139,793
その他の包括利益	△ 946,534
その他の有価証券評価差額金	△ 1,005,446
繰延ヘッジ損益	△ 10,061
為替換算調整勘定	57,026
退職給付に係る調整額	6,072
持分法適用会社に対する持分相当額	5,873
包括利益	△ 806,741
親会社に係る包括利益	△ 806,747
非支配株主に係る包括利益	6

(2022 年度連結包括利益計算書注記)

1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額及び税効果の金額は、次のとおりです。

その他有価証券評価差額金：		
当期発生額		△1,411,681 百万円
組替調整額		67,340 百万円
	税効果調整前	△1,344,340 百万円
	税効果額	338,894 百万円
	その他有価証券評価差額金	△1,005,446 百万円
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額		△8,454 百万円
組替調整額		△4,935 百万円
	税効果調整前	△13,390 百万円
	税効果額	3,328 百万円
	繰延ヘッジ損益	△10,061 百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額		57,026 百万円
組替調整額		—
	税効果調整前	57,026 百万円
	税効果額	—
	為替換算調整勘定	57,026 百万円
退職給付に係る調整額：		
当期発生額		10,381 百万円
組替調整額		△1,956 百万円
	税効果調整前	8,425 百万円
	税効果額	△2,352 百万円
	退職給付に係る調整額	6,072 百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額		6,756 百万円
組替調整額		△883 百万円
	持分法適用会社に対する持分相当額	5,873 百万円
その他の包括利益合計		△946,534 百万円

2022年度〔 2022年4月 1日から
2023年3月31日まで 〕連結キャッシュ・フロー計算書

(単位: 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益 (△は損失)	179,524
貸貸用不動産等減価償却費	8,954
減価償却費	38,442
減損損失	2,471
のれん償却額	7,470
支払備金の増減額 (△は減少)	7,789
責任準備金の増減額 (△は減少)	755,023
社員配当準備金積立利息繰入額	26
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 153
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△ 4,486
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	△ 122,397
利息及び配当金等収入	△ 964,997
有価証券関係損益 (△は益)	98,407
支払利息	32,319
為替差損益 (△は益)	△ 81,491
有形固定資産関係損益 (△は益)	△ 1,136
持分法による投資損益 (△は益)	△ 3,208
代理店貸の増減額 (△は増加)	125
再保険貸の増減額 (△は増加)	△ 10,527
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△ 1,524
再保険借の増減額 (△は減少)	△ 6,287
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△ 133,121
その他	291,642
小 計	92,866
利息及び配当金等の受取額	1,004,892
利息の支払額	△ 30,118
社員配当金の支払額	△ 58,895
その他	△ 699
法人税等の支払額	△ 52,964
営業活動によるキャッシュ・フロー	955,081
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額 (△は増加)	△ 209,419
買入金銭債権の取得による支出	△ 1,552,482
買入金銭債権の売却・償還による収入	1,451,157
金銭の信託の増加による支出	△ 9,768
有価証券の取得による支出	△ 6,988,808
有価証券の売却・償還による収入	8,800,634
貸付けによる支出	△ 913,355
貸付金の回収による収入	873,810
その他	△ 2,167,721
資 産 運 用 活 動 計	△ 715,954
(営業活動及び資産運用活動計)	(239,126)
有形固定資産の取得による支出	△ 54,824
有形固定資産の売却による収入	3,895
その他	△ 16,738
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 783,621
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	50,000
社債の償還による支出	△ 84,000
その他	89,920
財務活動によるキャッシュ・フロー	55,920
現金及び現金同等物に係る換算差額	21,305
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	248,685
現金及び現金同等物期首残高	297,861
現金及び現金同等物期末残高	546,546

2022年度 連結キャッシュ・フロー計算書注記

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、現金及び預貯金（当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金を除く）及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。

2. 資金（現金及び現金同等物）の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。

現金及び預貯金	1,565,736 百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	<u>△1,019,189 百万円</u>
資金（現金及び現金同等物）	<u>546,546 百万円</u>

3. 財務活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に米国子会社における財務活動によるキャッシュ・フローの資金調達契約の実行及び返済です。

2022年度（2022年4月1日から2022年3月31日まで）連結基金等変動計算書 （単位：百万円）												
	基金等				その他の包括利益累計額						外支配株主持分	純資産合計
	基金等増減立金	預付保増立金	連結剰余金	基金等合計	その他の包括利益累計額増減	繰上ヘッジ増減	土地再評価増減金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期末残高	639,000	2	73,458	712,461	1,015,436	△ 3,001	△ 69,581	△ 39,098	△ 1,007	912,576	141	1,835,279
当期変動額												
社員配当増減金の増立			△ 59,310	△ 59,310								△ 59,310
親会社に帰属する当期純剰余金			139,787	139,787								139,787
土地再評価増減金の減消			63	63								63
基金等以外の項目の当期末残高(純額)					△ 1,009,881	△ 10,061	△ 63	87,315	6,072	△ 946,598	5	△ 946,593
当期変動額合計	-	-	81,541	81,541	△ 1,009,881	△ 10,061	△ 63	87,315	6,072	△ 946,598	5	△ 946,593
当期末残高	639,000	2	155,000	794,002	5,664	△ 13,063	△ 59,646	28,218	5,005	△ 33,021	147	160,227

(単位:百万円)

2022年度 2022年 4月 1日から 2022年 3月31日まで 連結基金等変動計算書

内 部 統 制 報 告 書

2023年5月18日

住友生命保険相互会社

取締役 代表執行役社長 高田 幸徳

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役 代表執行役社長 高田幸徳は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準じて財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2023年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告の範囲とし、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結される子会社及び子法人等並びに持分法適用関連法人等について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社14社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社13社及び持分法適用関連法人等10社は、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社の経常収益（連結会社間取引消去後）が、連結経常収益の2/3を超えていることから、当社のみを「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「有価証券、一般貸付金、保険契約準備金」の他、「保険契約準備金」の計算に重要な影響を与える「保険料等収入」及び「保険金等支払金」を選定し、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス及び金額的な重要性の大きい勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

該当事項なし。

以 上



NEWS RELEASE

2023年8月10日
住友生命保険相互会社

2023年度第1四半期報告

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 高田 幸徳）の2023年度第1四半期（4月1日～6月30日）の業績をお知らせします。

<目 次>

1. 主要業績	1 頁
2. 資産運用の実績（一般勘定）	3 頁
3. 四半期貸借対照表	6 頁
4. 四半期損益計算書	7 頁
5. 経常利益等の明細（基礎利益）	9 頁
6. ソルベンシー・マージン比率	10 頁
7. 特別勘定の状況	11 頁
8. 保険会社及びその子会社等の状況	12 頁

以 上



1. 主要業績

a. 年換算保険料

(1) 保有契約

(単位：億円、%)

区 分	2022年度末	2023年度 第1四半期会計期間末	
			前年度末比
個 人 保 険	14,830	14,866	100.2
個 人 年 金 保 険	7,765	7,765	100.0
合 計	22,596	22,632	100.2
うち生前給付保障+医療保障等	5,611	5,625	100.3
うち生前給付保障	1,875	1,890	100.8
うち医療保障	3,662	3,664	100.0

(2) 新契約+転換純増

(単位：億円、%)

区 分	2022年度 第1四半期累計期間	2023年度 第1四半期累計期間	
			前年同期比
個 人 保 険	223	194	87.2
個 人 年 金 保 険	65	38	59.0
合 計	289	233	80.7
うち生前給付保障+医療保障等	87	87	100.2
うち生前給付保障	35	38	108.4
うち医療保障	52	49	95.2

(ご参考) 解約+失効

(単位：億円、%)

区 分	2022年度 第1四半期累計期間	2023年度 第1四半期累計期間	
			前年同期比
個 人 保 険 + 個 人 年 金 保 険	196	163	83.2

(注)1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。

2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付及び保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。

3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

住友生命保険相互会社

b. 保有契約高及び新契約高

(1) 保有契約高

(単位：千件、億円、%)

区 分	2022年度末		2023年度 第1四半期会計期間末			
	件 数	金 額	件 数	前年度末比	金 額	前年度末比
個 人 保 険	8,026	510,584	8,001	99.7	503,138	98.5
個人年金保険	3,109	145,040	3,094	99.5	144,358	99.5
個人保険＋ 個人年金保険	11,135	655,624	11,095	99.6	647,497	98.8
団 体 保 険	-	333,694	-	-	335,574	100.6
団体年金保険	-	26,999	-	-	27,386	101.4

(注)1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

3. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の保有契約高には計上しておりません。

団体3大疾病保障保険の保有契約の3大疾病保険金額は、2022年度末 3,368億円、2023年度第1四半期会計期間末 3,483億円です。

(2) 新契約高

(単位：千件、億円、%)

区 分	2022年度 第1四半期累計期間				2023年度 第1四半期累計期間					
	件 数	金 額	新契約	転換による純増加	件 数	前年同期比	金 額	前年同期比	新契約	転換による純増加
個 人 保 険	175	2,120	3,838	△1,717	200	114.4	881	41.6	3,236	△2,355
個人年金保険	23	977	984	△7	16	67.9	605	61.9	630	△25
個人保険＋ 個人年金保険	199	3,097	4,822	△1,725	217	108.9	1,486	48.0	3,866	△2,380
団 体 保 険	-	272	272	-	-	-	51	18.9	51	-
団体年金保険	-	0	0	-	-	-	0	8.4	0	-

(注)1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を加えた数値です。

2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含んでいます。

3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

4. 新契約の団体年金保険の金額は第1部収入保険料です。

5. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の新契約高には計上しておりません。

団体3大疾病保障保険の新契約の3大疾病保険金額は、2023年度第1四半期累計期間 111億円、

2023年度第1四半期累計期間 113億円です。

c. 基礎利益

(単位：億円、%)

区 分	2022年度 第1四半期累計期間	2023年度 第1四半期累計期間	前年同期比
	504	436	86.4
基 礎 利 益			

住友生命保険相互会社

2. 資産運用の実績（一般勘定）

a. 資産の構成

（単位：百万円、％）

区 分	2022年度末		2023年度 第1四半期会計期間末	
	金 額	占率	金 額	占率
現預金・コールローン	2,076,849	6.0	1,417,300	4.0
買入金銭債権	407,646	1.2	477,372	1.3
金銭の信託	14,990	0.0	17,965	0.1
有価証券	28,225,231	81.7	29,468,691	83.2
公 社 債	14,976,500	43.3	14,541,473	41.1
株 式	2,322,637	6.7	2,744,185	7.8
外 国 証 券	10,582,451	30.6	11,786,794	33.3
公 社 債	8,370,096	24.2	9,242,026	26.1
株 式 等	2,212,355	6.4	2,544,768	7.2
その他の証券	343,641	1.0	396,237	1.1
貸付金	2,198,274	6.4	2,417,514	6.8
保険約款貸付	234,873	0.7	232,382	0.7
一般貸付	1,963,401	5.7	2,185,131	6.2
不動産	588,024	1.7	648,618	1.8
うち投資用	403,356	1.2	471,845	1.3
繰延税金資産	493,008	1.4	366,089	1.0
その他	547,963	1.6	585,118	1.7
貸倒引当金	△867	△0.0	△805	△0.0
一般勘定計	34,551,122	100.0	35,397,865	100.0
うち外貨建資産	9,754,013	28.2	10,761,948	30.4

（注）「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

b. 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）

（単位：百万円）

区 分	2022年度末					2023年度 第1四半期会計期間末				
	帳簿価額	時価	変動益	差益		帳簿価額	時価	変動益	差益	
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	1,531,108	1,729,870	198,413	198,837	△124	1,530,108	1,949,953	218,946	218,915	△38
責任準備金対応債券	13,182,905	13,810,612	437,707	976,088	△667,380	13,402,186	13,811,847	409,661	984,400	△574,719
子会社・関連会社株式	59,077	45,828	△7,451	-	△7,451	59,977	45,507	△7,570	224	△7,794
その他の有価証券	12,881,722	13,350,150	368,428	1,303,032	△934,604	13,434,987	14,232,283	897,296	1,721,046	△823,750
公 社 債	3,025,881	2,839,870	△192,011	34,902	△226,913	2,942,979	2,370,857	△572,121	43,978	△216,387
株 式	1,085,125	2,118,406	1,053,280	1,084,853	△31,573	1,198,419	2,839,959	1,641,539	1,380,811	△19,671
外国証券	7,703,747	7,307,489	△496,257	180,382	△676,640	8,489,702	8,107,328	△372,374	282,044	△654,418
公 社 債	6,109,489	6,798,004	△370,822	95,914	△466,736	6,073,112	6,380,588	△292,544	189,338	△484,884
株 式 等	1,544,260	1,418,834	△125,426	64,468	△189,909	1,810,589	1,726,740	△83,849	112,704	△198,534
その他の証券	246,107	263,419	3,281	19,808	△16,396	284,490	381,061	18,570	31,752	△16,181
買入金証債権	298,510	298,712	201	3,295	△3,094	387,275	388,192	917	3,682	△2,644
譲渡性預金	542,300	542,253	△48	-	△48	545,100	545,053	△48	-	△48
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	27,508,882	28,838,959	977,097	2,478,538	△1,499,540	28,510,318	29,938,571	1,428,252	2,924,588	△1,496,324
公 社 債	16,108,612	16,598,037	387,524	1,018,901	△949,378	14,713,786	15,128,620	409,225	1,085,337	△676,111
株 式	1,085,954	2,118,958	1,053,994	1,084,853	△31,858	1,199,258	2,841,823	1,641,754	1,380,826	△19,671
外国証券	10,337,417	9,890,678	△446,838	381,989	△798,828	11,400,398	11,080,209	△340,189	483,098	△817,288
公 社 債	8,740,918	8,428,880	△314,237	287,521	△601,758	9,537,370	9,289,006	△248,364	389,394	△628,959
株 式 等	1,596,499	1,463,897	△132,601	64,465	△197,069	1,863,028	1,771,203	△91,825	112,704	△204,229
その他の証券	246,107	263,419	3,281	19,808	△16,396	284,490	381,061	18,570	31,752	△16,181
買入金証債権	298,510	298,712	201	3,295	△3,094	387,275	388,192	917	3,682	△2,644
譲渡性預金	542,300	542,253	△48	-	△48	545,100	545,053	△48	-	△48
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	2022年度末	2023年度 第1四半期会計期間末
子会社・関連会社株式	789,941	789,776
その他の有価証券	198,522	209,422
国内株式	21,414	21,409
外国株式	34,558	34,558
その他の	142,548	153,454
合 計	988,463	999,198

住友生命保険相互会社

c. 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	2022年度末					2023年度第1四半期会計期間末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損	四半期貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損
金 銭 の 信 託	14,990	14,990	-	-	-	17,965	17,965	-	-	-

(注) 時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

・運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	2022年度末		2023年度第1四半期会計期間末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	四半期貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運 用 目 的 の 金 銭 の 信 託	14,990	28	17,965	1,262

・運用目的以外の金銭の信託

2022年度末、2023年度第1四半期会計期間末ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

3. 四半期貸借対照表

			(単位:百万円)		
期 別 科 目	2022年度末 要約貸借対照表 (2022年3月31日現在)	2023年度 第1四半期会計期間末 (2023年4月30日現在)	期 別 科 目	2022年度末 要約貸借対照表 (2022年3月31日現在)	2023年度 第1四半期会計期間末 (2023年4月30日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現金及び預貯金	1,329,461	1,218,302	保険契約準備金	28,641,672	28,892,077
コールローン	647,388	303,998	支払準備金	120,531	119,814
買入金銭債権	407,646	477,372	責任準備金	28,305,473	28,519,459
金銭の借託	14,990	17,955	社員配当準備金	215,687	252,802
有価証券	28,829,411	30,094,038	再保険借	120	1,132
（うち国債）	(11,686,665)	(11,261,825)	社 債	396,510	396,510
（うち地方債）	(192,009)	(188,806)	その他の負債	4,209,470	4,642,104
（うち社債）	(3,309,271)	(3,295,456)	売現先勘定	3,110,297	3,363,488
（うち株式）	(2,466,106)	(2,886,601)	未払法人税等	-	16
（うち外国証券）	(10,831,959)	(12,042,238)	リース債務	1,806	1,474
貸付金	2,196,374	2,417,514	資産除去債務	1,769	1,774
保険約款貸付	234,873	232,302	その他の負債	1,066,694	1,176,362
一般貸付	1,963,401	2,185,131	価額変動準備金	649,626	860,229
有形固定資産	694,472	654,669	再評価に係る繰延税金負債	12,466	12,466
無形固定資産	37,366	37,622	負債の部合計	34,169,787	34,704,518
再保険貸	120	30	(純資産の部)		
その他の資産	620,127	562,766	基金償却積立金	639,000	639,000
前払年金費用	26,764	26,624	再評価積立金	2	2
繰延税金資産	493,008	366,069	剰余金	320,951	278,152
貸倒引当金	△867	△806	損失填補準備金	6,404	6,604
			その他の剰余金	314,546	271,547
			価格変動積立金	165,000	255,000
			社会及び関係者福祉増進基金	1,365	2,055
			別途積立金	223	223
			四半期末処分剰余金	147,987	14,266
			基金等合計	959,953	917,154
			その他の有価証券評価差額金	300,314	628,499
			繰延ヘッジ損益	△12,224	△14,436
			土地再評価差額金	△59,645	△59,645
			評価・換算差額等合計	228,444	554,415
資産の部合計	35,296,166	36,176,088	純資産の部合計	1,188,396	1,471,569
			負債及び純資産の部合計	35,296,166	36,176,088

(注) * 2022年度末要約貸借対照表の四半期末処分剰余金は、当期末処分剰余金を示しております。

住友生命保険相互会社

4. 四半期損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	
	2022年度 第1四半期累計期間 〔2022年4月1日から 2022年6月30日まで〕	2023年度 第1四半期累計期間 〔2023年4月1日から 2023年6月30日まで〕
	金 額	金 額
経 常 収 益	945,151	915,223
保 険 料 等 収 入	563,874	517,015
(うち 保 険 料)	(563,296)	(516,132)
資 産 運 用 収 益	362,749	382,068
(うち 利息及び配当金等収入)	(173,007)	(180,715)
(うち 金 銭 の 信 託 運 用 益)	(677)	(1,535)
(うち 有 価 証 券 売 却 益)	(67,068)	(33,407)
(うち 金 融 派 生 商 品 収 益)	(26,602)	(-)
(うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益)	(-)	(47,813)
そ の 他 経 常 収 益	18,526	16,139
経 常 費 用	875,902	889,923
保 険 金 等 支 払 金	499,129	465,583
(うち 保 険 金)	(134,435)	(136,936)
(うち 年 金)	(108,017)	(107,750)
(うち 給 付 金)	(97,881)	(83,775)
(うち 解 約 返 戻 金)	(146,026)	(123,848)
(うち その他 返 戻 金)	(12,520)	(12,003)
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	211,724	213,992
支 払 備 金 繰 入 額	782	-
責 任 準 備 金 繰 入 額	210,935	213,986
社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額	6	6
資 産 運 用 費 用	53,364	99,849
(うち 支 払 利 息)	(3,265)	(7,373)
(うち 有 価 証 券 売 却 損)	(18,645)	(23,378)
(うち 有 価 証 券 評 価 損)	(2,232)	(201)
(うち 金 融 派 生 商 品 費 用)	(-)	(61,398)
(うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 損)	(22,650)	(-)
事 業 費	83,442	81,862
そ の 他 経 常 費 用	28,241	28,635
経 常 利 益	69,248	25,300
特 別 損 失	54,908	10,763
固 定 資 産 等 処 分 損	43	7
減 損 損 失	918	-
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	53,900	10,700
社 会 及 び 契 約 者 権 益 増 進 助 成 金	46	56
税 引 前 四 半 期 純 剰 余	14,340	14,537
法 人 税 及 び 住 民 税	5,650	△134
法 人 税 等 調 整 額	△5,942	403
法 人 税 等 合 計	△292	269
四 半 期 純 剰 余	14,633	14,268

住友生命保険相互会社

注記事項

(四半期貸借対照表関係)

2023 年度第 1 四半期会計期間末											
1.	外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、6 月末日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。										
2.	個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。 IBNR 告示第 1 条第 1 項本文に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本文と同様の方法により算出しております。 なお、前期末においては、当該みなし入院に係る額の代わりに、重症化リスクの高い方以外のみなし入院に係る額を除外しておりましたが、当第 1 四半期会計期間にみなし入院の入院給付金の取扱いを終了したことにより、当該みなし入院に係る額を除外して算出する方法に見直しております。										
3.	四半期貸借対照表については、前年度の剰余金処分案が 2023 年 7 月 4 日の総代会にて承認されることを前提としております。										
4.	消費貸借契約により貸し付けている有価証券の四半期貸借対照表価額は、4,248,263 百万円です。										
5.	社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 <table> <tr> <td>当期首現在高</td><td>215,667 百万円</td></tr> <tr> <td>前年度剰余金よりの繰入予定額</td><td>57,067 百万円</td></tr> <tr> <td>当第 1 四半期累計期間社員配当金支払額</td><td>19,938 百万円</td></tr> <tr> <td>利息による増加等</td><td>6 百万円</td></tr> <tr> <td>当第 1 四半期会計期間末現在高</td><td>252,802 百万円</td></tr> </table>	当期首現在高	215,667 百万円	前年度剰余金よりの繰入予定額	57,067 百万円	当第 1 四半期累計期間社員配当金支払額	19,938 百万円	利息による増加等	6 百万円	当第 1 四半期会計期間末現在高	252,802 百万円
当期首現在高	215,667 百万円										
前年度剰余金よりの繰入予定額	57,067 百万円										
当第 1 四半期累計期間社員配当金支払額	19,938 百万円										
利息による増加等	6 百万円										
当第 1 四半期会計期間末現在高	252,802 百万円										
6.	2023 年 8 月 3 日に、保険業法第 60 条の規定により基金を 50,000 百万円新たに募集いたしました。										
7.	2023 年 9 月 20 日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された外貨建劣後特約付社債 99,480 百万円の期限前償還を行う予定です。										

住友生命保険相互会社

5. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

区 分	2022年度 第1四半期累計期間	2023年度 第1四半期累計期間
基礎利益 A	50,472	43,613
キャピタル収益	206,066	196,876
金銭の信託運用益	663	1,262
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	67,068	33,407
金融派生商品収益	26,602	—
為替差益	94,705	117,984
その他キャピタル収益	17,026	44,222
キャピタル費用	120,819	194,344
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	18,645	23,378
有価証券評価損	2,232	201
金融派生商品費用	—	61,398
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	99,941	109,366
キャピタル損益 B	85,247	2,531
キャピタル損益含む基礎利益 A + B	135,719	46,145
臨時収益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	66,470	20,844
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	53,400	7,300
個別貸倒引当金繰入額	11	5
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	13,059	13,539
臨時損益 C	△66,470	△20,844
経常利益 A + B + C	69,248	25,300

（参考）その他項目の内訳

	2022年度 第1四半期累計期間	2023年度 第1四半期累計期間
基礎利益	82,928	65,417
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	△5,663	58
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	99,941	107,575
指数変動に係る保険料積立金変動の影響額	△663	1,732
金銭の信託運用損益のうち利息及び配当金等収入に相当する額	13	273
為替に係るヘッジコストに相当する額	△10,067	△43,963
投資信託の解約損益に相当する額	—	—
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	△432	△258
その他キャピタル収益	17,026	44,222
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	5,663	—
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	—
指数変動に係る保険料積立金変動の影響額	863	—
為替に係るヘッジコストに相当する額	10,067	43,963
投資信託の解約損益に相当する額	—	—
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	432	258
その他キャピタル費用	99,941	109,366
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	—	58
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	99,941	107,575
指数変動に係る保険料積立金変動の影響額	—	1,732
為替に係るヘッジコストに相当する額	—	—
投資信託の解約損益に相当する額	—	—
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	—	—
その他臨時費用	13,059	13,539
個人年金保険の年金開始後契約の一部についての保険料積立金を過期して 繰り立てた額	13,059	13,539

住友生命保険相互会社

6. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項 目	2022年度末	2023年度 第1四半期会計期間末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	4,257,297	4,682,357
基金等	902,886	902,887
価格変動準備金	849,526	860,226
危険準備金	752,500	759,800
一般貸倒引当金	619	558
(その他の有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	369,236	776,290
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	140,576	138,102
全期テルメル式責任準備金相当額超過額	727,392	729,377
負債性資本調達手段等	566,510	566,510
全期テルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△160,000	△160,000
その他	108,048	108,602
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_4$ (B)	1,047,545	1,284,542
保険リスク相当額 R_1	61,574	61,194
第三分野保険の保険リスク相当額 R_2	69,167	69,533
予定利率リスク相当額 R_3	175,772	177,781
最低保証リスク相当額 R_4^*	2,973	2,899
資産運用リスク相当額 R_5	837,483	1,069,427
経営管理リスク相当額 R_6	22,939	27,616
ソルベンシー・マージン比率 (A) $(1/2) \times (B) \times 100$	812.8%	729.0%

※最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号別表6の2に定める標準的方式により算出しています。

(注) 2022年度末の数値は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2023年度第1四半期会計期間末は、これらの規定に準じて算出しております。

住友生命保険相互会社

7. 特別勘定の状況

a. 特別勘定資産残高の状況

(単位：百万円)

区 分	2022年度末	2023年度 第1四半期会計期間末
	金 額	金 額
個 人 変 額 保 険	58,299	61,541
変 額 個 人 年 金 保 険	43,759	44,655
団 体 年 金 保 険	688,460	722,851
特 別 勘 定 計	790,519	829,047

b. 保有契約高

(1) 個人変額保険（特別勘定）の状況

(単位：件、百万円)

区 分	2022年度末		2023年度 第1四半期会計期間末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
個人変額保険(有期型)	7	30	6	26
個人変額保険(終身型)	44,702	233,611	44,285	232,178
合 計	44,709	233,641	44,291	232,204

(2) 変額個人年金保険（特別勘定）の状況

(単位：件、百万円)

区 分	2022年度末		2023年度 第1四半期会計期間末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変 額 個 人 年 金 保 険	66,094	133,848	63,870	125,226

住友生命保険相互会社

8. 保険会社及びその子会社等の状況

a. 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2022年度 第1四半期連結累計期間	2023年度 第1四半期連結累計期間
経 常 収 益	1,109,401	1,102,415
経 常 利 益	84,037	24,100
親会社に帰属する四半期純剰余	27,055	13,105
四 半 期 包 括 利 益	△625,537	400,467

項 目	2022年度末	2023年度 第1四半期連結会計期間末
総 資 産	42,662,408	43,786,158
ソルベンシー・マージン比率	679.0%	629.0%

b. 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子法人等数	27社
持分法適用非連結子法人等数	0社
持分法適用関連法人等数	10社

住友生命保険相互会社

c. 四半期連結貸借対照表

			(単位：百万円)		
期 別 科 目	2022年度末 要約連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)	2023年度 第1四半期連結会計期間末 (2023年3月30日現在)	期 別 科 目	2022年度末 要約連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)	2023年度 第1四半期連結会計期間末 (2023年3月30日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,565,736	1,487,957	保険契約準備金	35,233,129	35,635,482
コールローン	947,388	303,998	支払準備金	169,362	174,202
買入金銭債権	407,646	477,872	責任準備金	34,949,109	35,208,476
金銭の信託	14,990	17,965	社員配当準備金	215,687	252,502
有価証券	33,598,005	35,034,038	再保険債	12,643	17,100
貸付金	3,175,130	3,416,157	社 債	428,417	428,689
有形固定資産	595,313	658,322	その他の負債	5,361,612	5,723,292
無形固定資産	234,084	225,762	退職給付に係る負債	4,133	5,098
代理店貸	151	150	価格変動準備金	849,771	890,477
再保険貸	12,450	11,224	繰延税金負債	5	22
その他の資産	1,588,901	1,672,965	再評価に係る繰延税金負債	12,486	12,466
退職給付に係る資産	35,837	36,581	負債の部合計	41,902,180	42,682,530
繰延税金資産	588,114	447,938	(純資産の部)		
貸倒引当金	△4,373	△4,295	基金償却積立金	639,000	639,000
			再評価積立金	2	2
			運転剰余金	155,000	111,038
			基金等合計	794,002	750,040
			その他有価証券評価差額金	5,594	386,904
			繰戻ヘッジ損益	△13,083	△11,958
			土地再評価差額金	△59,645	△59,645
			為替換算調整勘定	28,216	33,190
			退職給付に係る調整累計額	5,005	4,947
			その他の包括利益累計額合計	△33,921	353,439
			非支配株主持分	147	147
			純資産の部合計	760,227	1,103,627
資産の部合計	42,682,408	43,786,158	負債及び純資産の部合計	42,682,408	43,786,158

住友生命保険相互会社

d. 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目	期 別	2022年度	2023年度
		第1四半期連結累計期間	第1四半期連結累計期間
		〔 2022年4月1日から 2022年6月30日まで 〕	〔 2023年4月1日から 2023年6月30日まで 〕
		金 額	金 額
経 常 収 益		1,109,401	1,102,415
保 険 料 等 収 入		644,183	618,084
資 産 運 用 収 益		435,587	480,572
（うち利息及び配当金等収入）		(215,258)	(239,446)
（うち金銭の信託運用益）		(677)	(1,535)
（うち売買目的有価証券運用益）		(-)	(9,793)
（うち有価証券売却益）		(69,144)	(35,458)
（うち特別勘定資産運用益）		(-)	(47,813)
そ の 他 経 常 収 益		29,630	23,769
経 常 費 用		1,025,363	1,078,315
保 険 金 等 支 払 金		548,202	557,830
（うち 保 険 金）		(147,498)	(153,774)
（うち 年 金）		(108,030)	(107,768)
（うち 給 付 金）		(128,450)	(119,072)
（うち 解約返戻金）		(148,528)	(124,417)
責 任 準 備 金 等 繰 入 額		233,480	250,932
支 払 準 備 金 繰 入 額		735	-
責 任 準 備 金 繰 入 額		232,718	250,926
社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額		8	6
資 産 運 用 費 用		85,638	107,286
（うち 支 払 利 息）		(4,378)	(12,903)
（うち売買目的有価証券運用損）		(20,718)	(-)
（うち有価証券売却損）		(19,358)	(24,937)
（うち有価証券評価損）		(2,605)	(708)
（うち特別勘定資産運用損）		(22,650)	(-)
事 業 費 用		119,853	121,324
そ の 他 経 常 費 用		40,209	41,140
経 常 利 益		84,037	24,100
特 別 損 失		55,050	10,804
固 定 資 産 等 処 分 損		53	36
減 損 損 失		1,040	6
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額		53,908	10,705
社 会 及 び 契 約 者 福 祉 増 進 助 成 金		48	56
税 金 等 調 整 前 四 半 期 純 利 余		28,987	13,296
法 人 税 及 び 住 民 税 等		3,976	1,175
法 人 税 等 調 整 額		△2,045	△985
法 人 税 等 合 計		1,930	189
四 半 期 純 利 余		27,056	13,106
非支配株主に帰属する四半期純利余		1	0
親会社に帰属する四半期純利余		27,055	13,105

住友生命保険相互会社

(四半期連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	期 別	
	2022年度 第1四半期連結累計期間 〔2022年4月1日から 2022年6月30日まで〕	2023年度 第1四半期連結累計期間 〔2023年4月1日から 2023年6月30日まで〕
	金 額	金 額
四 半 期 純 利 益	27,056	13,108
そ の 他 の 包 括 利 益	△652,594	387,361
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△672,735	389,457
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△8,291	1,105
為 替 換 算 調 整 勘 定	23,771	2,809
退職給付に係る調整額	△352	△58
持分法適用会社に対する持分相当額	5,013	3,048
四 半 期 包 括 利 益	△625,537	400,467
親会社に係る四半期包括利益	△625,538	400,467
非支配株主に係る四半期包括利益	1	0

住友生命保険相互会社

注記事項

(四半期連結貸借対照表関係)

2023年度第1四半期連結会計期間末											
1. 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、6月末日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。 2. 当社の個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。 IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。 なお、前連結会計年度末においては、当該みなし入院に係る額の代わりに、重症化リスクの高い方以外のみなし入院に係る額を除外しておりましたが、当第1四半期連結会計期間にみなし入院の入院給付金の取扱いを終了したことにより、当該みなし入院に係る額を除外して算出する方法に見直しております。 3. 四半期連結貸借対照表については、前年度の剰余金処分案が2023年7月4日の総代会にて承認されることを前提としております。 4. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の四半期連結貸借対照表価額は、4,248,263百万円です。 5. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 <table data-bbox="475 1160 1157 1299"> <tr> <td>当期首現在高</td><td>215,667百万円</td></tr> <tr> <td>前連結会計年度剰余金よりの繰入予定額</td><td>57,067百万円</td></tr> <tr> <td>当第1四半期連結累計期間社員配当金支払額</td><td>19,938百万円</td></tr> <tr> <td>利息による増加等</td><td>6百万円</td></tr> <tr> <td>当第1四半期連結会計期間末現在高</td><td>252,802百万円</td></tr> </table> 6. 当社は、2023年8月3日に、保険業法第60条の規定により基金を50,000百万円新たに募集いたしました。 7. 当社は、2023年9月20日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された外貨建劣後特約付社債99,480百万円の期限前償還を行う予定です。 8. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ647,959百万円、588,446百万円含まれています。		当期首現在高	215,667百万円	前連結会計年度剰余金よりの繰入予定額	57,067百万円	当第1四半期連結累計期間社員配当金支払額	19,938百万円	利息による増加等	6百万円	当第1四半期連結会計期間末現在高	252,802百万円
当期首現在高	215,667百万円										
前連結会計年度剰余金よりの繰入予定額	57,067百万円										
当第1四半期連結累計期間社員配当金支払額	19,938百万円										
利息による増加等	6百万円										
当第1四半期連結会計期間末現在高	252,802百万円										

住友生命保険相互会社

注記事項

(四半期連結損益計算書関係)

2023 年度第 1 四半期連結累計期間
1. 当第 1 四半期連結累計期間に係る減価償却費（賃貸用不動産等減価償却費を含む）は 11,741 百万円、のれんの償却額は、1,879 百万円です。

住友生命保険相互会社

e. 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況

(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位: 百万円)

項 目	2023年度末	2023年度 第1四半期連結会計期間末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,597,472	4,086,902
基金等	548,883	556,945
価格変動準備金	849,771	860,477
危険準備金	756,736	763,623
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	4,123	4,044
(その他の有価証券評価額(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	32,194	502,621
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	140,574	138,100
未認識管理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	6,942	6,861
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	779,854	776,758
負債性資本調達手段等	566,510	566,510
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△196,176	△197,650
その他	108,056	108,609
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1^2+R_2^2+R_3^2+R_4^2)}+(R_5+R_6+R_7)^{1/2}+R_8+R_9$ (B)	1,059,629	1,299,392
保険リスク相当額 R_1	99,759	100,852
一般保険リスク相当額 R_2	—	—
巨大災害リスク相当額 R_3	0	0
第三分野保険の保険リスク相当額 R_4	95,565	96,755
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_5	9	9
予定利率リスク相当額 R_6	175,797	177,803
最低保証リスク相当額 R_7^B	8,134	8,307
資産運用リスク相当額 R_8	832,861	1,068,766
経営管理リスク相当額 R_9	24,242	29,049
ソルベンシー・マージン比率 (A) (1/2)×(B) ×100	679.0%	629.0%

※最低保証リスク相当額は、平成23年金融庁告示第23号別表11に定める標準的方式により算出しています。

(注)2022年度末は、保険業法第130条、保険業法施行規則第58条の2及び第88条並びに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

2023年度第1四半期連結会計期間末は、これらの規定に基づいて算出しております。

f. セグメント情報

2023年度第1四半期連結累計期間（2023年4月1日から 2023年6月30日まで）において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しています。

住友生命保険相互会社

独立監査人の中間監査報告書

2023年9月15日

住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社
代表取締役 関口 陽平 様

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中山 卓弥

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社の2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断に

より、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

(※2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。